

2026年度入学者用

OUUC

ガイドブック

学 園 生 活 の 手 び き

学生生活安全マニュアル

地震対応(初動マニュアル)

Otaru University of Commerce
小樽商科大学

OUC ガイドブックは、以下の冊子を合冊したものです。

いずれも学生生活を送る上で、

大変重要な事項が記載されています。

必ず熟読し、内容をよく理解しておいてください。

1. 学園生活の手びき

2. 学生生活安全マニュアル

3. 地震対応（初動マニュアル）

2026年度

学園生活の 手びき

CAMPUS LIFE GUIDE 2026

Otaru University of Commerce
小樽商科大学



ようこそ緑丘へ

副学長 猪口 純路

商大入学おめでとう！！

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。小樽商科大学は、地元小樽では親しみを込めて「商大」と呼ばれています。1911年の小樽高等商業学校設立以来、緑豊かな丘の上で115年以上にわたり教育と研究を続けてきました。この地は「緑丘（りょつきゅう）」と呼ばれ、同窓会の名称も「緑丘会」です。

商大は、経済界のみならず、小林多喜二や伊藤整といった文学者など、商学の枠を超えて幅広い分野で活躍する人材を送り出してきました。また近年は、従来の実践的かつ国際的な教育研究の伝統を発展させ、地球規模の視点で学びながらの地域課題解決、地域に根差した視点から世界の課題解決を志向する“グローバル大学”としての歴史を積み重ねてきています。

そして皆さんが、この度その伝統ある緑丘の一員となられましたこと、私自身も商大OBの一人として心から歓迎すると共に誇りに思っています。

なりたい自分へ挑戦を

大学生活で、何に挑戦してみたいですか？正課の授業はもちろん、学生起業、留学、資格取得、クラブ活動、アルバイト、地域活動、海外での経験——。皆さんの前には、多くの可能性が広がっています。商大は決して大きな大学ではありません。しかし、私の知る限り、商大は国内の多くの大学に比してもチャンスに溢れる大学であり、挑戦への距離も近く、主体的に行動すれば夢をつかめる環境があります。座学を通じたオーソドックスな理論の修得はもとより、企業や地域と連携した実践的な学び、国際的な交流機会、学生による起業、学術論文の発表など、自ら一步を踏み出せば、夢を具体的な行動へと変えることができる大学です。ぜひ、「なりたい自分」を意識しながら、挑戦を重ねてください。

もちろん、挑戦には困難がつきものです。思い通りにいかないこともあるでしょう。疲れたり、不安になったりすることもあります。そのときは、決して一人で抱え込まないでください。この『学園生活の手びき』には、皆さんを支える制度や相談窓口がまとめられています。今日、今この瞬間にすべてを読む必要はありません。ただ、目次には目を通しておいてください。困ったときに「どこに相談すればよいか」を知っていることが、大きな安心につながります。教職員一同、そして緑丘会とも連携しながら、皆さんを支える体制を整えています。どうか遠慮なく、声を上げてください。

緑丘で生涯の仲間を

商大にはクラス制はありませんが、基礎ゼミや語学は少人数で行われます。回を重ねるごとに顔と名前が一致し、自然と仲間ができていきます。3年次からの研究指導（ゼミ）では、教員のもとで約2年間、少人数の固定メンバーと議論を重ねます。濃密な時間は、かけがえのない経験となるでしょう。また、商大には70を超える体育系・文化系サークルがあります。全国レベルで活躍する団体もあり、加入率も高いのが特徴です。ともに汗を流し、語り合い、時にぶつかり合いながら築く関係は、一生の財産になります。山の上までの通学は、少し大変かもしれませんが、しかしその坂道の先には、皆さんを待つ仲間と学びがあります。緑丘での時間を、思いきり楽しんでください。商大は、皆さんの挑戦を全力で応援します。

I. 大学の概要	4	6.4 学生の行事	32
1 沿革.....	4	7 海外留学.....	33
2 歴代校長・学長.....	5	7.1 交換留学（1年以内）制度... 33	
3 名誉教授.....	6	7.2 語学研修制度.....	34
4 組織・機構図.....	6	7.3 本学の海外留学制度以外で海 外渡航する場合.....	34
5 施設所在地.....	7	7.4 海外留学相談.....	34
6 小樽商科大学配置図.....	8	8 就職.....	35
II. 学園生活	9	8.1 キャリア支援センター.....	35
1 学園生活.....	9	8.2 就職支援スケジュール.....	36
1.1 行事予定.....	9	8.3 産業別就職状況.....	36
1.2 授業時間.....	9	8.4 令和6年度卒業生の就職先... 37	
1.3 学修・修学.....	9	8.5 インターンシップ.....	37
1.4 学生関係の窓口.....	10	9 本学大学院への進学のための制度38	
1.5 学生への連絡について.....	12	9.1 学部・大学院（博士前期課程及 び専門職学位課程）5年一貫教育 プログラム.....	38
1.6 自動車・自動二輪車等での通 学.....	12	9.2 学部学生による大学院科目履 修制度.....	38
1.7 キャンパスマナー.....	13	10 関係施設等.....	38
1.8 注意事項.....	14	10.1 学生会館.....	39
1.9 その他.....	15	10.2 グローカルラウンジⅠ.....	40
2 諸手続.....	16	10.3 グローカルラウンジⅡ.....	40
2.1 連絡先等の変更.....	16	10.4 輝光寮（学生寮）.....	40
2.2 休学・退学・編入学受験等... 17		10.5 体育施設.....	40
2.3 学生証・各種証明書.....	19	10.6 課外活動施設.....	41
3 経済生活.....	21	10.7 物品の借用.....	42
3.1 授業料.....	21	III. 各施設の利用案内	43
3.2 高等教育の修学支援新制度（給 付奨学金と授業料等減免）.....	22	1 附属図書館.....	43
3.3 授業料の徴収猶予.....	23	1.1 はじめに.....	43
3.4 奨学金.....	24	1.2 利用手続き.....	43
3.5 修学支援基金事業.....	25	1.3 開館時間（令和8年度）.....	43
3.6 奨励金.....	25	1.4 入退館.....	44
3.7 アルバイトの紹介.....	26	1.5 閲覧・貸出等.....	44
3.8 国民年金.....	26	1.6 図書館の資料.....	45
4 健康管理.....	27	1.7 目録・情報検索.....	46
4.1 定期健康診断.....	27	1.8 レファレンス・サービス.....	46
4.2 学生教育研究災害傷害保険（略 称：学研災）・学研災付帯賠償責 任保険（略称：付帯賠償）.....	27	1.9 複写機の利用.....	46
5 各種相談.....	28	1.10 図書館にない文献の入手方法46	
5.1 学生何でも相談室／特別修学 支援室.....	28	1.11 その他.....	47
5.2 ハラスメント相談室.....	29	2 言語センター.....	49
6 課外活動.....	31	3 保健管理センター.....	50
6.1 課外活動.....	31	3.1 保健管理センター.....	50
6.2 学生団体の内容.....	31	3.2 健康診断.....	51
6.3 各種届出.....	32	4 情報総合センター.....	52
		4.1 利用手続きについて.....	52
		4.2 実習室（パソコンルーム）の利	

用のための注意事項について.. 52

IV. 学則及び関係諸規程..... 53

- 1 学則等 54
- 2 授業料等関係..... 55
- 3 国際交流関係..... 55
- 4 賞罰関係..... 56
- 5 その他 56

V. 学生自治会..... 57

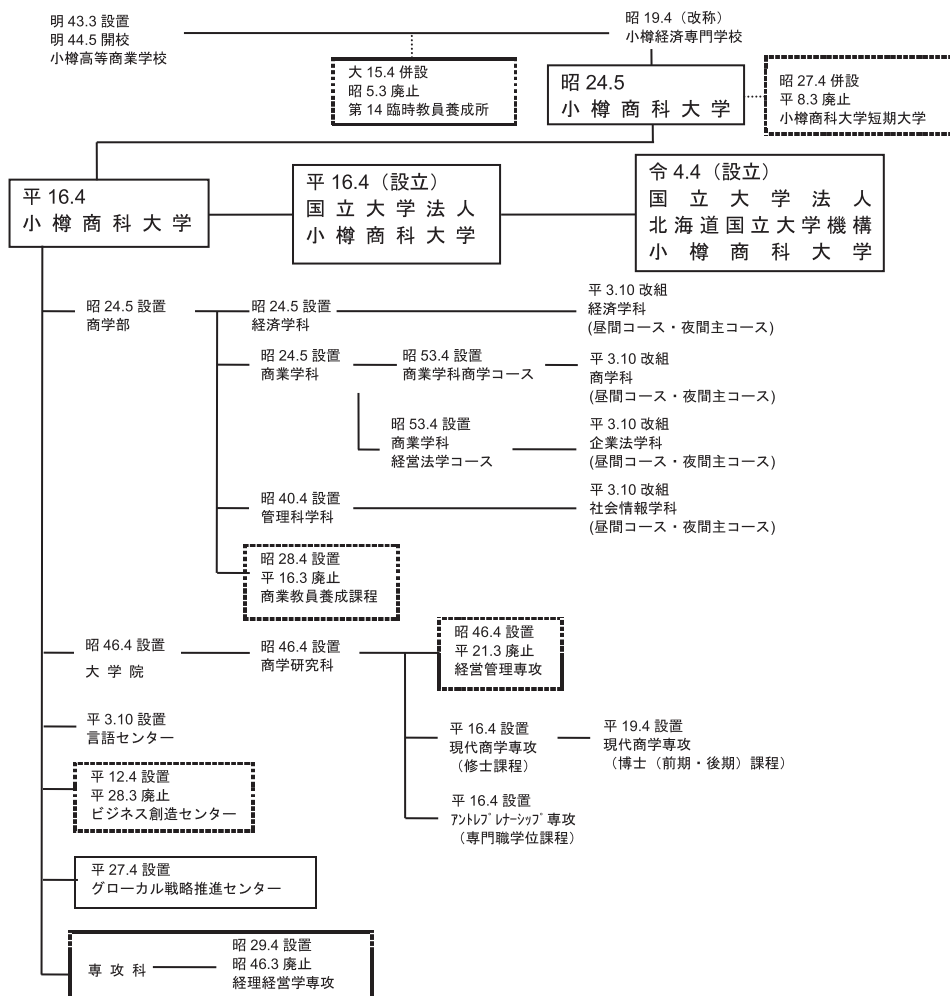
- 1 学生自治会組織 57
 - 2 学生自治会費 57
 - 3 主要行事..... 57
 - 4 学生自治会組織図 58
- 小樽商科大学自治会会則等 59

I. 大学の概要

1 沿革

小樽商科大学は、昭和24年5月に国立学校設置法（法律第150号）により、新制大学として発足し、平成16年4月国立大学法人小樽商科大学に移行し、令和4年4月には帯広畜産大学と北見工業大学との経営統合により、国立大学法人北海道国立大学機構 小樽商科大学に移行しました。その起源は、遠く明治44年5月全国の官立高等商業学校のうち第5番目として開校された小樽高等商業学校の設立にはじまります。

以来、今日に至るまでに、本学の歴史は実に100年以上にわたっており、産業の興隆並びに学術・文化の発展に貢献してきました。



2 歴代校長・学長

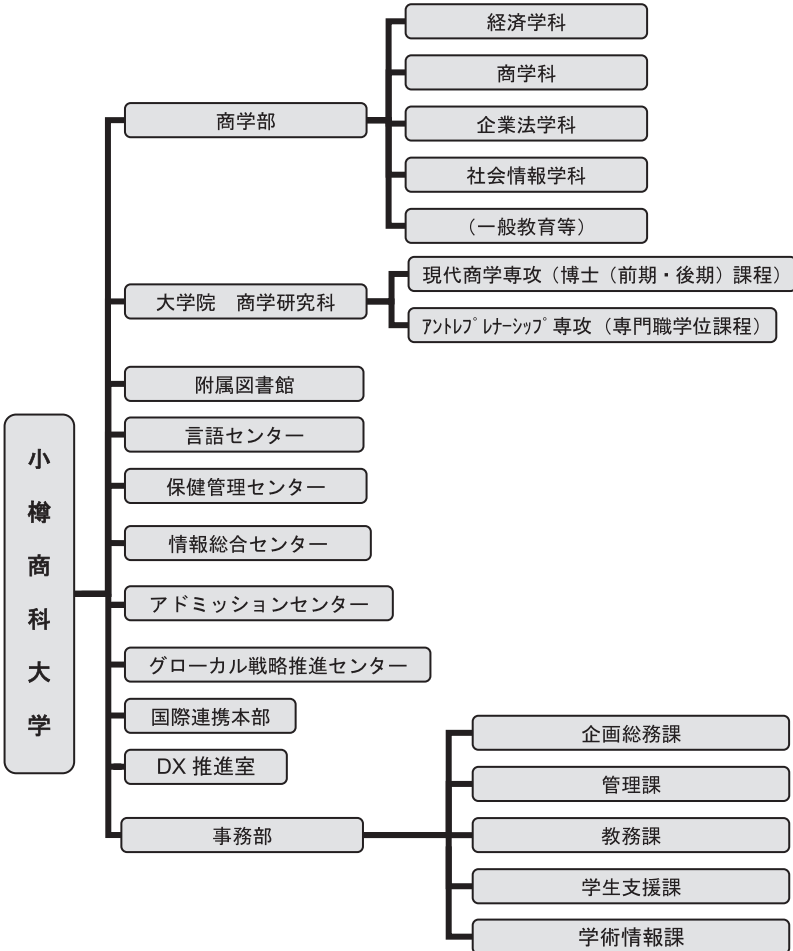
名 称	在 職 期 間	在職年数	氏 名	
小樽高等商業学校	自 明治 44年01月26日 至 大正 10年11月28日	10年11月	渡 辺 龍 聖	
	自 大正 10年11月28日 至 昭和 10年04月02日	13年6月	伴 房 次 郎	
	自 昭和 10年04月02日 至 昭和 19年03月31日	9年	苔 米 地 英 俊	
小樽経済専門学校	自 昭和 19年04月01日 至 昭和 21年03月13日	2年	苔 米 地 英 俊	
	自 昭和 21年03月13日 至 昭和 21年05月31日	3月	校長事務取扱 浜 林 生 之 助	
	自 昭和 21年05月31日 至 昭和 26年03月31日	4年11月	大 野 純 一	
小樽商科大学	自 昭和 24年05月31日 至 昭和 32年07月28日	8年3月	大 野 純 一	
	自 昭和 32年07月29日 至 昭和 32年11月07日	5月	学長事務取扱 木 部 林 二	
	自 昭和 32年11月08日 至 昭和 40年11月07日	8年1月	加 茂 儀 一	
	自 昭和 40年11月08日 至 昭和 41年03月01日	5月	学長事務取扱 松 尾 正 路	
	自 昭和 41年03月01日 至 昭和 51年02月29日	10年	實 方 正 雄	
	自 昭和 51年03月01日 至 昭和 55年02月29日	4年	伊 藤 森 右 衛 門	
	自 昭和 55年03月01日 至 昭和 59年02月29日	4年	長 谷 部 亮 一	
	自 昭和 59年03月01日 至 昭和 59年03月31日	1月	学長事務取扱 松 本 忠 司	
	自 昭和 59年04月01日 至 平成 04年03月31日	8年	藤 井 榮 一	
	自 平成 04年04月01日 至 平成 14年03月31日	10年	山 田 家 正	
	自 平成 14年04月01日 至 平成 16年03月31日	2年	秋 山 義 昭	
	国立大学法人 小樽商科大学	自 平成 16年04月01日 至 平成 20年03月31日	4年	秋 山 義 昭
		自 平成 20年04月01日 至 平成 26年03月31日	6年	山 本 眞 樹 夫
自 平成 26年04月01日 至 令和 02年03月31日		6年	和 田 健 夫	
自 令和 02年04月01日 至 令和 04年03月31日		2年	穴 沢 眞	
国立大学法人 北海道国立大学機構 小樽商科大学	自 令和 04年04月01日 至 令和 08年03月31日	4年	穴 沢 眞 (大学総括理事)	
	自 令和 08年04月01日		江 頭 進 (大学総括理事)	

3 名誉教授

教育上・学術上の功績顕著な専任教授に対し、小樽商科大学名誉教授の称号を授与しています。詳細は、本学 HP をご確認ください。

<https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/emeritus/>

4 組織・機構図



5 施設所在地

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
事務部	〒047-8501	小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号	電話（代表） (0134)27-5206
商学部			
大学院			
言語センター			
保健管理センター			
情報総合センター			
アドミッションセンター			
グローバル戦略推進センター			
国際連携本部			
DX 推進室			
学生何でも相談室			電話 (0134)27-5241
特別修学支援室			
大会館	〒047-8503		
附属図書館	〒047-8502		電話 (0134)27-5273
札幌サテライト	〒060-0005	札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7 番地 sapporo55 ビル 3F	電話 (011)218-6377
輝光寮（学生寮）	〒047-0034	小樽市緑 4 丁目 4 番 14 号	電話 (0134)27-5239
国際交流会館		小樽市緑 4 丁目 4 番 15 号	
体育館	〒047-8501	小樽市緑 4 丁目 4 番 14 号	電話 (0134)27-5460
合宿研修施設			電話 （内線）6539
サークル共用施設			電話 （内線）6536
山上グラウンド	〒048-2672	小樽市塩谷 3 丁目 104 番地	
ヨット艇庫（共同利用艇庫）	〒047-0047	小樽市祝津 3 丁目	電話 (0134)32-6928
ボート艇庫（共同利用艇庫）	〒061-3362	石狩市生振 367	電話 (0133)64-6457

6 小樽商科大学配置図



II. 学園生活

1 学園生活

1.1 行事予定

2026年度の行事予定は本学ホームページ（以下、「本学 HP」という。）及び履修の手引きで確認してください。行事予定は毎年変わります。

1.2 授業時間

昼間コースの学生は、基本的に 1~5 講目を履修し、夜間主コースの学生は 6~7 講目に開講する授業を履修することになります。昼間コース・夜間主コース共に、一部通常の曜日・時限とは異なる日時に実施する場合がありますので、詳細は、行事予定表を確認してください。

夜間主コースの学生は、決められた範囲内で 1~5 講目の授業科目を履修することもできます。

1 講目	8:50 ~ 10:20	4 講目	14:30 ~ 16:00
2 講目	10:30 ~ 12:00	5 講目	16:10 ~ 17:40
昼休み	12:00 ~ 12:50	6 講目	17:45 ~ 19:15
3 講目	12:50 ~ 14:20	7 講目	19:25 ~ 20:55

1.3 学修・修学

新入生オリエンテーションが終わると授業が始まります。授業形態は高校とは全く異なります。学業・修学を計画的に進めるためには、「履修の手引き」と「シラバス」を熟読することが大切です。不明な点、問題等が生じた場合は、履修指導教員又は、教務課学部教務係に相談してください。
※ 履修指導教員については、履修の手引きを確認してください。

■ 学業成績

前期科目の成績については 8 月下旬、後期・通年科目の成績については 3 月上旬に学務情報システム（Campus Square）で閲覧可能になりますので、履修の手引きにて Campus Square のマニュアルを参照し、各自確認してください。

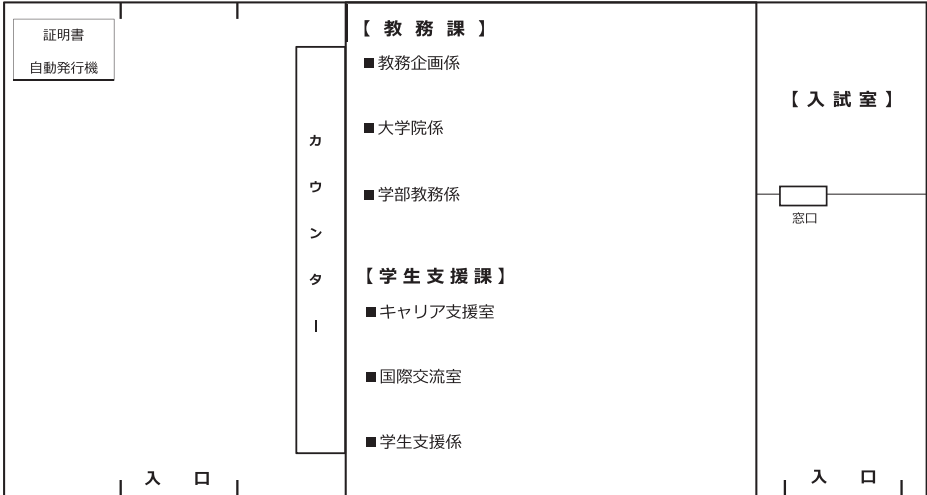
■ 欠席届

病気、けが、事故等やむを得ない事情によって授業又は定期試験を欠席する場合は、授業担当教員に直接、メールで欠席届を提出してください。欠席届の様式、教員の連絡先等については、履修の手引き又は manaba の学内掲示板を確認してください。

1.4 学生関係の窓口

■ 学生関係の窓口配置図

学生センター案内図



■ 学生関係の窓口等の開放時間

		学生センター	キャリア支援センター	講義棟 (2・3号館)	講義棟 (4・5号館)	入試室窓口	情報総合センター
授業のある期間	月曜日 ～ 金曜日	8:30～12:00 13:00～19:30	8:30～12:00 13:00～17:15	8:00～ 23:00	8:00～ 22:00	8:30～12:00 13:00～17:15	9:00～12:00 13:00～17:00
	土曜日	閉鎖	閉鎖	3・4号館のみ 8:00～22:00 5号館のみ 7:00～21:30		閉鎖	閉鎖
授業のない期間	月曜日 ～ 金曜日	8:30～12:00 13:00～17:15	8:30～12:00 13:00～17:15	8:00～ 23:00	8:00～ 22:00	8:30～12:00 13:00～17:15	9:00～12:00 13:00～17:00
	土曜日	閉鎖	閉鎖	3・4号館のみ 8:00～22:00		閉鎖	閉鎖

※日曜、祝日は、附属図書館を除き大学は全て閉鎖されています。また、授業のない期間とは、夏季、冬季、春季休業や臨時休業及び定期試験期間のうち夜間主コースの試験のない日などです。

■ 学生関係の手続等の担当部署

部署名	担当係	内容
教務課	教務企画係	①学籍関係(休学・退学・復学・改姓・改名) ②各種証明書発行(学生証・通学定期券購入用シール等を含む)
	学部教務係	①講義関係全般 ②試験関係 ③成績関係 ④履修登録関係 ⑤科目等履修生・研究生 ⑥教育実習、教員免許、介護等体験
	大学院係	①講義関係全般 ②試験関係 ③成績関係 ④履修登録関係 ⑤科目等履修生・研究生
学生支援課	学生支援係	①奨学金に関すること ②学生の集会・掲示に関すること ③課外活動に関すること ④遺失物・拾得物 ⑤入構許可証(学生・サークル・臨時) ⑥学生会館に関すること ⑦学生寮に関すること ⑧学生教育研究災害傷害保険等の申し込み ⑨入学料免除・授業料免除 ⑩障がいのある学生の支援
	国際交流室	①外国人留学生の支援 ②学生の派遣に関すること ③短期留学プログラムに関すること
	キャリア支援室	①就職支援 ②就職ガイダンス関係 ③インターンシップ関係
情報総合センター	情報処理係	①学内無線LAN(学内Wi-fi) ②SSL-VPN ③Microsoft Office 365(学内メールアドレスを含む)
入試室	入学試験係	学部・大学院等の学生募集に関すること
管理課	経理・予算係	授業料に関すること

※上記の内容について問い合わせをする場合は、
専用のお問い合わせフォームをご利用ください。

【お問い合わせフォーム】



■ 大学からの電話連絡等

大学からの電話連絡（小樽市の市外局番 0134 からの発信）には緊急かつ重要な事が多いので、必ず電話に出てください。

なお、携帯電話番号を学務情報システム（Campus Square）に登録・最新の情報に更新しておいてください。

学務情報システムの個人情報には法の下に安全に管理されており、外部に遺漏されることはありません。

また、大学からメールで連絡をする際は、大学メールアドレス（@edu.otaru-uc.ac.jp）宛てにお送りいたしますので、必ず通知を受け取れるよう設定しておいてください。

1.5 学生への連絡について

学生への連絡・周知は本学 HP 又は manaba 「学内掲示板」コースによって行います。

通知には学生呼出・授業・試験・レポート・修学指導・奨学金・授業料減免等、その他の重要な事項がすべて含まれています。**通知を見ないことによる不利益はすべて学生個人の責任となります。**大切な情報を見逃さないようにしてください。

休講情報等については、各科目の manaba コース等にて、担当教員から通知されます。なお、電話での休講等の問い合わせへの対応はしておりません。

1.6 自動車・自動二輪車等での通学

「学生入構許可証」を交付された学生以外の自動車による通学を禁止しています。

無許可車両の構内駐車場への入構及び市道への違法駐車は、許可車両及び近隣住民の迷惑となりますので、絶対にしないようにしてください。

構内及び市道への違反駐車車両は、交通指導員及び警務員による巡回点検により、注意・警告を行い、状況によってはタイヤロックを実施する場合があります。さらに、悪質なケースについては、学生懲戒処分の対象となることがあります。

なお、自動二輪車及び原動機付自転車による通学は、特段の許可を必要としませんが、5号館入口付近の専用駐車場以外の駐車は禁止しています（IV「学則及び関係諸規程」の 5.1「小樽商科大学構内交通規制に関する実施要項」を参照のこと）。

■ 学生入構許可証

「学生入構許可証」の申請・交付時期は、年 3 回（① 2 月申請・3 月交付② 4 月申請・5 月交付③ 8 月申請・9 月交付）を予定しています。詳しい申請期間や手続き方法については、本学 HP「在学生」-「学生へのお知らせ」及び manaba「学内掲示板」コースでお知らせします。

対象	入構許可証交付基準
① 昼間コース	公共交通機関の乗車時間が、片道 1.5 時間を超える者（※徒歩による移動、公共交通機関の待ち時間を除く）
② 夜間主コース	自動車通学を希望する者
③ 共通	身体の障害又は疾病等のため、自動車によらなければ通学が困難な者

※発行基準を満たす学生に対し、極力許可できるように配慮していますが、駐車スペースとの兼ね合いから不許可となる場合があります。

※通学経路は最も合理的な経路にて計算をします。

申請時添付必要書類	
①の場合	免許証コピー、車検証コピー
②の場合	免許証コピー、車検証コピー
③の場合	免許証コピー、車検証コピー、医師の診断書等

なお、サークル用入構許可証の申請受付・審査・交付は学生自治会にて行われますので、詳細は学生自治会にお尋ねください。

1.7 キャンパスマナー

■ 大学内での喫煙・飲酒

大学敷地内は屋内外を問わず全面禁煙・禁酒となっています。

■ ゴミの分別

学内から排出されるゴミは、産業廃棄物の扱いとなり、一般家庭のゴミの分別方法とは異なります。学内のゴミの分別方法は下記のとおりです。環境保護、経費削減のためにもゴミの分別にご協力ください。

ただし、部・サークルで購入した物品等は、大学が設置するゴミ箱へ投棄せずに、各団体で処分してください。

市内のアパート・下宿に住む学生は、分別方法、回収日について小樽市が配布するパンフレット等を参照して、ルールを守ってゴミを出すようにしてください。

■ ゴミの分別方法

ペットボトル	}	飲料水関係のゴミ分類
あきびん		
スチールかん		
アルミかん		
産業廃棄物……プラスチック・ビニール類・発泡スチロール等		
一般ゴミ………分類ゴミ以外全部		

■ 自動車の迷惑駐車

大学周辺、店の駐車場に駐車することは、地域で生活している住民に多大な迷惑をかけるばかりでなく、緊急時の通行障害になります。

特に冬季間は雪で道幅が狭くなり、救急車、消防車、除雪車、ゴミ回収車等の通行に大きな支障をきたします。迷惑駐車は絶対にしないようにしてください。

■ 商大生の迷惑駐車に対する苦情の例

※全て実際、近隣住民や警察からあった苦情です。

1. 商大前の地獄坂や坂の途中の路地に駐車したまま、授業に出ているようだ。車両の通行の妨げになっている。
2. 旧小樽商業高校下の道路に駐車して通学しているようだ。除雪の妨げになって大変迷惑している。
3. 買い物もしないでスーパーの駐車場に駐車して大学に通学しているようだ。常識が疑われる。

■ 授業中のマナー

(私 語)

授業中のおしゃべりは、授業を行う教員に対して大変失礼ですし、なによりも授業を真面目に受けている学生にとって大変迷惑です。大学では高校と違って、大教室で200~300人で授業を受けることもあります。二人ぐらいで話をしてもかまわないだろうと思うかもしれませんが、皆がそう思って教室のあちこちでおしゃべりを始めると次第に大騒音になってしまいます。授業中は各自が私語を慎み、また、おしゃべりをしている学生に対しては勇気を持って注意し、みんなで快適な授業環境を作るよう努力しましょう。

(携帯電話)

今は殆どの学生が携帯電話を持っていると思いますが、授業中は必ず電源を切るか、又はマナーモードに設定してください。授業中に携帯電話に出るため教室から出ていく、机の下に携帯を隠してメールやSNSでやり取りすることなどは、周りに不愉快な思いを与え、授業を妨害する行為です。決してしないようにしてください。

なお、大学から学生個人に緊急の連絡をすることがありますので、授業中等、携帯電話に出られない時は、必ず留守電の設定をしておくようにしてください。

(帽 子)

帽子をファッションとして楽しんでいる学生もたくさんいると思います。ただし、授業中は、あなたが被っている帽子のために黒板が見えづらくなっている学生がいるかもしれません。また、帽子を被ったまま授業を聴く学生を不愉快に思う教員もいます。怪我をしている等の事情で帽子を被らなければならないこともあるかと思いますが、ファッションとして帽子を被っている場合は、授業中は脱いでください。

※オンライン授業の受講にあたっての注意事項についてはmanaba「学内掲示板」コースをご確認ください。

■ 環境保全に協力を

以前、学内において学生のいたずらと思われる悪質な施設破壊が続き、トイレや玄関、エレベーターでの破壊にとどまらず、水道をあふれさせ建物全体を水浸しにするなどされて、大学は多大な被害を受けました。そのための補修費負担は、結局は学生サービスの低下に繋がりがねません。その事を十分承知して、学内の施設等を破壊しないよう注意してください。また、このような破壊行為を見かけた場合は、至急、学生支援課学生支援係(0134-27-5245)へ連絡してください。

また、最近は教室に弁当ガラやペットボトル等のゴミを置きっぱなしにする学生が多く見受けられます。授業を受ける他の学生の迷惑になりますので、ゴミは必ず各自で始末して、教室の美化にご協力ください。

■ 節電・節水に協力を

学内の水道・電気等は無料ではありません。全て皆さんの授業料から賄われています。水道・電気等を無駄に使用しないよう、普段から心がけてください。なお、授業終了後は、教室・ゼミ室等の消灯にご協力ください。

1.8 注意事項

■ 落し物・忘れ物

学内では落し物や忘れ物が非常に多いので、自分の所持品、特に教科書や辞書、ノートには、必ず学生番号と名前を記入するようにしてください。落し物をした場合には、まず、自分で心当たりのある所を探すこと、それでも見つからない場合には、学生センター内に落し物・忘れ物コーナーを設置しているので、保管されているか自分で確認した上でカウンターに申し出ること(財布や定期券、学生証、鍵、携帯電話等の貴重品は、コーナーではなく学生センターのカウンター内で保管

していますので、声をかけてください。原則持ち主が3か月経過しても現れない場合は、処分いたします。

なお、学内での落し物・忘れ物と思われる物を見つけた時は、学生センター（学生支援課学生支援係）へ届けてください。

また、試験時には、学生証を教室に置き忘れないよう注意してください。

■ 盗難に注意

教室、図書館、体育館等では、残念なことです。盗難事故が起こりがちです。大学構内といえども財布や貴重品は絶対に身の回りから離さないようにしましょう。

■ カンニング

本学はカンニングについては、大変厳しい処分をしています。カンニングをした場合は、その期にとった単位が全て認められませんので、決してしてはいけません。

■ 学生の懲戒

大学では、学校の規律ないしは秩序を維持し、その教育目標を達成するため、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対して懲戒処分を行います。学生が学外で起こした悪質な交通事故、刑事事件等についても、社会的な法的処分とは別に教育的指導の観点から、大学の懲戒処分を行いますので、くれぐれも事件・事故等を起こさないよう十分に注意してください。（詳しくは、小樽商科大学学則第43条、小樽商科大学学生懲戒規程等を参照。）

（懲戒処分の具体的対象行為）

- (1) 定期試験等における不正行為
- (2) 悪質な交通事故・交通違反
- (3) 刑事法上の処罰の対象となる行為
- (4) その他、本学の規則に違反し、又は学生の本分に著しく反する行為

（懲戒処分の種類と内容）

退学 学生としての身分を奪い、放学すること。

停学 無期又は有期とし、この間の登学を禁止すること。

訓告 注意を与え、将来を戒めること。

■ 郵便物

サークル・団体あての郵便物は、学生センターのメールボックスに入っています。各団体は定期的（週に一回程度）に確認するようにしてください。

学生個人あての郵便物等は大学では取り扱いません。自分の住所（下宿・アパート等）に送付するよう家族その他に連絡してください。

1.9 その他

■ 学園だより

本学では、学生及び保護者向けの広報誌として「学園だより」を年2回発行し、大学からの連絡事項や各種情報を掲載しています。大学会館1階ロビー等にも置いてある他、本学HP「広報誌紹介」で学園だよりをご覧いただくこともできます。<https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/publicity/>

■ ホームページ「学生へのお知らせ」

この『OUCガイドブック』の内容は、本学HPにも掲載されています。

また、本学 HP「学生へのお知らせ」には、学生支援課・教務課からのお知らせ等を掲載しています。 <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/>

■ 学生表彰

成績優秀者や課外活動において全国レベルで優勝した場合等には、教員からの推薦に基づき学生表彰をする制度があります。皆さんも大いに各方面にチャレンジしてください。詳しくは、IV、「学則及び関係諸規程」の4.2「小樽商科大学学生表彰規程」をご覧ください。

■ 学生の声

大学に対して意見・要望等がありましたら、今後の大学改革の参考とするため、本学 HP「在学生」－「学生生活サポート」ページ (https://www.otaru-uc.ac.jp/student/student_voice/)にある学生の声投稿フォームからお送りください。意見・要望に対して大学からの回答を可能とするため、原則学生番号、氏名の記載が必要ですが、個人を特定されることで不利益を被る可能性があるものについては匿名での投稿も可能です。

■ 教室貸出願

現在、貸出可能期間及び申請受付期間を制限したうえで、部活・サークルへの教室貸出を行っています。詳細は、manaba「学内掲示板」コースにてお知らせします。なお、個人への貸出は行っておりません。

2 諸手続

2.1 連絡先等の変更

■ 住所・電話番号等の変更

学生本人の住所・電話番号、保護者の氏名・住所・電話番号の変更があった場合は、速やかに学務情報システム (Campus Square) から、学生自身で変更してください。入力方法については、「履修の手引き」に掲載している「教務システム利用の手引き」の学務情報システム「Campus Square」をご覧ください。変更されていない場合や、入力内容に誤りがある場合は、大学からの重要な連絡が届かなくなりますので、ご注意ください。

■ 改姓・改名届

婚姻等により氏名を変更した場合は、学生センター窓口申し出るか、本学 HP から様式を取得し、お問い合わせフォームから、必要な書類を添付して提出してください。

■ 旧姓使用について

旧姓使用を希望する学生は、学生センター窓口申し出てください。様式をお渡ししますので、戸籍抄本を添えて教務企画係に提出してください。様式の窓口受取が難しい場合は、お問い合わせフォームから、問合せをしてください。

※旧姓使用の取扱いについては、IV「学則及び関係諸規程」の1.6「小樽商科大学学生の旧姓使用の取扱い等に関する要項」を確認してください。

2.2 休学・退学・編入学受験等

■ 休学願

病気その他特別の理由により、3か月以上修学が困難な場合は、所定様式の願い出により許可を得て、休学をすることができます(学則第33条)。学期始め(4月又は10月)から休学する場合、休学期間中は、授業料が免除されます。

休学を希望する月の前月25日(土日祝に当たる場合は直前の平日)までに休学願を提出し、月末までに承認される必要があります。休学に関する注意事項は以下のとおりです。不明な点がある場合は、教務課教務企画係へお尋ねください。

1. 保護者とよく相談し、同意を得ること。※社会人学生及び外国人学生は、適用されません。
2. 授業料の未納がある場合、休学願は受理されないこと。また、一度納入した授業料については、返還されないこと。
3. 前期・後期の当初から休学を希望する場合は、前月の25日(土日祝に当たる場合はその前日)までに休学願を提出し、月末までに承認される必要があること。
4. 5月又は11月から休学する場合は、前月の25日(土日祝に当たる場合はその前日)までに休学願の提出が必要であり、提出前に、4月分又は10月分(1か月分)の授業料を納付しなければならないこと。
5. 休学期間は、当該年度限りであることから、年度を跨いでの休学願は受理できないこと、また、翌年度も引き続き休学する場合は、所定の時期に再度休学願を提出しなければならないこと。
6. 休学した場合は、当該期及び通年科目の単位は全て認定されないこと。
7. 学部学生においては、不可(0点を除く)となった単位数に応じて40単位を超えて履修することができるのは、翌年度に限られるため、1年間休学した場合は該当しないこと。
8. 学部1、2、3年次の学生は、当該年度に休学履歴がある場合、翌年度も同じ学年を1年間修学しなければ進級できないこと。
9. ゼミに所属している場合は、事前に指導教員に休学することを伝え、履修について相談すること。
10. グローカルコースに所属している場合は、事前に履修指導教員(アドバイザー)に休学することについて相談すること。
11. 日本学生支援機構の奨学生である場合は、お問い合わせフォームから「休止の異動願(届)」を提出すること。
※日本学生支援機構以外の奨学生の場合は、財団等に休学時の手続を確認し対応すること。
12. 学生寮(輝光寮)の寮生が休学する場合は、退寮の手続が必要であり、事前に学生支援課学生支援係へ退寮願を提出すること。
13. 休学理由が「私費留学」、「海外研修」、「海外ボランティア」、「海外インターンシップ」等、海外へ渡航する場合は、事前に学生支援課国際交流室に出发届、留学中における国内及び国外の連絡先等並びに日程表及び海外旅行傷害保険に加入したことを示す書類を届け出なければならないこと。
14. 外国人留学生の場合は、事前に学生支援課国際交流室に届け出なければならないこと、また、休学期間中は、「留学」の資格のまま日本国内に在留できないこと。

■ 復学願

休学期間が終了すると、自動的に復学しますので、手続きは不要です。ただし、休学期間に休学理由が消滅し復学を希望する場合は、所定の様式により願い出て許可を得なければなりません。

■ 退学願

やむを得ない理由により退学を希望する場合は、所定の様式により願い出て許可を得なければなりません（学則第 35 条）。退学を希望する月の 25 日（土日祝に当たる場合は直前の平日）までに退学願を提出し、月末までに承認される必要があります。

退学に関する注意事項は以下のとおりです。不明な点がある場合は、教務課教務企画係へお尋ねください。

1. 保護者とよく相談し、同意を得ること。※社会人学生及び外国人学生は、適用されません。
2. 授業料の未納がある場合、退学願は受理されないこと。また、一度納入した授業料については、返還されないこと。
3. 前期中に退学する場合（9月30日付け退学）は、9月25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに、後期中に退学する場合（3月31日付け退学）は、3月25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに退学願を提出し、月末までに承認される必要があること。
4. 4月末又は10月末で退学する場合は、当月の25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに退学願の提出が必要であり、提出前に、4月分又は10月分（1か月分）の授業料を納付しなければならないこと。※詳細は、下記を確認してください。
5. ゼミに所属している場合は、事前に指導教員に退学することを伝えること。
6. グローカルコースに所属している場合は、事前に履修指導教員（アドバイザー）に退学することについて相談すること。
7. 日本学生支援機構の奨学生の場合は、お問い合わせフォームから「退学の異動願（届）」を提出すること。（様式・提出方法等の詳細は大学 HP「在学生」内の奨学金ページを確認してください。）※日本学生支援機構以外の奨学生の場合は、財団等に退学時の手続を確認し対応すること。
8. 学生寮（輝光寮）の寮生が退学する場合は、退寮の手続が必要であり、事前に学生支援課学生支援係へ退寮願を提出すること。
9. 外国人留学生の場合は、事前に学生支援課国際交流室に届け出なければならないこと。

■ 休学、復学、退学の手続方法

お問い合わせフォーム（12 ページ参照）から、お問い合わせ内容「休学・退学」を選択し、相談内容を明記のうえ問合せをしてください。

内容を確認し、折り返し所定様式をデータでお送りします。紙媒体での手続きを希望する場合は、窓口にて所定様式を受け取ってください。

所定様式に必要な事項を記入のうえ、お問い合わせフォーム又は窓口にて提出してください。

■ 他大学編入学試験受験許可願

本学に在学したまま他大学の編入学試験等を受けるときは、学長に受験の許可を得なければなりません。所定様式は、学生センター窓口でお渡しします。

2.3 学生証・各種証明書

■ 学生証

学生証は以下の場合等に必要となりますので、常時携帯してください。

- ① 証明書自動発行機を使用する時
- ② 定期試験及び半期制科目試験を受験する時
- ③ 図書館を利用する時
- ④ JR・地下鉄・バス等の通学定期券を購入する時
- ⑤ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）等を使用する際に交通機関等職員の請求があった時

※入学時に発行した学生証は卒業するまで使用しますので、紛失しないよう注意してください。
※紛失した又は過年度生で有効期限が切れた等で学生証を再発行したい場合は、有料（大学生協に1,045円支払い）となります。学生センター窓口にて備え付けの「学生証申込用紙」にて手続きを行ってください。なお、再発行までに7日～10日程度かかります。

※卒業・退学・除籍等、学生の身分を失った場合には、直ちに処分してください。

【通学定期券購入時の注意点など】

通学定期券を購入するには、駅窓口等で、必要に応じて「通学定期乗車券発行控」シールを貼付けした学生証を提示してください。（※JRの定期券を購入する場合はシールの貼付必須）

なお、通学定期券は原則として通学の目的でしか購入できませんが、一部例外となる交通機関もありますので、購入条件については各公共交通機関にお問い合わせ下さい。

また、期限切れの定期券を使用したり、定期券を他人に使用させたりなど、通学定期券を不正使用した場合には、詐欺罪に問われ、学生処分の対象となる可能性もありますので十分に注意してください。

【「通学定期乗車券発行控」シールの申込方法】

学生センター窓口にて備え付けの申込用紙を提出してください。住所を変更している場合は、学務情報システム（Campus Square）の住所を修正のうえ、申込用紙の提出時に住所確認書類（運転免許証、住民票等）も提示してください。その書類をもって窓口で現住所を確認します。現住所を確認できない場合は、シールの発行はできませんので、ご注意ください。

■ 仮学生証

定期試験を受ける際は、学生証が必要です。試験時に学生証を忘れた又は紛失した場合は、学生センター窓口で申し込んでください。その場で仮学生証を発行します（有効期限：発行から一週間）。なお、仮学生証は、学内の定期試験受験時のみに有効なものであり、定期券購入等には使用できません。

■ 各種証明書の発行

各種証明書は学生センター内の証明書自動発行機からご自身で発行してください（※要学生証）。証明書自動発行機を使用する際のパスワードは、学務情報システム（Campus Square）と同一です。証明書の厳封を必要とする場合は、学生センターの学籍担当窓口にて申し出てください。なお、郵送対応は行っておりません。

■ 各種証明書

在学証明書	本学の学生として在籍していることを証明します。
学業成績証明書	単位修得済の成績を証明します。
卒業見込証明書	84 単位以上取得済の 4 年次学生で、年度内に卒業所要単位が修得可能な学生にのみ発行します。
健康診断証明書	4 月に学内で行われる定期健康診断を受診した 4 年次学生で、卒業見込みの者にのみ発行します。ただし、就職活動に使用する場合に限りです。就職活動以外の目的で使用する場合は、保健管理センターに申し出てください。
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	J R 学生割引乗車券を購入する際に必要です。（※）

■（※）学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）（JR・フェリー）

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、JR が、修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として発行するものです。JR 線の乗車区間の営業キロ（2 枚の割引普通乗車券を購入する場合はそれぞれの営業キロ）が 100 キロを超える場合に利用することができ、普通運賃の 2 割引となります。学割証の 1 人当たりの交付枚数に制限はありませんが、学割証の発行は以下の使用目的の範囲に限られます。

（使用目的の範囲）

制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限りです。

帰省	休暇、所用による帰省
正課教育	実験自習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
正課外教育活動	学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
就職・受験	就職又は進学のための受験等
見学	学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
傷病治療	疾病の治療その他修学上支障となる問題の処理
保護者旅行随伴	保護者の旅行への随伴

なお、乗車券を購入する時、また旅行中 JR 係員の請求があった時は、学生証を呈示しなければなりません。使用済みの学割証は、JR で厳密に監査され、不正使用があった場合は本人に追徴金が課せられるばかりでなく、ときには本学での学割証発行が停止処分に付されることもありますから、特に次の事項については十分注意してください。

- ア 他人名義の学割証を使用しないこと。
- イ 学割証で購入した乗車券を他人に譲渡しないこと。
- ウ 無効の学割証で乗車券を購入しないこと。有効期間は発効日から 3 か月以内です。
- エ 発行年月日その他大学が記載している事項を勝手に改訂しないこと。
- オ 学割証による乗車券使用中は、学生証を必ず所持すること。

■ 団体割引乗車券（JR）

学生 8 人以上が学校の教職員に引率されて、同じ行程を一緒に旅行する場合に割引となります。JR の駅や主な旅行会社などの受付窓口で「団体旅行申込書」を取得し必要事項を記入して、学生センター窓口（学生支援課学生支援係）へ大学長印による申込書への証明を依頼してください。土・日・祝日を除き、申込書は原則、翌日交付となります。交付後、JR の駅や主な旅行会社などの受付窓口へ提出してください。なお、団体運賃の割引率は次のとおりです（団体専用列車利用の場合を除く）。

学生	50%引
教職員	30%引

3 経済生活

3.1 授業料

■ 授業料額

授業料額は、次のとおりです。

	前期分	後期分	計（年額）
商学部昼間コース・大学院	267,900 円	267,900 円	535,800 円
商学部夜間主コース	133,950 円	133,950 円	267,900 円

※なお、授業料は、在学途中で改定することがあります。改定する場合は、掲示等によりお知らせします。

■ 授業料の納付方法

授業料は、口座振替（銀行口座引落し）により半期ごと（前期及び後期）に納付していただきます。なお、口座振替日は、前期分は 5 月 24 日、後期分は 11 月 24 日（口座振替日が銀行の休業日に当たるときは、直後の営業日）となります。前日までに口座に入金してください。

※振替口座は、届け出していたいただいた北洋銀行又はゆうちょ銀行の学生本人名義の口座となります。

■ 授業料に関する通知

口座振替日、授業料額等について、上記から変更となる場合には、本学 HP でお知らせいたします。

■ 授業料を滞納した場合

上記の期日に授業料の納付を怠って滞納状態となった場合、大学から学生に対して、大学メールアドレス（@edu.otaru-uc.ac.jp）宛てに督促を行います。督促を受けても納入されない状態が 2 期続いた場合は、本学学則第 36 条第 2 号の規定により除籍処分となり、本学学生の身分を失ってしまいます。除籍は、その期の末日（9 月末日、3 月末日）をもって行います。詳しくは、IV「学則及び関係諸規程」の 2.4「授業料滞納を理由とする除籍に関する申合せ」をご覧ください。また、本学では、必要な単位を全て修得していても、授業料の滞納がある場合は卒業が認められません。

なお、昼間コースの学生で、保護者等の家計状況が厳しく授業料を滞納しており、夜間主コースに移って自分で働いて授業料を支払い、卒業をしたいという学生は、コース変更の制度もありますので、経済的困難が予想される場合は、早めに学生センターへ相談に来てください。

■ 減免・徴収猶予申請者の授業料納付期限

授業料減免・徴収猶予申請者については、審査結果を通知するまで授業料の徴収を猶予します。一部減免又は減免不許可となった場合は、別途送付される納付用紙での振込みとなります。なお、徴収猶予を申請し認められた者の納付期限は、前期分は8月31日、後期分は2月28日、その他の者は結果通知日から20日以内となっております（あくまで予定であり前後する場合があります）。

3.2 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金と授業料等減免）

高等教育の修学支援新制度は、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金と本学の入学金減免、授業料減免が一体となったものです。採用には家計基準、学力基準及び多子世帯適否による審査があり、採用された場合は家計基準に基づいて、下表のとりの支援区分に分けられます。

この制度による支援を受けるには、まず給付型奨学金に申請し（多子世帯に係る授業料等減免を申請される場合も同様）、奨学生に採用されることが必要です。なお、「高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を超過した学部生」、「大学院生」、「私費外国人留学生」は本制度の対象外となります。

1. 支援内容

支援区分	給付奨学金（月額）		入学金及び授業料減免
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	全額免除
第Ⅰ区分（多子世帯）			
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	3分の2減額
第Ⅱ区分（多子世帯）			全額免除
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	3分の1減額
第Ⅲ区分（多子世帯）			全額免除
第Ⅳ区分（多子世帯）	7,300円（8,400円）	16,700円	全額免除
多子世帯 （第Ⅰ～Ⅳ区分対象外）	0円		全額免除
支援区分なし （適格認定（家計）により支援区分対象外となった者）	0円		減免なし

・入学年度の後期以降で本制度の支援対象となった者及び既に他大学等で本制度の入学金減免の支援を受けたことがある者は、入学金減免の対象となりません。

・生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

・給付奨学金の支援区分と授業料等減免額が連動していますので、給付奨学生に対し実施される適格認定（学業・家計）※により支援区分が変更された場合は、授業料等の減免額も併せて変動します。

※「適格認定（家計）」

毎年10月に日本学生支援機構が収入状況を確認し、支援区分の見直しが行われます。見直された内容は翌年9月まで継続されます。収入額が一定の基準を超えた場合、「支援区分なし」となる場合があります。その場合においても給付奨学生としての身分は継続され、毎年10月に支援区分の見直しが行われます。

※「適格認定（学業）」

毎年度末に給付奨学生に対し、学業成績等の学修状況を確認し、奨学金の支給が適格かどうかを判定します。判定の結果、「廃止」（警告が2回続いた場合も同様）となった場合は、奨学生としての身分を失い、「停止」となった場合は、支援区分が付与されていても、停止理由が解消されるまで（最低1年間）、給付奨学金の支給なし（0円）及び授業料等減免なしとなります。

2. 対象者

① 給付奨学金の採用候補者

大学入学前に給付奨学金の予約採用に申請し採用候補者として日本学生支援機構から決定通知を受けた方が対象となります。予約採用候補者は、入学後の4月に大学へ「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」を提出し、日本学生支援機構のシステムにて「進学届」をWEB提出することで正式採用となります。採用候補者は、多子世帯の支援区分も既に判定されております。

② 給付奨学金の在学採用申請予定者

採用候補者でない者は入学後の4月給付奨学金在学採用の募集を行いますので、希望する場合は必ず申請してください。採用は6月又は7月に決定しますが、4月にさかのぼって給付奨学金が支給されます。採用された場合、給付奨学金の支援区分に従って入学金・授業料が減免されます。秋に二次採用の募集も行いますが、給付奨学金と授業料等減免を希望する者は、できるだけ春の一次採用募集で申請してください。

3. 申請方法

採用候補者及び在学採用申請予定者は、入学手続き時に所定の書類を事前提出することとなっています。

また、採用候補者は、入学式・新入生オリエンテーション後の説明会へ出席することが必須です。説明会では、申請方法等について説明します。

一方、在学採用申請予定者は、本学HPに申請方法を掲載する他、入学式の翌日以降の日程で別途、説明会を開催しますので、希望者は出席してください。

対象者区分	制度申請時期	給付奨学生採用結果発表
① 給付奨学金の採用候補者	入学手続き時	4月下旬～5月上旬 又は5月下旬
② 給付奨学金の在学採用申請予定者	一次採用：4月～5月 二次採用：9月～10月	一次採用：6月下旬又は7月下旬 二次採用：11月下旬又は12月下旬

4. 授業料等減免の結果通知時期

給付奨学生への採用後、授業料等減免の審査、結果通知は、毎年度、每期行われます。

区分	結果通知時期
① 給付奨学金の採用候補者及び給付奨学金の既採用者	前期：6月（予定） 後期：11月（予定）
② 給付奨学金の在学採用者（採用初回の減免時）	一次採用（前期分）：8月（予定） 二次採用（後期分）：12月（予定） （採用初回の減免後、次期は既採用者と同じ扱いになります）

3.3 授業料の徴収猶予

授業料は原則として半期毎に一括納入することとなっていますが、経済的理由及び本人又は学資負担者が災害等を受け納付期限までに納付が困難な場合には、申請により授業料の徴収猶予を受け

ることができます。申請を希望する場合は、学生支援課学生支援係に「授業料徴収猶予願」を提出してください。

区 分	申請受付期間 (HPにて掲載)	徴収猶予期限
前期分 (4月～9月)	4月	8月末日まで※
後期分 (10月～3月)	9～10月	2月末日まで※

※学部4年次生及び大学院最終年次生については猶予期限が2週間程度前倒しになります。

3.4 奨学金

奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金と民間及び地方公共団体の奨学金があります。これらは、いずれも人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により著しく修学困難な者であることが申請条件となっております。日本学生支援機構給付奨学金については「3.2 高等教育の修学支援新制度」を確認してください。

募集時期は、4・5月に集中していますので、申請を希望する者は、HP掲載内容を見逃すことのないよう注意してください。

■ 日本学生支援機構貸与奨学金

1. 種類及び貸与月額

区 分	貸与種別	貸与月額
学 部	第一種奨学金 (無利子貸与)	自宅通学者 2万円、3万円 又は 4.5万円
		自宅外通学者 2万円、3万円、4万円 又は 5.1万円
	第二種奨学金 (有利子貸与)	2万円から12万円までの間で1万円単位で申込者が額を選択
大学院	第一種奨学金 (無利子貸与)	修士・博士前期課程及び 専門職大学院の課程 50,000円 又は 88,000円
		博士・博士後期課程 80,000円 又は 122,000円
	第二種奨学金 (有利子貸与)	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から申込者が額を選択

※給付奨学生に採用され、日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）の貸与も受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整されるので注意してください（併給調整）。

2. 採用の種類

a. 予約採用

大学入学前に採用候補者として決定している者は、入学後の4月に大学へ「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」を提出し、日本学生支援機構のシステムにて「進学届」をWEB提出することで正式採用となります。

b. 在学採用

採用候補者でない者は、年2回（一次：4月～5月、二次：9月～10月）在学採用の募集を行いますので、希望する場合は必ず申請してください。採用は6月又は7月に決定します。

c. 緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）

主たる家計支持者の失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は、火災、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合は、その事由が発生した時から1年以内であれ

ば、随時申請することができます。その場合は速やかに大学に相談してください。

3. 申請方法

採用候補者は、入学式・新入生オリエンテーション後の説明会へ出席することが必須です。説明会では、申請方法等について説明します。

一方、在学採用申請予定者は、本学 HP に申請方法を掲載する他、入学式の翌日以降の日程で別途、説明会を開催しますので、希望者は出席してください。

対象者区分	申請時期	奨学生採用結果発表
①採用候補者	4月	4月下旬～5月上旬 又は5月下旬
②在学採用申請予定者	一次採用：4月～5月 二次採用：9月～10月	一次採用：6月下旬又は7月下旬 二次採用：11月下旬又は12月下旬

■ 地方公共団体及び民間団体（財団等）の奨学金

募集時期が4・5月に集中しています。申請を希望する者は、本学 HP「在学生」－「奨学金」ページ (<https://www.otaru-uc.ac.jp/student/scholarship/#minkan>) に随時掲載している各団体の募集内容を各自で確認してください。

3.5 修学支援基金事業

学生の保護者、本学教職員等による寄附金「小樽商科大学修学支援基金」を原資とした修学支援事業を実施しています。実施事業は以下の4事業のうち、当該年度の基金額を勘案のうえ決定しますが、基金額によってはいずれの事業も実施せず、翌年度に繰り越しとなる場合もあります。詳細については manaba「学内掲示板」コースにより別途お知らせします。

- ①給付型奨学金事業
返還不要の奨学金を支給する事業
- ②授業料免除事業
授業料の一部を免除する事業
- ③学内スチューデント・アシスタント事業
学生を本学の授業補助業務に従事させ、手当を支給する事業
- ④「輝光寮」寮費免除事業
寄宿料の全部又は一部を免除する事業

3.6 奨励金

■ 小樽商科大学学術研究奨励事業 学生論文賞

本事業は、株式会社北洋銀行の協力ののもとに、本学学生の優れた研究成果を褒賞することにより、自主的な学術研究活動を奨励し、創造性及び自主性を備えた人材の育成を図ることを目的に実施しています。

応募には年次による制限はありません。3、4年生には独創的な着眼を大事にしつつも学術論文の作法を守って、質の高い論文を執筆してほしいと思います。また、1、2年生には、早い段階で懸賞論文に応募することで良い論文の書き方を学ぶことができますので、意欲的な応募を期待しています。

1. 応募資格 本学学生（大学院生を含む）
2. 論文テーマ 自由論題：各自が自由に論題を設定し論述してください。
3. 研究奨励金

ヘルメス賞（最優秀賞）	6万円
優秀賞（2等）	3万円
奨励賞（3等）	6千円
特別賞	6千円
ベスト・プレゼンテーション賞	6千円

※研究奨励金の金額は目安であり、入賞者数等で変動することがあります。

4. 審査方法、審査項目（評価項目）及びウエイト

審査は第1次審査（プレゼンテーション）及び第2次審査（論文審査）の二段階方式で行います。審査項目（評価項目）は、次のとおりです。

- ① 研究の目的・テーマ設定、
- ② 研究の手法・分析方法、
- ③ 研究の内容・論理性、
- ④ 研究の独創性・新奇性、
- ⑤ その他

最終的な評価を決定するにあたり、第1次審査及び第2次審査の審査結果を利用しますが、そのウエイトは第1次審査40%：第2次審査60%です。

5. 募集・審査時期

スケジュールの詳細は、本学 HP「グローバル戦略推進センター教育支援部門」の「学生論文賞」のページでお知らせします。

<https://www.otaru-uc.ac.jp/cgs/esd/gakuron/>

※参考：令和7年度の実施方法・スケジュール

- ・募集期間（10月下旬から11月上旬）
- ・第一次審査（11月下旬）
- ・第二次審査（1月上旬から2月上旬）
- ・審査結果公表（2月中旬）

6. お問い合わせ先 グローバル戦略推進センター教育支援部門事務
tel：0134-27-5240 e-mail：k-shien@office.otaru-uc.ac.jp

3.7 アルバイトの紹介

アルバイトの紹介は、大学生協が行っています。求人票は、学生会館2階の大学生協売店前の掲示板に貼り出されます。求人については、求人票により各自で連絡を取ってください。小樽商科大学学生協事務室 TEL 0134-23-2298（直通）

次のようなアルバイトは学生として不適切と考えるため、紹介しないこととなっています。

危険を伴うもの	自動車等の運転、高所での作業等
人体に有害なもの	特に高温、低温の作業等
法令に違反するもの	マルチ、ネズミ講商法等に関するもの
教育的に好ましくないもの	風俗営業、深夜業務、訪問販売、選挙応援に関する業務等
その他	本学の判断により好ましくないもの

3.8 国民年金

20歳以上の学生は、全員国民年金に加入することになっており、原則として毎月国民年金保険料を納める必要があります。

在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度がありますが、この学生納付特例制度の適用を受けるためには、学生本人の申請が毎年度必要です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。学生納付特例制度の申請については、最寄りの年金事務所又は住民登録をしている市役所・役場の国民年金担当窓口で行ってください（大学では取り扱っておりません）。

4 健康管理

学生の健康管理は主に保健管理センターが担当しています。詳しくは、Ⅲ「各施設の利用案内」の3.1「保健管理センター」をご覧ください。

4.1 定期健康診断

学校保健安全法等に基づき毎年春に実施します。この健康診断は個人の健康管理上重要な役割を果たしていますので、すべての学生が必ず毎年受診してください。詳細については、manaba「学内掲示板」や本学HP「保健管理センター」、掲示でもお知らせいたします。

また、就職活動等にあたっては健康診断書が必要になることが多いですが、本学の健康診断を受診している場合は、本学様式の「健康診断証明書」を発行する事ができます。ただし、受診していない検査項目がある場合には発行できませんので注意してください。また、実習や留学の際に健康診断結果の確認が必要になる場合があります。そのような活動を計画している人は必ず次の検査項目をもれなく受けるようにしてください。

<検査項目>

① 内科診察

医師の問診・診察を行います。

② 健康調査

健康状態を把握するために実施します。

③ 身体測定

身長、体重、視力を測定します。眼鏡やコンタクト使用者は着用して検査を受けて下さい。

④ 胸部X線撮影

結核や気胸などの肺の病気や、心臓の大きさ等を調べます。

⑤ 血圧測定、尿検査（糖、蛋白、潜血）

高血圧症、糖尿病、腎疾患などを早期発見するために実施します。

4.2 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）・学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）

皆さんが安心して教育研究活動及び学生生活をおくるために、本学は、全ての学生が在学中の傷害保険及び賠償責任保険に加入することを強く求めています。

大学生向けの傷害保険及び賠償責任保険商品は多数ありますが、本学では公益財団法人日本国際教育支援協会が取り扱う「学生教育研究災害傷害保険」（略称：「学研災」）及び「学研災付帯賠償責任保険」（略称：「付帯賠償」）を特に推奨しています。（付帯賠償よりも広範な上乘せ補償として学研災付帯学生生活総合保険（略称：「付帯学総」）もあります。）

「学研災」及び「付帯賠償」は、一般的な保険商品とは異なり、全国の大学の現場の声を基にした大学による大学生のための教育・研究活動に沿った互助共済的な補償制度であり、修学環境の変化等にに合わせて補償範囲の拡大と内容の充実が図られています。また保険料も低額に設定されており、全国の大学・短大の学生のほとんどが加入しています。

補償範囲として、「学研災」は正課中や課外活動中のケガに対する補償であり、「付帯賠償」はインターンシップ及び教育実習の過程で他人にケガを負わせた場合や他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償するものです。

本学は課外活動が活発で、男女とも8割以上の学生が何らかのサークル等に加入しています。また在学中は、「学外での正課授業」、「留学プログラム」、「インターンシップ」（各々1～4年次対象）、4年次には教育実習があり、これらへの参加は、原則として学研災・付帯賠償等の加入を条件としております。

よって特別な事情がない限り、学生の皆さんには、原則全員「学研災」に加入いただくようご理解をお願いします。（「付帯賠償」、「付帯学総」は補償範囲等、皆さんの事情に沿って、加入をご

検討ください。)

なお、加入手続は学生支援課学生支援係が担当していますが、保険金の請求に関しては保健管理センターにご相談ください。

○ 加入受付期間

入学手続時及び通年にわたって加入申し込みを受け付けています。

① 保険料及び保険期間（下記金額は、学研災と付帯賠償を合算したものです。）

	4年間	3年間	2年間	1年間
昼間コース 大学院	4,660円	3,620円	2,430円	1,340円
夜間主コース	2,760円	2,120円	1,430円	790円

※休学、留学等により卒業時期延期の場合、延期後の期間については改めて加入が必要です。

詳しくは、加入申込後にWEBから取得していただく「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」及び「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

5 各種相談

5.1 学生何でも相談室／特別修学支援室

■ 学生何でも相談室

学生の皆さんのキャンパスライフのあらゆる問題や悩み事について、気軽に相談できる「学生何でも相談室」を開設しています。例えば次のようなことに悩んでいたら相談にお越しください。

- ・ 大学生活になじめない
- ・ 大学生活の目標を見つけない
- ・ なかなか友人ができない
- ・ 自分のあり方や性格について考えたい
- ・ 性別違和やLGBTQ等について相談したい
- ・ 部活・サークルでの人間関係に悩んでいる
- ・ 勉学への意欲や目的意識が持てない
- ・ 将来の進路のことを考えたい
- ・ 単位が修得できなくて不安を感じている

○ 開室時間

曜日	時間
月	14:30～17:30
水	13:30～17:30
金	13:00～17:00

- ・ Eメール：soudan@office.otaru-uc.ac.jp
- ・ 専用電話：0134-27-5241



■ 特別修学支援室

小樽商科大学では、平成28年度から特別修学支援室を設け、障がい（身体障がい、発達障がい、精神障がい等）のある学生の相談窓口としています。場所は、学生何でも相談室と同じ部屋であり、障がいのある学生の支援のための教職員が常駐し、修学や学生生活についての相談を受け付けます。障がいのことで困ったことやわからないことがあったら気軽に相談に来てください。

○ 開室時間

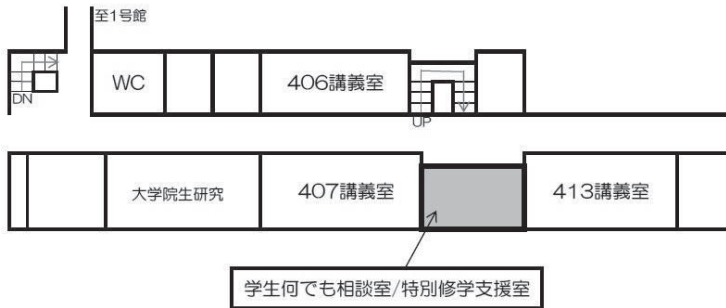
曜日	時間
月～金	13:00～17:00

- ・ Eメール：soudan@office.otaru-uc.ac.jp
- ・ 専用電話：0134-27-5241

※上記時間の来談が不可能な場合には、個別に日程の調整を行います。

詳細は本学 HP 「保健管理センター特別修学支援室」でご確認ください。
https://www.otaru-uc.ac.jp/special_support/

○場所：学生何でも相談室／特別修学支援室 3号館4階



3号館4階略図

5.2 ハラスメント相談室

■ 大学をとりまく状況

学生の皆さんの勉学・研究等は、安全で快適な環境の中で行われなければなりません。しかしながら、今日、大学キャンパス内にも、一般社会がもつ様々な問題が生じています。今後、あなたが学園生活を通じて、ハラスメントに直面しないともかぎりません。

■ ハラスメントとは

他人に不快感を与える性的言動（セクシュアル・ハラスメント）の他、人種、国籍、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項において、当事者の尊厳を損ない不快となる言動をいい、大学においては就学上又は職務上の関係において行われるものをいいます。

大学でのハラスメントで多いのは、いわゆるセクシュアル・ハラスメントといわれるもので、加害者が教職員、被害者が学生というケースです。教職員は学生を指導したり成績評価をする立場にあります。相対的に「弱い立場」にある学生はハラスメントにあってもそれを拒否することができない場合があります。

また、教職員としての地位を利用するような形で不合理な対応をとり、学生の尊厳を否定するなど、いわゆるアカデミック・ハラスメントもあります。そのほかにも、クラス、サークル、ゼミナール及び研究室などの学生同士の共同生活の場でも、先輩と後輩、上級生と下級生などの間においても起こり得ます。

■ ハラスメントにあったら

《あなたがハラスメントの被害にあった場合》

- ・ 加害者にその言動が不快であること、すぐに止めてもらいたいことを、はっきりと伝えてください。また、受けたハラスメントについて、記録をつけておくことも大切です。

- ・ ハラスメントを受けた場合、一人で抱え込まずに、信頼できる友人に相談したり、ハラスメント相談室に相談するなどの方法により、必要な救済あるいは解決の方法を見いだすことが大切です。

《ハラスメントの被害にあった友人がいた場合》

- ・ 不快な場面を目撃したら、すぐ加害者に注意してください。
- ・ 被害者の相談に応じ内容によっては精神的な支えになってあげてください。
- ・ ハラスメント相談室に相談するようにすすめ、必要ならハラスメントが生じたことの証人になってあげてください。

■ 小樽商科大学ハラスメント相談室

本学ではハラスメント及び性暴力等に関する相談窓口として、ハラスメント相談室を設置しています。

相談は、被害者本人は勿論ですが、友人・知人を通じて、あるいは第三者からの相談・通報にも対応いたします。当然のことですが、プライバシーを充分に守ることはもとより、相談によって不利になることは一切ありませんので、どのような問題も一人で抱え込まずに安心して相談してください。相談員については、本学 HP にてお知らせしています。

※「これはなかったことにする」という消極的な方法では問題はなくなりません。ハラスメント及び性暴力等の問題については、泣き寝入りせず、我慢せず、見過ごさずいつでも相談してください。

ハラスメント相談室ホームページ

<https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/harassment/>



Eメール：harassment@res.otaru-uc.ac.jp



6 課外活動

6.1 課外活動

課外活動とは、正課の授業以外で学生が自発的に行う諸活動のことをいいます。

学生諸君は課外活動を通じて、自己を知り、自己の能力を錬成し、より豊かな学生生活を営むことができるよう、積極的にサークルに参加し、課外活動の時間を十分に活用して欲しいものです。

大学としても、課外活動施設の整備を進めておりますが、学生諸君も要望があれば学生支援課学生支援係に申し出てください（ただし、即座にその要望にお応えできるとは限りません）。

これらの団体に加入を希望するときは、各サークルに直接申し込むこととなりますが、不明なことがあるときは、学生支援課学生支援係に問い合わせてください。

なお、学生の行為又は学生団体の行動が本学の運営を妨げ、又は、学内秩序を乱すおそれがあると認められたときはこれを禁止することがあります。また、課外活動のため授業を欠席する学生が見られますが、好ましいことではありませんので注意してください。

6.2 学生団体の内容

■ 学生自治会

本学の自治会は、小樽商科大学学生自治会と称し、学園の民主化、学問の発展及び学生生活の向上を図ることを目的としているもので、本学公認の学生団体であり、諸君は入学と同時に自治会会員となっています。

本学が現在の自治会制度を公認しているのは、すべての学生諸君が、大学生活の中で民主的な自治活動を行い、有用な経験と資質を養うことに教育的意義があるものと考え、その効果を期待しているところであります。また大学は、大学という一つの共同体において、学生諸君の意志が民主的な総意として実現されることが望ましいと考えているからです。学生諸君が個々の自覚を失うことなく、また総意が形式的なものにならないよう特に注意するとともに、民主的で健全な自治会を発展させることを目標に積極的に努力することを希望します。

■ ゼミナール協議会

本学3、4年次生の研究指導履修者全員によって構成され、各ゼミナールから選出された各1名の代表者を幹事とし、会の運営に当たっています。学術・文化の向上を目的とし、ゼミナール相互間の親睦、親密化を図るなど、本学学生の学問研究の中心的位置を占めています。

■ 体育会

本学における体育系加盟団体を基礎として、競技力向上及びスポーツを通して学生間の親睦を図ることを目的として結成されています。

■ 音楽・文化団体連合会（音文連）

音楽を初めとする文化的活動を行う各所属団体の活動と発展を支援し、交流の場を提供して会員相互の親睦をはかることを目的として結成されています。

■ 緑丘祭実行委員会・緑宵祭実行委員会

昭和40年以来「緑丘祭」（平成4年からは、夜間主コースの学生が行う大学祭「緑宵祭」も行われている）という名称で親しまれている学園祭を通じて、日頃の研究・文化活動の成果を公開し、学生間の親睦を深め、更に本学の活性化を目指す全学生の有志により組織されています。

■ 小樽商科大学 部・サークル

本学 HP「在学生」－「部・サークル一覧」ページ (<https://www.otaru-uc.ac.jp/student/circle/>) に各団体の情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

6.3 各種届出

課外活動を行うなかで、大学への届出が必要となることがあります。これらの届出は、学生の自主的な活動を支援するため、又は安全を守るためのものです。届出を怠った場合、活動中に事故等があった時に保険が適用されない等の不利益を生じることがあるため、注意してください。

[届出が必要となる場合]

- 部・サークルを結成するとき
- 部・サークルの活動を翌年度以降も継続するとき（毎年の手続きが必要です）
- 部・サークルの構成員等に変更があったとき
- 大会や合宿等、学外で活動を行うとき
- 演奏会や対抗戦等、学内において特別な行事等を行うとき
- 部・サークルで使用する物品の購入や施設整備等を要望するとき
- 学内にポスター等を掲示するとき
- 印刷物の配布を行うとき
- 活動中に事故等が起きたとき
- 部・サークルを解散するとき
- 被災地等でボランティア活動を行うとき
- 本学 HP に掲載されている部・サークルの紹介文の内容を変更したいとき

届出の様式等は、本学 HP「在学生」－「サークル・課外活動」－「課外活動提出書類・貸出物品・サークル共用施設予約」に掲載しているので、各自ダウンロードして使用してください（その時々の実態に沿うよう、様式を変更することもあります）。



6.4 学生の行事

■ 対北大定期戦（6月）

体育会主催の行事で、学生の多い北海道大学を相手に長い歴史と古い伝統をもった各種運動部の定期戦です。

■ 大学祭（6月）

昭和40年以来「緑丘祭」（平成4年からは、夜間主コースの学生が行う大学祭「緑宵祭」も行われている）という名称で行われています。

「緑丘祭」「緑宵祭」は日頃の研究、文化活動の成果を公開し、また、勉学から離れ学生間の親睦を深め、大学生活を意義あるものにするよい機会でもあります。

企画等は学生が組織する「緑丘祭実行委員会」「緑宵祭実行委員会」によって行われていますので、全学生の協力により「緑丘祭」「緑宵祭」を是非成功させましょう。

7 海外留学

本学では、現代に必要な国際感覚を身につけ、異文化を理解できる真の国際人を育成するために、留学制度の充実はもちろん、学内における国際化を進めています。学生や研究者の交流事業の他に、外国からの交換留学生と共に英語で履修する「国際交流科目」を開設しています。留学生や外国人研究者が入居できる国際交流会館も充実しています。

なお、留学についての相談等は、学生支援課国際交流室で受け付けています。

※詳しい情報は、本学 HP もご覧ください。 <https://www.otaru-uc.ac.jp/international/>

7.1 交換留学（1年以内）制度

本学と外国の大学とが学生交換協定を締結して、相互に学生を交換する制度です。この制度では、留学中の授業料は本学に払わなければなりません。派遣先大学の検定料、入学料及び授業料が免除となります。本学からの派遣学生は、小樽商科大学学則等の規定により留学期間は卒業に必要な年数（在学期間）に算入されるため、留年することなく学年が進行します。留学中に外国の大学において修得した単位は、審査の上、60 単位を超えない範囲（他大学との単位互換の修得単位及び大学以外の教育施設等における学修の修得単位、入学前の既修得単位を含む）で本学の単位として認定することができます。

この制度では、年次や所属学科に関係なく誰でも応募できますが、学内での選考があります。選考は本学での学業成績、面接試験等により総合的に判断して決定されます。特に英語圏への留学では、派遣先大学によって TOEFL ITP550 点（iBT79~80 点）以上のスコアが要求されることがありますので、留学前の定められた時期までに取得しておく必要があります。

選考の結果、優秀な学生には本学後援会助成金による奨学金が支給されることがあります。

【参考】小樽商科大学学生交換協定締結校（2025 年 10 月現在）

協定大学等名	国 / 地域名	派遣学生数※ (1年間)
オタゴ大学	ニュージーランド	3名以内
忠南大学校	大韓民国	3名以内
ウーロンゴン大学	オーストラリア	2名以内
ウェスタンミシガン大学	アメリカ合衆国	1名以内
東北財経大学	中華人民共和国	5名以内
パイロイト大学	ドイツ連邦共和国	3名以内
エクス=マルセイユ大学	フランス共和国	4名以内
蘭州大学	中華人民共和国	4名以内
ロシア極東連邦総合大学	ロシア連邦	2名以内
ウィーン経済大学	オーストリア共和国	2名以内
オグレスープ大学	アメリカ合衆国	2名以内
サウスダコタ大学	アメリカ合衆国	2名以内
ビフロスト大学	アイスランド共和国	2名以内
ブルゴス大学	スペイン	2名以内
ベルリン経済・法律大学	ドイツ連邦共和国	2名以内
ベトナム国家大学ハフシ市国際大学	ベトナム社会主義共和国	5名以内
オウル応用科学大学	フィンランド共和国	2名以内
マラヤ大学	マレーシア	3名以内
香港バプテスト大学	香港特別行政区	2名以内

台北商業大学	台湾	3名以内
HZ 応用科学大学	オランダ	3名以内
21 大学	17 各国 / 地域	57 名以内

※各協定大学との派遣・受入れ数協議により、募集人数の変更や、募集自体が行われないことがあります。

7.2 語学研修制度

夏季休業期間及び春季休業期間を利用し、主に語学能力の向上を目的として、本学が選定した海外の大学や語学研修機関等が実施する語学研修プログラムに参加する制度です。派遣先は英語圏を始めとして、本学で科目として提供しているその他の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国語）について認められています。

この制度では、年次や所属学科等を問わず誰でも応募・参加でき、参加プログラム修了後の語学検定の結果に基づき、審査の上、本学の語学の単位として認定することができます。

※派遣先機関は、令和7年度までの実績に基づいていますが、予告なく変更となる可能性があります。

【参考】令和7年度語学研修機関（募集実績）

言語	国/地域名	派遣先機関
英語	オーストラリア	EF シドニー North Sydney English College (シドニー) Langports English Language College (ブリスベン)
	ドイツ	EF ミュンヘン
	連合王国	EF ロンドン
	マルタ共和国	EF セント・ジュリアンズ ACE English Malta (セント・ジュリアンズ)
	シンガポール	EF シンガポール
	カナダ	EF バンクーバー EF トロント
	フィリピン	CG Sparta (セブ島)
韓国語	韓国	延世大学 (ソウル)

※小樽商科大学が提携している語学学校「EF Education First」が提供する短期語学留学プログラム、またはEF以外で学生が個人で選択した留学プログラムです。

7.3 本学の海外留学制度以外で海外渡航する場合

休学又は休業期間中を利用して学生個人の理由により海外渡航する場合、本学への海外渡航中の連絡先等の提出及び不測の事態を想定しての海外旅行傷害保険等への加入を指導しています。

休学により海外渡航する場合は、国際交流室（学生センター内）において関係書類を受領し、教務課へ休学願を提出する前に、手続きを行ってください。また、休業期間中を利用して海外渡航する場合は、直接、国際交流室において関係書類を受領し、手続きを行ってください。

7.4 海外留学相談

留学に関する質問や相談は、学生センター内の国際交流室で受け付けています。必要に応じて留学コーディネーターの教員も紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。

8 就職

本学は、1911年の開学時から一貫して実学重視の理念を掲げています。「就職に強い大学」と言われるのは、この理念のもと、社会に通用する力を備えた学生の育成と充実した就職支援に取り組むことにより、各方面で活躍する卒業生を輩出してきているからに他なりません。

近年、コロナ禍の影響により就職活動の早期化・多様化が進み、就職活動を取り巻く環境は、めまぐるしく変化していますが、勉強はもちろんのこと、課外活動やボランティアなどにも積極的に参加し、健全でより充実した学生生活を送ることにより、社会人としての人間形成に努めることが重要です。

8.1 キャリア支援センター

キャリア支援センターでは、学生生活の4年間を通じて、学生が描いたキャリアプランを実現できるように全力でサポートします。

【キャリア支援センターからのお知らせ】

キャリア支援センター主催のイベント案内、各企業の説明会・インターンシップ等情報、卒業生の就職活動体験記等、就職・キャリア支援に関する情報は、学内教育支援システム manaba の「キャリア支援センター」コースを中心にお知らせしています。

【求人情報】

本学学生向けの求人・インターンシップの情報は、全てキャリア支援クラウドサービス「キャリアタス UC」で検索できます。ID 及びパスワードは、manaba「キャリア支援センター」コースに掲載しています。

【就職相談】

専門家の就職アドバイザー及びキャリアカウンセラーが就職相談に応じます。Zoom を利用した遠隔相談も可能です。希望者は、キャリア支援センターウェブサイトから予約してください。

就職相談内容（例）

就職活動の流れ、自己分析・自己理解、企業・業界・職種選択、民間と公務員との併願、書類（ES 等）の添削、模擬面接、内定辞退・内定先絞込み、その他進路に関すること

【資料閲覧・図書貸出】

キャリア支援センターでは、企業概要や人事担当者に直接お伺いした話のファイリング、先輩方の内定アンケート、企業に役立つ四季報などの資料を開架しています。OB・OG 訪問の際に参考になる OB・OG 名簿もあります。

また業界や職種研究、エントリーシート・面接・マナーの対策本といった実用書を中心に、就職関連の図書の貸出も行っています。自宅から閲覧することのできる eBook もあります。

【キャリア支援センター開室時間】

8時30分～17時15分（12時00分～13時00分まで昼休み）

※土日・祝日及び年末年始は利用できません。

8.2 就職支援スケジュール

キャリア支援センターでは、各種ガイダンス・講座を年間通じて開催しています。

2025 年度就職支援スケジュール

時期	支援内容
4 月	インターンシップ入門講座、最新インターンシップ動向講座、公務員セミナー、商大公務員講座説明会
5 月	業界研究&解説講座、自己分析/ES 概要講座、インターンシップ選考対策/自己 PR 講座、公務員志望者セミナー（1 年生向け）、三大学合同グループワーク講座、志望動機/面接・マナー講座、商大公務員講座スタート
6 月	夏 IS 対策講座
7 月	1・2 年生のためのキャリア講座
9 月	緑丘企業等セミナー（合同企業・業界研究セミナー）
10 月	商大公務員講座秋募集説明会、緑丘企業等セミナー（合同企業・業界研究セミナー）、公務員の魅力セミナー、選考突破講座（3 年生向け）、就活スタートアップガイダンス（2 年生向け）
11 月	公務員合格者座談会
1 月	就活スタートアップガイダンス（2 年生向け）、インターンシップガイダンス（2 年生向け）

※2026 年度就職支援スケジュールは、manaba「キャリア支援センター」コースでお知らせします。

8.3 産業別就職状況

産業別就職状況（商学部）

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
農業・林業	1	0	1	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	11	9	20	8	8	16	13	9	22
製造業	24	15	39	15	20	35	14	19	33
電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	11	4	7	11	11	9	20
情報通信業	56	42	98	63	35	98	51	43	94
運輸業・郵便業	4	4	8	5	3	8	2	7	9
卸売業・小売業	34	17	51	16	17	33	17	17	34
金融業・保険業	47	21	68	39	40	79	60	28	88
不動産業・物品賃貸業	5	1	6	7	2	9	6	5	11
学術研究・専門・技術サービス業	28	14	42	17	11	28	13	10	23

宿泊業・飲食サービス業	5	1	6	3	2	5	3	5	8
生活関連サービス業・娯楽業	1	2	3	3	3	6	3	4	7
教育・学習支援業	4	9	13	4	2	6	2	3	5
医療・福祉	0	1	1	2	2	4	0	5	5
複合サービス事業	7	1	8	6	1	7	7	3	10
サービス業	19	13	32	18	9	27	18	19	37
公務	31	39	70	42	40	82	40	33	73
分類不能の産業	1	2	3	1	0	1	0	4	4
就職者数	284	196	480	253	202	455	260	223	483
進学者数	8	1	9	4	1	5	4	2	6
その他	28	14	42	24	13	37	19	18	37
卒業者数	320	211	531	281	216	497	283	243	526

8.4 令和6年度卒業生の就職先

《就職先例》

【道内】

- ・北海道電力
- ・北海道銀行
- ・ニトリ
- ・北海道財務局
- ・札幌市役所
- ・北洋銀行
- ・ホクレン農業協同組合連合会
- ・札幌地方裁判所
- ・札幌国税局
- ・北海道農政事務所

【道外】

- ・東京海上日動火災保険
- ・みずほ証券
- ・エヌ・ティ・ティ・コムウェア
- ・東日本電信電話
- ・サイバーエージェント
- ・住友生命保険
- ・三井住友信託銀行
- ・NTTデータMS E
- ・エン・ジャパン
- ・アクセンチュア

過去5年間の詳しい就職先は、manaba「キャリア支援センター」コースでご確認ください。

8.5 インターンシップ

インターンシップとは、在学中に就業体験の機会を与えることにより、高い職業意識と職業選択に必要な能力を養うとともに、学習意欲を向上させ、以って、創造性や自主性を備えた人材の育成を図ることを目的としています。官公庁その他の組織でインターンシップを行い、条件を満たした場合、正規授業科目として単位が与えられます。

本学以外の組織等が行う研修等を受けた者で、下記の条件が満たされた場合に、「社会連携実践Ⅰa/Ⅱa/Ⅲa」（各2単位）を履修したものとして単位の認定をおこなう制度があります。

【条件】

- ・インターンシップの事前、事後に必要な書類等を提出すること
- ・本学インターンシッププログラムで行われる事前教育プログラムを受講すること
- ・受講予定の研修が所定の時間数以上実施されるものであること
- ・受講予定の研修内容が本学のインターンシップに相応しいものであること（内容審査）

※単位認定の条件は、年度によって変わることがあります。詳細は、シラバス、manaba 及び社会連携実践ガイダンスでご確認ください。

9 本学大学院への進学のための制度

本学には大学卒業後の更なる学びの場として、大学院（商学研究科）が設置されています。専攻はアカデミックな研究を行う「現代商学専攻」と、ビジネスリーダー・イノベーターを目指す「アントレプレナーシップ専攻（ビジネススクール）」があります。

本学学部生から本学大学院商学研究科現代商学専攻への進学を希望する場合、学力試験が免除される特別入試が用意されていますので、興味のある学生は本学ホームページで確認又は教務課入試室へお問い合わせください。

また以下のとおり、進学を考える学部生が利用できる制度もありますので、ご検討ください。いずれも詳細は「履修の手引き」でご確認ください。

※これらの制度を利用しなくとも進学は可能です。

9.1 学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム

本プログラムは、学部を早期卒業する学生に、大学院での学修の機会を与えるものです。学部早期卒業（3年間）と大学院（2年間）を組み合わせ、5年間で修士（商学）または経営管理修士（専門職）の学位を取得することを可能としています。大学院への進学において入試を課さず、また入学金も免除されます。

9.2 学部学生による大学院科目履修制度

本学大学院（現代商学専攻）への入学を希望している優秀な学生は、学部4年次のうちから一部の大学院の科目を履修することができます（追加の授業料はかかりません）。なお、アントレプレナーシップ専攻の科目は対象外です。

10 関係施設等

大学の施設には、本来教員の学術研究のための施設、カリキュラムに沿って使用すべき施設（教室）、図書館施設とその他に使用する施設に大別できると考えられます。本学としては支障のない限り諸君に施設を開放していますから存分に利用してください。しかし、これらの施設、設備を使用するに当たっては、当然使用する場合における最小限の制約があります。これらを守ることは論を待たないことですが、多数の中には他人に迷惑をかけ、また、後の行事に使用できないような使い方をする者もいます。公共施設使用の精神に基づいて使用するよう、特に注意してください。

10.1 大学会館

大学会館は、大学正門を入り左側にある2階建ての建物です。

この会館は、学生及び教職員相互の人間関係を緊密にし、かつ学生の課外活動の発展を助けると共に、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的に設置されているものですから、大いに利用してください。

また、開館時間、休館日及び施設等は次のとおりです。

開館時間	月曜日から金曜日まで	9:00～21:00
	土曜日	10:00～19:30

※ 休館日：日曜日、祝日、年末年始

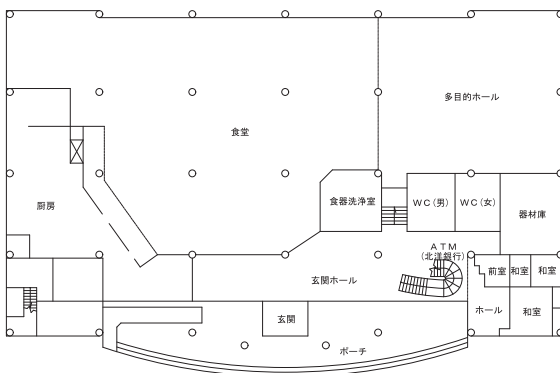
1. 大学生協の営業時間

営業時間については、大学生協 HP をご覧ください。

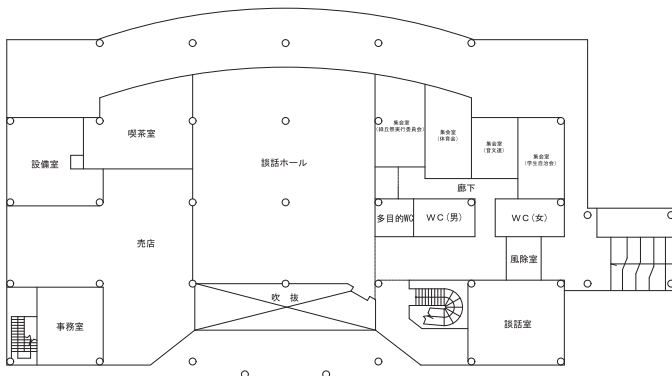
<https://www.hokkaido-univcoop.jp/otaru/bhours/>

【大学会館平面図】

1階



2階



1階 食堂（380席・大学生協が営業）、多目的ホール、和室

2階 売店（大学生協が営業）、談話ホール、談話室、集会室、喫茶室

10.2 グローカルラウンジⅠ

3号館2階に設置された、外国人留学生と日本人学生が交流することを目的としたラウンジです。飲食可能なスペースで、誰でも自由に利用できます。

国際交流や留学に関するパンフレットを設置しており、また、留学に関する説明会や、国際交流イベントを開催することもありますので、国際交流に興味のある学生はぜひ活用してください。

10.3 グローカルラウンジⅡ

3号館2階中央付近にある、多様な学習スタイルで利用することを目的としたラウンジです。誰でも自由に利用できるので、学習や、休憩するスペースとして活用してください。室内には自動販売機も設置しており、飲食可能です。窓側の小上がりスペースは土足禁止です。

10.4 輝光寮（学生寮）

創立百周年記念事業の一環として建設された5階建ての建物です。空き状況により、追加募集を行いますので、在学中に入寮を希望する場合は、本学HP「在学生」-「学生生活サポート」-「学生寮（輝光寮）」ページ（<https://www.otaru-uc.ac.jp/student/dormitory/>）で最新の募集状況をご確認ください。

【入寮定員】 93人（男子：57人、女子：36人）

【寄宿料等】（令和7年12月現在の料金）

	区 分	1人部屋	4人部屋
寄宿料等	寄宿料(月額)	20,000円	15,000円
	共益費(月額)	500円	500円
	計	20,500円	15,500円
	入寮時預り金(清掃費・補修費等)	30,000円 ※退寮時に精算されます。	
光熱水料等	光熱水料(共用部分・居室)	【夏季】 月平均 約5,000円 【冬季】 月平均 約10,000円 ※光熱水料金は使用量に応じて個人差があります	
	IT回線使用料(個別任意契約) NTT・インボイス	月 約3,000円	

10.5 体育施設

開館時間、休館日及び施設等は次のとおりです。

開館時間	8:30~22:30
------	------------

※休館日：年末年始（ただし、大学が必要と認めた場合は臨時に開館する。）

■ 第一体育館

第一体育館は、バレーボールコート2面、バトミントンコート6面、バスケットボールコート1面等が取れるアリーナがあり、ロッカー室、シャワー室等も完備されています。

2階にはウォーキングトラック、多目的室があります。

■ 第二体育館

第二体育館には、1・2階にトレーニング室、2階にバレーボールコート1面、バドミントンコート3面が取れるアリーナがあります。

このアリーナの床下には冬期間でも土の上で練習のできる半地下グラウンドがあります。

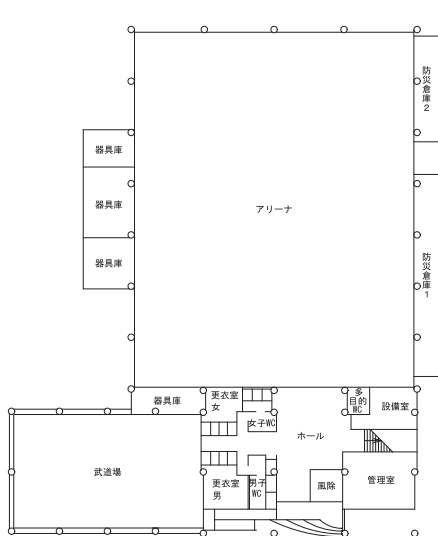
■ グラウンド

グラウンドは、講義棟の裏山にあり、第一グラウンドとして利用されています。正課授業のほか、硬式・準硬式野球部・ラクロス部等の活動場所となっています。

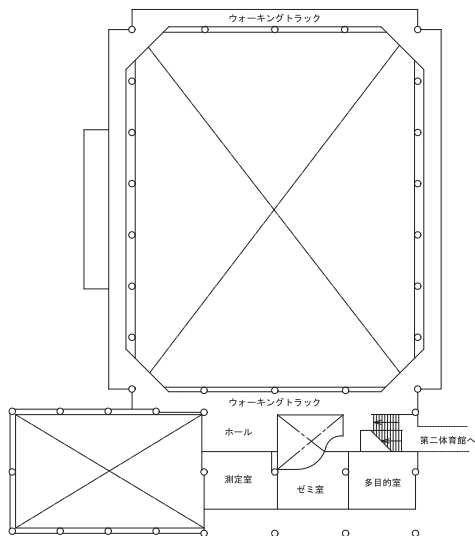
■ 山上グラウンド

山上グラウンドは、本学から徒歩15分の山の上を切り拓いたところにあり、第二グラウンドとして利用されています。

このグラウンドは、正課授業のほか、主にサッカー部等の活動場所となっています。



第一体育館1階平面図



第一体育館2階平面図

10.6 課外活動施設

■ サークル共用施設

この施設は、本学学生の課外活動を助成し、その効果を高めることを目的として設置された共用施設です。3階建の建物で、施設内には、共用室、練習室等が設けられています。

使用に当たっては、使用願を学生支援課学生支援係に提出して使用許可を得てください。

この施設は、複数のサークル団体が共用して使用しますので、使用上のルールを遵守して円滑にサークル活動を行うよう努めてください。

■ 武道場

正課授業のほか、主に剣道部、合気道部、空手部の活動場所となっています。

■ 屋外テニスコート

現在、軟式庭球、硬式庭球、合わせて5面のコートがあります。
(※軟式庭球コートについては、2026年度使用不可)

■ 弓道場

弓道場は体育館の横にあり、弓道部の活動場所となっています。

■ 合宿研修施設

この施設は、合宿や研修の施設として利用されています。
内部には宿泊室、食堂、洗濯室、シャワー室があります。なお、使用する際は学生支援課学生支援係からの許可が必要です。

■ 東屋

この施設は、飲食スペース（アルコール飲料不可）や懇親の場として利用されています。
バーベキュー等火気を使用する食事が可能です。なお、使用する場合は教員等に確認をとり同意を得たうえで、学生支援課学生支援係からの許可が必要です。

■ その他の課外活動施設

ヨット艇庫（小樽市祝津）、ボート艇庫（石狩市生振）の施設があります。

10.7 物品の借用

課外活動支援のため、各種物品の借用を受け付けています。借用を希望する団体は、学生支援課学生支援係まで申し込んでください。

なお、年末年始には借用を行っておらず、土曜日・日曜日・祝日に物品を使用する場合は、前営業日からの借用及び次営業日での返却を推奨しています。

借用できる物品の内訳は、本学HPに記載しています。

https://www.otaru-uc.ac.jp/student/circle_system/

■ スポーツ用具

バレーボール、バスケットボール、卓球（台は当日のみ貸出）、バドミントン、フットサル、テニス、ソフトボール等の用具を貸し出しています。

借用希望者は体育館事務室にて、所定の用紙に氏名、品名、個数を記入して借用してください。
なお、受付は、月曜日から金曜日の10時から16時までとなっています。

III. 各施設の利用案内

1 附属図書館

※最新の情報は、図書館 HP で確認願います。

附属図書館へようこそ

1.1 はじめに

附属図書館は、キャンパスのほぼ中央に位置しており、本学のシンボリックな存在です。

1911年の創立以来人文・社会科学系の資料を中心に収集し、現在約49万冊の蔵書があります。

従来の個人閲覧席に加え、グループ向けの座席や学習室を設け、滞在型の主体的な学びの拠点として、さまざまな学習スタイルに応じた場を提供しています。また、各学年別にご案内を担当する職員＝クラスライブラリアンを配置するなど、図書館は、みなさんの学習を支援する体制を整えていますので、大いに活用してください。



1.2 利用手続き

附属図書館は、本学の学生であれば誰でも利用できます。

学生証が図書館利用 ID カードを兼ねていますので、図書館利用中は、常時携帯願います。

また、MyOPAC（図書館 WEB サービス。詳細は図書館 HP 参照）を利用すると、図書館外でも、本学図書館蔵書検索画面から、ご自分の利用状況（貸出・予約・複写依頼等）を確認することや図書購入リクエスト、他館への資料貸借・複写依頼、貸出中の図書の予約申込み、グループ学習室予約等を行うこともできます。

なお、附属図書館では、地域住民の生涯学習に資するため、図書館の運用に支障のない範囲において学外の方にも蔵書を公開しています。

1.3 開館時間（令和8年度）

	授業・試験期間	休業期間（夏・冬・春季）
平日、学部休日授業日	8：45～21：00	8：45～17：00
土曜日（学部授業日を除く）	10：00～17：00	10：00～17：00
日曜日、祝日（同上）	10：00～17：00	10：00～17：00

※平日夜間（17時以降）、土・日曜日、祝日は、一部サービスを休止しています。特殊資料（特殊文庫・貴重図書・卒論・沿革資料等）の利用・予約、その他、詳細事項については、必ず事前（平日17時迄）に図書館カウンターへお問い合わせください。

休館日

・年末年始、その他、入学試験日等の臨時休館があります。

※臨時に休館する場合は、その都度お知らせします。掲示板や図書館 HP でご確認ください。

1.4 入退館

図書館に入るには、正面玄関（西側）と南玄関（車椅子対応・エレベーター設置）があります。閲覧室（カウンター等）への出入り口は2階にあります。

出入り口ゲートには図書の無断持出防止装置が設置されており、貸出等の手続きをせずに図書を持ち出そうとするとブザーが鳴ります（その場合、持ち物を確認させていただきます）。

※ペースメーカをご使用の方へ

2階閲覧室の出入り口にあるゲートは電子商品監視（EAS）機器です。

植込み型医用機器（ペースメーカ等）をご使用の方は、入退館の際、ゲート付近に長く立ちまったり、ゲートに寄り掛かったりしないよう気をつけてください。

1.5 閲覧・貸出等

■ 館内閲覧・資料請求

図書館の資料のうち参考図書、新聞は2階新聞・図書コーナーに、学生用図書は3階の書架又は2階新着図書コーナーに、概ね2年以内に受け入れた国内（和）雑誌は3階雑誌コーナーに配架しており、直接手に取って利用することができます（2階と3階に配置の学生用図書の配置記号は、先頭が「G」になっています）。

それ以外の資料は、1階書庫、3階の特殊資料室等に所蔵されています。書庫は自由に利用できますが、職員の出納を希望する場合や3階の特殊資料室等の資料を利用する場合は、「館内閲覧・図書請求票」に必要事項（下記例）を記入のうえ、学生証を添えてカウンターに提出してください。

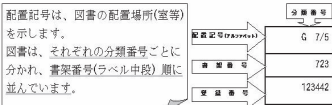
小樽商科大学附属図書館 館内閲覧・図書請求票（記入例）

○ 月 ○ 日		学生番号 2026900		氏名 商 大 太 郎	
配置記号	分類記号	書架番号	登録番号	書 名（誌 名）	
S	1/7	5956	257632	Japanese Business Leaders	巻 号 年
S	14/2	K	350911	国際法外交雑誌	114-115 巻 号 年
T	13/3	761	300461	賃金センサス 平成 18 年	3 巻 号 年

※分類の14/2は、雑誌扱いの配架資料で、書架番号は誌名を英語・ローマ字等で表した場合の先頭文字です。

図書閲覧上の注意！

図書の配置は、背表紙のラベルの番号で決まっています。



配置記号は、図書の配置場所(室等)を示します。図書は、それぞれの分類番号ごとに分かれ、書架番号(ラベル中段)順に並んでいます。

配置場所が違うと、せっかく検索機で調べても図書が見つけれません。棚から取り出した本は、元の場所に戻すか、図書通知棚に置いてください。

※ 雑誌は、誌名のアルファベット順に配置してあります。

■ 貸 出

図書を借りる場合は、図書と学生証を2階閲覧カウンターに提出してください。

図書の配置記号と配置場所

記号	配置場所
G	3階 閲覧室 学生用図書、本学出版物、露炎本展示、雑誌コーナー
	2階 閲覧室 新着図書、教員指定図書、各種企画展示
GB	3階 閲覧室 文庫本コーナー
GW	3階 閲覧室 教員著作図書
R	2階 閲覧室 参考図書
	3階 閲覧室 参考目録
S	3階 特殊資料室 書庫（一般）、雑誌、新聞、有価証券報告書、大型本
T	1階 書庫 書庫（法令・判例・統計書）
EU	3階 特殊資料室 EU・EU関係資料
OE	3階 特殊資料室 OECD関係資料
その他	3階 特殊資料室 特殊文庫、貴重図書、沿革資料、旧植民地関係資料等

※「G」の記号を含むものは、「学生用図書」です。

学生の貸出冊数と期間

利用者	貸出冊数	貸出期間
大学院生 卒業年次の学生	30冊	2か月（学生用図書は1か月）
上記以外の学生	10冊	1か月

※貸出できない資料：参考図書、雑誌、貴重図書、卒業論文、その他の禁帯出資料等

■ 更新

貸出中の図書の引き続きの利用を希望する場合は、利用期限を更新しますので、期限内に図書と学生証をお持ちのうえ、更新手続きをしてください。

他の利用者の予約がある場合を除き、同じ本につき、3回まで更新が可能です。

※MyOPAC から、オンラインで更新手続きができます。

※1冊でも返却期限が超過している場合は、新規及び追加の貸出及び更新はできません。

※返却期限を過ぎた場合は、返却した当日に同一利用者が図書を借りることはできません。

■ 返却

利用期限内に図書館カウンターで返却の手続きをしてください。

返却時には学生証の提出は不要です。

閉館している場合は図書館正面（西）玄関前に設置のブックポストに返却してください。

■ 一時持ち出し

参考図書や雑誌など、館外へ貸出禁止の資料を図書館以外で一時的に利用したい場合には、「館内閲覧・図書請求票」に必要事項を記入し、学生証と一緒に閲覧カウンターに提出してください。当日の開館時間内に限り、館外への持ち出しができます。

■ 予約

利用したい図書が他の利用者に貸出されている場合は、カウンターで予約手続きができます。

MyOPAC から、オンラインで予約することもできます。



1.6 図書館の資料

図書館には、人文・社会科学系学術書の他、様々な分野・言語による資料があり、資料形態もマイクロ資料、磁気媒体、データベース、電子ブック、電子ジャーナル等、多様なメディアで収集・保存し、提供されています。

■ 図書

一般図書、参考図書（辞書、目録、年鑑等）、貴重書、特殊文庫等があり、本学独自の分類表（和書・洋書別）により、分類・整理・配架されています。

■ 雑誌

国内外の専門雑誌及び各大学の紀要（学術論文を掲載）等、過去発行の雑誌（バックナンバー）を含めると約 12,000 種類の雑誌があります。

■ 新聞

2階新聞コーナーでは、最新の国内外の主要紙 11 種を提供しており、自由に閲覧できます。

■ 電子ジャーナルとデータベース

本学では外国雑誌を中心に約 5,100 種の有料電子ジャーナルを閲覧することができます。
本学で利用できる電子ジャーナル及びデータベースは、図書館 HP でご確認ください。

その他

本学の沿革関連資料や、卒業・修了学生による卒業論文、修士論文、博士論文等も特別に保存されています。卒業・学位論文のタイトル一覧は、図書館 HP をご覧ください。

※令和 4 年 9 月卒業生分から卒業論文等は PDF データにて提出され保管されることとなりました。

図書館の蔵書について、詳しくはカウンター（利用者支援係）にお尋ねください。

1.7 目録・情報検索

2 階学習アトリエの PC や学内 LAN に接続された PC では、本学附属図書館の蔵書検索は勿論、色々なデータベースや電子ジャーナルを利用して、文献の所在情報や研究論文等を調べることができます。以下は、本学で利用できる主な目録・データベース等です。

1. 商大 OPAC（学内蔵書検索）URL : <https://webopac.ih.otaru-uc.ac.jp/>
本学の附属図書館で所蔵している図書・雑誌の目録・所蔵検索ができます。
「書名」や「著者名」を入力し「検索」をクリックしてください。
書名に含まれる単語や、名前の読みだけでもキーワードとして検索できます。
2. CiNii URL : <https://ci.nii.ac.jp/>（一部の機能は学内からのみ利用可能）
国立情報学研究所のデータベースサービスで、論文や図書・雑誌などの学術情報が検索できます。
3. 電子ジャーナル/データベース一覧
URL : <https://library.otaru-uc.ac.jp/journal/>
4. 小樽商科大学学術成果コレクション（Barrel）
URL : <https://barrel.repo.nii.ac.jp/>
5. 本学の卒論・修士/博士論文タイトル一覧
URL : https://library.otaru-uc.ac.jp/documents/#documents_04

1.8 レファレンス・サービス

調査したい事柄や疑問に応じて、適切な資料や情報を入手できるようお手伝いいたします。以下のような事柄について、カウンター又は後述のクラスライブラリアンにご相談ください。

また、電子メール (lib-unyo@office.otaru-uc.ac.jp) でも受け付けておりますのでご利用ください。

- ・図書館の利用方法、資料の使い方
- ・特定の主題に関する文献探索・記事の紹介
- ・資料の探し方・文献の入手方法
- ・電子ジャーナルの使い方、その他の疑問等

1.9 複写機の利用

館内のコイン式複写機で、図書館資料の複写ができます。複写にあたっては著作権法を遵守してください。詳しくは、掲示、HP で確認してください。※USB やスマホ等からの印刷はできません。

図書館資料をコピーする場合には、著作権法で規定された範囲内でのコピーであることを確認するため、必ず備え付けの「複写申込用紙」に複写内容等を記入してください。

1.10 図書館にない文献の入手方法

必要な資料が本学図書館に所蔵されていない場合、他の図書館等から求める資料や複写物を取り寄せることができますので、MyOPAC からオンラインで依頼又はカウンターに申込書を提出して

ください。送料・複写料等の実費は原則として申込者負担となりますが、一定額まで大学が経費を負担します。

また、他大学の図書館を直接訪問し利用することもできますので、カウンターにお問い合わせください（原則として、訪問館の所蔵資料の検索・利用が前提であり、自習目的の座席利用は不可）。

■ 文献複写（有料）

他の大学図書館、国立国会図書館、その他の複写サービスができる国内外の所蔵館に依頼して、雑誌記事や論文等、必要な文献の複写物を取り寄せることができます。

■ 図書貸借（有料）

他の大学図書館、国立国会図書館及び公共図書館等から、図書を借用することができます。

■ 市立小樽図書館との連携貸出サービス

市立小樽図書館の図書を、本学図書館カウンターにて借用・返却することができます。

■ 他大学図書館等の利用

北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス加盟大学は直接訪問し、閲覧・複写等のサービスを受けることができます（一部の図書館を除き図書を借りることもできます）。その他の大学図書館の利用を希望する場合は、紹介状や事前連絡が必要な場合もありますので、カウンターにお問い合わせください。ご利用の際は、当該館の学外者利用可能日時を事前確認し、必ず学生証（利用証）を携帯のうえ訪問先の図書館の利用規程等をお守りください。

1.11 その他

■ X(旧 Twitter)

図書館の最新情報はXに随時投稿しています。

https://twitter.com/OUC_Library

■ クラスライブラリアン

入学してから卒業するまで、各学年担当の図書館職員が皆さんの学習活動をサポートします。図書館利用に関するご不明な点などは、担当職員・カウンターまでお気軽にお問い合わせください。担当職員の氏名・連絡先等は図書館 HP でご確認ください。

■ 札幌サテライトでの複写物受領及び貸出・返却サービス

大学院生の方は、札幌サテライトで、複写物受領・貸出・返却サービスを受けることができます。札幌サテライトの職員が対応しますのでご利用ください。

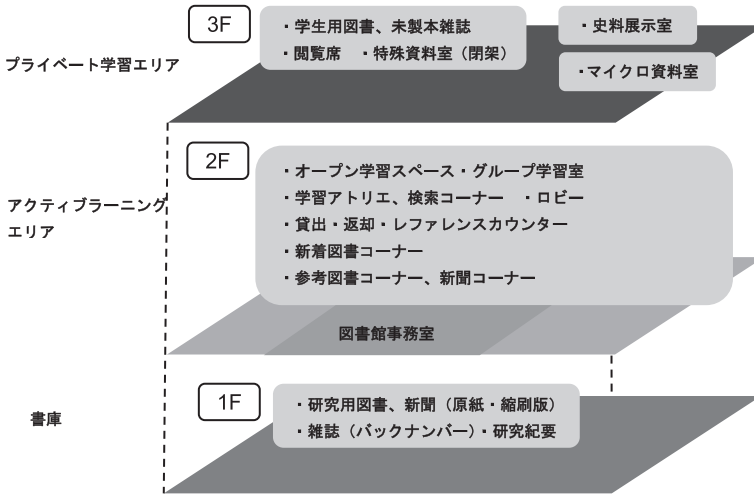
■ グループ学習室の利用について

2階ロビーに接してグループ学習室が3部屋あります。投影用プロジェクタとホワイトボードを備えており、勉強・発表会、クラブのミーティング等に利用できます。予約制で3人以上のグループで利用できますので、MyOPACからお申込みください。

■ 図書館利用講習

図書館では、館内をご案内するライブラリー・ツアーや、文献情報探索のための利用講習会ほか、卒業論文執筆の学生向けに卒論見学会等を開催していますので、是非ご参加ください。実施時期、内容については、掲示・図書館 HP・X等でお知らせします。

図書館フロア配置図



- ・ 図書館の資料は大学の大切な共有財産です。返却期限を守り、大事に扱きましょう。
- ・ 館内では、原則「飲食・携帯電話の利用」はできません。
- ・ 2階ロビー以外での飲食はご遠慮ください（ペットボトル等の密閉できる容器の飲料は可）。
- ・ 2階は学習のための会話は可能なエリア、3階は集中して学習するために静粛に利用してもらうエリアです。利用にあたっては、他の利用者の迷惑にならないよう注意しましょう。

お問い合わせ先：

附属図書館（学術情報課）利用者支援係

TEL：0134-27-6541, 5273

FAX：0134-27-5275

E-Mail：lib-unyo@office.otaru-uc.ac.jp

URL：https://library.otaru-uc.ac.jp

2 言語センター

小樽高商以来、本学は北日本の文系高等教育のメッカのひとつだった

小樽商大は前身の小樽高等商業学校以来、専門の商学は言うに及ばず、その教養教育と外国語教育もまた、北日本屈指の質を誇り、文系志望の学生を広く全国から集めていました。実学志向の学校であるにもかかわらず、小林多喜二、伊藤整といった 20 世紀を彩る作家たちを輩出できたのも、教養教育の重視があったからこそであり、とりわけ本学の外国語教育は、その充実ぶりから「北の外国語学校」の異名をとるほどでした。

「言語センター」設立

平成 3 年（1991）、本学の外国語教育の伝統を太く引き継ぎ、21 世紀に向けてさらなる飛躍を遂げるため、現在の「言語センター」が設置されました。以後、異文化交流研究をメインテーマに、外国語教授法や教材の開発、交換留学に向けた手ほどきなど、国際化を進める本学の推進力のひとつとして成果を上げてきました。最近では ICT を活用した e-Learning や Blended Learning（オンライン+対面授業）を導入し、グローバル社会に対応する先進的な語学教育を目指しています。

(1)「多機能校舎」(2号館) へどうぞ

言語センターの施設は 2 号館の 3、4、5 階にあります。4 階に事務室およびマルチメディアライブラリーがあり、5 階と 3 階にそれぞれ語学用教室である LL1 教室、LL2 教室があります（LL は language laboratory の略です）。LL1 教室および LL2 教室は通常の授業の他ゼミや研究発表会などでも利用されています。ただし、学生だけ（個人および団体）での教室利用はできません。

(2) マルチメディアライブラリーが皆さんを待っています

皆さんに利用して欲しいのは、マルチメディアライブラリーです。これは学生、教職員が自由に利用できる総合視聴覚施設で、外国（語）に関する資料や教材を、AV 機器や PC を備えた個人ブースで視聴することができます。外国語の音声・画像教材、外国の映画作品、ラジオやテレビ講座、英字新聞、多読・連読用の洋書、そして TOEFL・TOEIC をはじめとする各種検定試験の問題集など、様々な資料・教材を多数揃えておりますので、ぜひ積極的に活用してください。

●マルチメディアライブラリーの利用について

①利用時間

□月～金 8:30～17:00 なお、都合により閉室する場合があります。

②入退出

事務室から入室し、利用者表に学生番号と入退室時間を記入してもらいます。

③資料

DVD・CD・書籍等をスタックランナー及びキャビネットに備えています。視聴希望の資料・教材がありましたら、そのまま取り出して利用してください。利用した資料等は、各自、元の場所に戻して下さい。ライブラリー外への貸出を希望する場合は、事務室で貸出簿に学生番号と氏名を記入してもらいます。

④機器

PC・DVD デッキ・CD プレーヤーなどがブースに設置されています。

3 保健管理センター

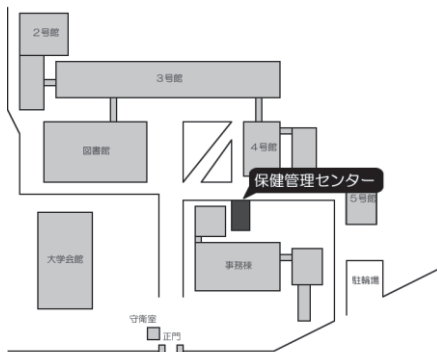
3.1 保健管理センター

<https://www.otaru-uc.ac.jp/hsc/>

保健管理センターは、学生及び教職員の健康管理に関する専門的業務を行い、健康の保持とその増進及び疾病の予防・早期発見に努めることを目的として設置されています。

学生の皆さんに、健康診断や健康相談、応急処置等を行っていますので、積極的に利用して今後の学生生活を心身ともに健康的に過ごしてください。自分の健康を守るとともに、他の学生への健康に対する配慮が一人一人に求められています。是非、各人が自分の健康に関心を持ち、学内で実施される健康診断を必ず受けてください。また種々の健康教育活動にも積極的に参加するように努めてください。

また、本学 HP「保健管理センター」に、行事予定や大切なお知らせを掲載しますので是非、確認してください。



【開室日時】

利用日	開設時間	備考
月～金 (休日を除く)	9:00～17:00	12:00～13:00は 昼休みです。

※上記の時間以外にも緊急の時は随時対応します。

(連絡先)

TEL : 0134-27-5266 (直通)

E-Mail : c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp

■ 健康相談

自由な大学生活は、とすると生活リズムを乱したり、栄養の偏りが生じたりして、健康を害する場合があります。また、新入学生では、環境の変化から体調を崩すこともあるようです。健康に不安があるとき、身体の不調を感じる時等に限らず、様々な健康上の問題について随時相談に応じています。気軽に利用してください。

■ こころの相談

保健管理センターでは心の健康相談にも応じています。例えば、最近よく眠れない・食欲がない・あるいは逆に食べ過ぎてしまう・何もやる気が起きないなどの不調や、大学生活を送るうえでの悩みなど、様々な不安、心配事についてお話をお聞きます。状況によっては医療機関の紹介もしています。一人で悩まず、まずは相談に来てください。



■ 応急処置

授業中あるいは課外活動中などで具合が悪くなったり、けがをしたりしたときは応急処置を行います。また、静養室が設けられていますので、短時間の休養もできます。必要な方には病院の紹介や、近隣病院の情報を提供します。

■ 救急箱の貸し出し

部活動・クラブ活動などで必要な場合には救急箱を貸し出します。詳細は保健管理センター窓口で確認してください。

■ 学生教育研究災害傷害保険〔通学中等傷害危険担保特約（通学特約）〕 （学研災）・学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

キャンパス内や課外活動、通学中の事故等で身体に傷害を受け保険金の支払いを求めるには、事故が起きてから 30 日以内に事故報告をしなければなりません。けがの状況によっては保険金の支払い対象にならない場合もあります。請求に当たっては「学生教育研究災害傷害保険のしおり」をお読みの上、保健管理センターまでご連絡ください。

■ 感染症に罹患して欠席する場合

発熱等の感染症を疑う症状がある場合は、登校は控えてください。

また、感染症と診断された場合の届出、報告については、最新の情報を保健管理センターHPに記載していますのでご確認ください。なお、欠席届についてはⅡ「学園生活」>1.3「学修・修学」>「欠席届」を確認してください。

■ その他

アルコールパッチテストや、骨密度、体組成などを測定しています。詳しくは本学 HP「保健管理センター」又は掲示でお知らせします。

3.2 健康診断

■ 学生定期健康診断

Ⅱ.学園生活の 4.1「定期健康診断」に詳しい記載がありますが、学校保健安全法等に基づき毎年春に実施しますので、すべての学生が必ず毎年受診してください。実施についての詳細は、本学 HP「保健管理センター」又は掲示でお知らせします。

4 情報総合センター

詳細については随時、情報総合センターHPを確認してください。

<https://www.otaru-uc.ac.jp/center/>



情報総合センターには、複数の実習室（パソコンルーム）が配置されており、授業・ゼミナール・学生個々のパソコン利用など、多面的に活用されています。

情報総合センターが提供するサービスとしては、

- ①大学 WEB メールの利用
- ②情報総合センター実習室PCの利用
- ③学内無線 LAN（学内 Wi-Fi）の利用
- ④SSL-VPN（学外から「学内限定ページ」や「学務情報システム CampusSquare」などへアクセスするためのツール）の提供
- ⑤Microsoft 社との包括ライセンス契約にもとづく Microsoft 製品（Microsoft Office 365）の利用支援
- ⑥上記サービスおよび LL（ランゲージ・ラボラトリー）教室 PC の利用のためのネットワーク系 ID およびネットワーク系パスワードの提供などがあります。

4.1 利用手続きについて

情報総合センターが提供するサービスを利用するためには、「情報総合センター利用規程」および「情報セキュリティマナー」について、その内容を熟読して、了承することが前提となります。これをふまえ、「情報総合センター利用申請」をおこなってください。

4.2 実習室（パソコンルーム）の利用のための注意事項について

- 1) 実習室の開放は、原則「授業日の 08：50 から 21：00 までの時間帯」です。
- 2) 実習室のパソコンを個人で利用したいときは、「a. 授業日であること」「b. 開放時間帯であること」「c. 授業やゼミナールなどで利用中ではないこと」「d. 開放の対象となっている実習室であること」の 4 つの条件をすべて満たすことが前提です。
- 3) 実習室エリアでは、「周囲の迷惑になる言動（私語、会話を含む）」「食事」「携帯電話の通話」「ゴミの放置」を厳しく禁止しています。
- 4) 大学等で指示された感染症対策をおこなってください。
- 5) 実習室では、学内ネットワークを利用しての以下の行為が可能となっています。
 - (1) 「ZOOM 等によるリアルタイム配信授業の受講（音声の発出も可能）」。
 - (2) 「オンデマンド授業の動画ファイル教材のダウンロードおよびストリーミング」。
- 6) 着席禁止、使用禁止、などの表示が施された机・椅子・備品、などの利用は厳禁です。
- 7) 各種ルール等を遵守されないときは、規程にもとづき、利用停止等の処分を課すことがあります。

IV. 学則及び関係諸規程

学部学生に、特に確認しておいていただきたい関係諸規程は、以下のとおりです。
ここでは掲載していないものも含め、本学 HP「北海道国立大学機構規程集」から確認することができます。

ホーム > 小樽商科大学について > 法人情報 > 規程集について > 北海道国立大学機構規程集



国立大学法人 2025/12/17内容現在
北海道国立大学機構規程集

現行規程一覧 分野別検索 What's New

■ 新規制定
■ 北海道国立大学機構
■ 小樽商科大学
■ 帯広畜産大学
■ 北見工業大学

〇 題名検索 検索解除

新規制定
北海道国立大学機構
第1編 組織及び運営
第1章 通則

題名	制定年・種別・番号	分野
国立大学法人北海道国立大学機構組織運営通則	令和4年4月1日機構通則第1号	北海道国立大学機構総務課




第2章 諸委員会

題名	制定年・種別・番号	分野
国立大学法人北海道国立大学機構役員会規程	令和4年4月1日機構規程第1号	北海道国立大学機構総務課
国立大学法人北海道国立大学機構経営協議会規程	令和4年4月1日機構規程第3号	北海道国立大学機構総務課
北海道国立大学機構教育研究連携評議会規程	令和4年4月1日機構規程第4号	北海道国立大学機構総務課
北海道国立大学機構経営戦略会議規程	令和4年4月1日機構規程第7号	北海道国立大学機構総務課



1 学則等


1.1 小樽商科大学学則	
1.2 小樽商科大学研究生規則	
1.3 小樽商科大学科目等履修生規則	
1.4 小樽商科大学特別聴講学生規則	
1.5 小樽商科大学ギャップイヤープログラム履修生規則	
1.6 小樽商科大学学生の旧姓使用の取扱い等に関する要項	

2 授業料等関係



2.1 北海道国立大学機構授業料等の費用に関する規程	
2.2 小樽商科大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則	
2.3 小樽商科大学授業料免除及び徴収猶予取扱規則	
2.4 授業料滞納を理由とする除籍に関する申合せ	

3 国際交流関係


3.1 小樽商科大学学生の派遣留学に関する規程	
3.2 小樽商科大学国際交流科目規程	

3.3 小樽商科大学外国人留学生規則	
--------------------	---

4 賞罰関係

4.1 小樽商科大学学生懲戒規程	
4.2 小樽商科大学学生表彰規程	

5 その他

5.1 小樽商科大学構内交通規制に関する実 施要項	
------------------------------	--

V. 学生自治会

1 学生自治会組織

小樽商科大学学生自治会は、毎年5月下旬に行われる学生大会を最高意思決定機関とする昼間部学生自治会各組織と、総会を最高意思決定機関とする夜間主学生自治会各組織とで構成されています。さらに、昼間部学生自治会は、執行部を機軸に、体育会、音楽文化団体連合会（以下音文連）、緑丘祭（大学祭）実行委員会の各外局団体及びゼミナール協議会により構成されており、また、夜間主学生自治会は、執行部委員会を機軸に緑宵祭（大学祭）実行委員会、夜間連合会により構成されています。

2 学生自治会費

入学時に納入頂いた自治会費は、学生生活の発展・向上を目的として様々な場面で活用されています。主な使途は、①執行部活動費、②体育会／音文連活動費及びその傘下団体への活動補助、③緑丘祭／緑宵祭実行委員会活動費、④体育会、音文連非加盟団体への補助、⑤ゼミナール協議会活動費です。納入頂いた自治会費の内訳は、以下の通りです。

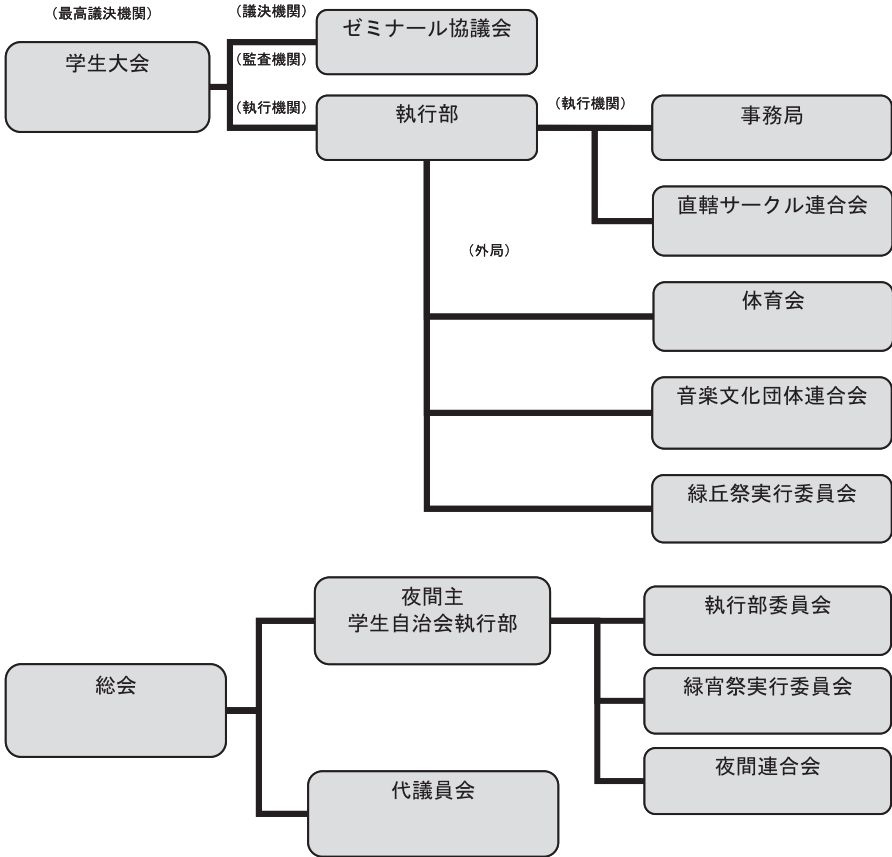
項目	金額	備考
学生自治会入会金	4,000円	昼間・夜間共、入学時に一括納入
学生自治会費（4年分）	16,000円	

3 主要行事

クラス制の存在しない本学においては各種行事やサークル活動等への積極的参加により、交友関係の広まりやより有意義な学園生活を送ることが期待できます。

4月	新入生歓迎イベント：	学生自治会が中心となって、自治会オリエンテーション・サークル合同説明会などを実施します。
	自治会ミーティング：	自治会事務局と各外局団体が商大の現状と今後の動向について互いに見識を深めるため討論を行います。
5月	学生大会・学生総会：	前年度活動総括及び決算報告や新年度活動方針及び予算等について審議します。
6月	緑丘祭・緑宵祭 (大学祭)：	緑丘祭実行委員会・緑宵祭実行委員会が趣向をこらした様々な企画で学生のみならず多くの人達を楽しませてくれます。
12月	インナーゼミナール大会：	各ゼミナールが自らの論文を発表し討論しあう、より実践的な学問の場です。
	LA (Leaders Assembly)：	各部活の首脳陣を集め、リーダーとしての指導法等を学ぶために行われています。
2月	受験生応援活動：	受験生の合格を祈願し、全力を出しきれるよう応援します。




4 学生自治会組織図



小樽商科大学自治会会則等

小樽商科大学学生自治会として学生にご確認いただきたい関係諸規程は、以下のとおりです。
「小樽商科大学昼間部学生自治会ポータルサイト」に掲載していますので、ご確認ください。

5.1 小樽商科大学学生自治会会則	
5.2 小樽商科大学体育会規約	
5.3 会長・副会長及び体育会本部役員の承認に関する細則	
5.4 会長・副会長・会計及び体育会本部役員 の解任請求に関する細則	
5.5 音楽・文化連合会規約	
5.6 小樽商科大学昼間部学生自治会 自治会費納入に関する規約	

5.7 小樽商科大学昼間部学生自治会 執行部直轄サークル制度運営規程	
5.8 小樽商科大学昼間部学生自治会 学生団体の飲酒に関する規約	
5.9 小樽商科大学昼間部学生自治会 自治会会計基本規約	

応援歌等

應援歌 I

立て立て立て健男児
覇気ある健児よ
自彊の盾おは振りかざし
破邪の剣取りて立て
打てやこらせや我らが敵を
打ちて雄姿を示すはこの時ぞ

應援歌 II

1. 北斗の星の燦めきて
鈴蘭の花熟る地に
今や嵐の叫ぶあり
龍虎怒りて雲呼べば
幌都の月は覆はれん
2. 花らんまんの朝にも
月玲瓏の夕にも
熱血躍るますらをが
鍛えあげたる鉄腕ぞ
みよ今日の日の迫戦を
3. 風雲得たる蛟龍の
胸に勝利の火は燃えて
挙ぐる凱歌の雄叫びが
荒野万河に伝われば
晩鐘のごと薄れ行く

感激の歌

1. 勝たずは盾に乗るべしと
誓いで出でし我等なり
夷微塵に砕かずば
などで再び丘を見ん
2. 空に夕映えうつろいて
斗星瞬く春宵や
汲みて尽きせぬ感激の
調べと共にいや高し

残念か

いまははや
こつぱみじんに打ち破り
勝利の栄冠 我にあり
残念か 残念か
残念なら 又来んせ

壮行歌（門出の歌）

1. 北冥荒れて若き日の
ひた湧く胸の轟きや
血潮に滲む征旗
丘の上高く翳し持ち
雲煙遠く望みやる
汝が勇姿に幸ぞあれ
北冥荒れて若き日の
ひた湧く胸の轟きや
2. 嗚呼長鞭の吾が選士
焰と燃ゆるかんばせに
勝利の黙刺みつ
誓ひ征矢を放つ時
門出の丘に集ひして
吾らが叫び今ぞ開け
北冥荒れて若き日の
ひた湧く胸の轟きや

進軍歌

1. 栄光今や燦然として
抜きたる破邪の剣を照らす
進軍の譜は高く響けり
いざや進まん一千の軍
夕焼け美はし緑が丘よ
若人の血の燃えて流るる
2. 恨みぞこもる白陽の樹下
桜星の軍膝下に伏せば
陣頭の風そよかに吹きて
春宵の夢あはれはかなし
夕焼け美はし緑が丘よ
若人の血の燃えて流るる

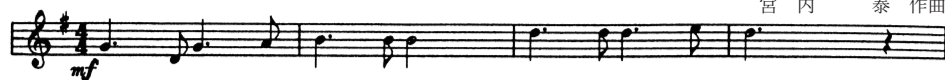
学園賛歌

When I came, when I came to Otaru,
Otaru, my heat was swelling high,
Up there in Midorigaoka, you will
find the reason why.
When I came, when I came to Otaru,
Otaru, my heat was swelling high,

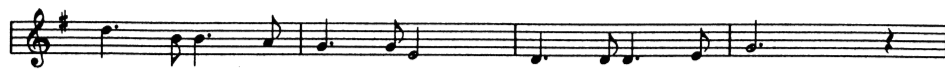
When we leave, when we leave we shall never
forget, never forget all the happiness and joy.
Oh, Otaru-shoka-daigaku life,
It's a wonderful life for boy.
When we leave, when we leave we shall never
forget, never forget all the happiness and joy.

小樽商大若人逍遥の歌

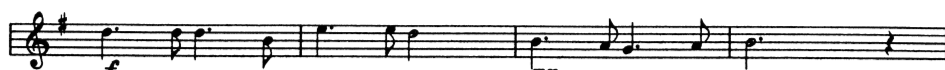
高島茂 作詞
宮内泰 作曲



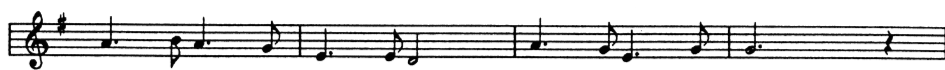
ろ う か ん と くる いよつきゅうの



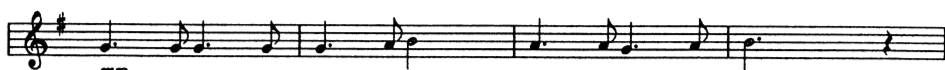
は る あ け ほ の と さ ま よ へ は



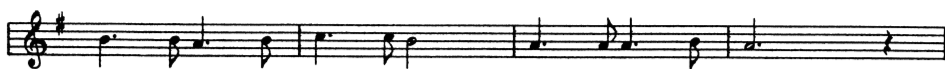
ろ ま ん の も や に ま ち し ず み



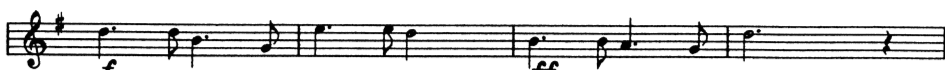
か ぜ ゆ う きゅうの こ と は あ り



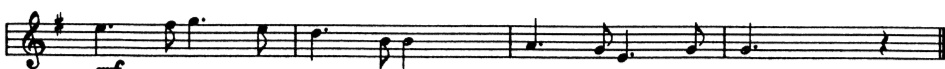
ら ん だ の さ くら ふ ぶ き つ つ



あ わ た だ し く も ゆ く は る の



で ん と う ふ る き ま な び や に



ひ ら け る う み の は て し な き

『若人逍遙の歌』

高 島
宮 内

茂 作詞
泰 作曲

(口上)

しゅんぷうさつさつ　　さん　が
春風颯々として山河をめぐり
ひゃか　りょうらん　せい　か
百花繚乱の盛夏となりぬ
むすいき　　ひやくさんこう　　てい
霧水来たりて百山紅を呈し
りゅうでん　　さくはく　　あんらんでんくう　　おお　　あらし　　よ
龍田の朔北（と）なれば暗雲天空を覆い嵐を呼び
こうざんはくざん　　か　　う　　はくせつ　　なか　　み　　う
紅山白山と化しその白雪の中に身を埋める
その厳しき天地のすべ我等が俗世と何の関わりが有ろうか
れんざんぜんせつ　　おお　　ころ　　こ　　さくはく　　ち　　うつ　　われら
連山残雪に覆われし頃比の朔北の地に移りし我等なれば
なに　　なや　　なに　　もと
何を悩み何をば求めん
ぞくせ　　あんらくほうり　　たいがい　　ただよ　　ちり　　ごと
俗世の安楽冥利とは大海に漂う塵の如し
われら　　ちり　　なん　　いのち　　たく
我等その塵に何ぞ命を託さんや
いま　　あくむ　　さめい
今こそ悪夢より覚醒出でて
う　　よ　　あらなみ　　ごと　　あつ　　ちしお　　も　　さかずき
打ち寄する荒波の如き熱き血潮を持って杯をかがげん
しゅんしやう　　あかつき　　うた　　われら　　いのち
春宵の暁にいざいざいざ歌わんかな我等が命を

(一)

ろうかん　　と　　りよつきゆう　　はるあけぼの　　さまよ
琅玕融くる緑丘の春曙を彷徨えば
ろまん　　もや　　まちしず　　かぜゆるきゆう　　ことば
浪漫の霧に街沈み　風悠久の言葉あり
らんざの　　桜花吹雪きつゝ　　あわただ　　ゆ　　はる
瀾架の桜花吹雪きつゝ　　慌しくも逝く春の
でんどう　　まなひや　　ひら　　うみ　　はて
伝統ふるき字舎に　展ける海の涯しなき

(二)

なつしらかば　　さきや　　うた　　くちず
夏白樺に嘯きて　ハイネの詩を口誦さむ
めい　　うる　　まなざし　　また　　とき
眉目美わしき眼差の　又なき時のいとおしき
きりきし　　お　　なみだ　　お　　お　　ほ　　ほし
断崖落ちて波砕け　オタモイ遠く帆走れば
おたる　　ね　　ゆう　　さ　　ほくと　　うそ
小樽の嶺々の夕あかね　　訝ゆる北斗に嘯ぶきぬ

(三)

あきしやうじやう　　おも　　こ　　か　　くもき
秋　　肅　　条の思い濃き　　ポプラに懸かる雲消えぬ
るてん　　ゆきじゆめ　　に　　なや　　しい　　だれ　　し
流転の行旅夢に似て　　悩みの思惟を誰か知る
かんしやうおら　　さくら　　おか
感傷啜うことなかれ　　桜ヶ丘にたゝずみて
なみだほうだ　　ゆうしやう　　おちば　　ゆく　　あきと
泪滂沱と憂愁の　　落葉の行方哲うかな

(四)

ひようせつうみ　　かなわ　　つきさむ　　ひも
氷雪海に傾きて　　月寒ければ繻とかむ
かいゆいこうろとお　　みなと　　むとめ
晦冥行路遠けれど　　われに　　港の乙女あり
りゅうせい　　お　　かげ　　ゆ　　せいしゆん　　あしおと
流星落ちて影もなし　　行く　　青春の足音に
いのち　　お　　おこうど　　さいごう　　つきく
生命を惜しむ若人は　　永劫の坏酌まんとなす

学生生活 安全マニュアル

自分を守る。大切な人を守る。

感染症

ドラッグ

インフルエンザ

カルト

犯罪

マルチ商法

闇バイト

火災

地震

アルハラ

小樽商科大学

はじめに

近年、学生が巻き込まれる事件・事故等が増加しています。これらに対応するには、学生自身が事件・事故を認知・回避し、万が一遭遇した場合においても、迅速かつ適切に対処する必要があります。

学生の皆さんが事件・事故についての正しい知識をもち、安全な学生生活をおくる一助とすべく「学生生活安全マニュアル」を作成しましたので活用してください。

また、大学では、防災訓練、疾病予防のための講演会等、予防のための各種研修等を準備していますので、学生の皆さんはこれらに積極的に参加してください。

目次

I. 関連緊急連絡先一覧	2
II. 飲酒	3
III. ドラッグ	6
IV. 事 件	7
V. 事 故	8
VI. 学外での活動	14
VII. 災 害 等	15
VIII. 感染症、食中毒	16
IX. ハラスメント	19
X. 悪徳商法	20
XI. 闇バイト	22
XII. ブラックバイト	22
XIII. カルト集団	23
XIV. インターネット利用マナー	24

I. 関連緊急連絡先一覧

学内で事件、事故、災害等に遭った場合又は発見した場合には、必要に応じて警察や消防署に連絡をすると同時に大学の下記部署に連絡してください。

なお、土・日・祝日等大学職員が不在の場合は、大学正門入口左横の警務員室に連絡してください。警務員から大学の関係部署に連絡が行きます。

区分	官署等名	連絡先	連絡内容等
消防署	消防署	Tel:119	消防車、救急車を呼ぶ場合
警察	警察署	Tel:110	事件・事故等
病院	小樽市夜間急病センター	Tel:0134-22-4618	診療時間 午後6時～翌日午前7時まで。 (翌日が日・祝日の朝は午前9時まで)
消費者センター	小樽・北しりべし消費者センター	Tel:0134-23-7851	相談時間(平日9時～17時)
大学	学生支援課	Tel:0134-27-5245	学生関係事件・事故、火災等災害
	企画総務課	Tel:0134-27-5206	学生関係以外の事件・事故
	国際交流室	Tel:0134-27-5260	海外旅行中の事故
	保健管理センター	Tel:0134-27-5266	傷害・食中毒等疾病に関すること
	警務員室	Tel:0134-27-5226 Tel:090-2699-7939	土・日・祝日等大学職員が不在の場合 警務員室に警務員が不在の場合(携帯)
大学の各種相談室	ハラスメント相談室	e-mail:harassment@res.otaru-uc.ac.jp	ハラスメントに関すること。
	学生何でも相談室(3号館4階)	Tel:0134-27-5241 e-mail:soudan@office.otaru-uc.ac.jp	悩み事なんでも。 (休業期間、祝日を除く毎週月曜日の14:30～17:30、水曜日の13:30～17:30、金曜日の13:00～17:00)

II. 飲酒

本学では、平成 24 (2012) 年 5 月 7 日に起きたアメリカンフットボール部における飲酒事故を受け、大学構内を全面的に飲酒禁止としています。学外で飲酒する場合であっても、過度の飲酒・イッキ飲みを「しない」、「させない」、20 歳未満の飲酒を「しない」、「させない」ことを徹底してください。また、以下の事項を熟読し、よく理解しておいてください。

1. アルコールの代謝について

① 日本人の約半数は飲めない体質

お酒に「強い」「弱い」は体質によって決まります。日本人の約半数近くは、遺伝的にお酒に弱い体質だといわれています。その内数パーセントにアルコールをまったく受けつけない人がいます。その場合、飲酒はできません。残りの約半数は、アルコールを分解する酵素の働きが十分ありますが、自分の代謝能力を超える量のアルコールを急激に摂取した場合、急性アルコール中毒は起きます。また、飲めるからと言って長期にわたって適量を超えるアルコールを摂取し続けると、アルコール依存症や内臓疾患にかかる可能性があります。

② アルコールパッチテスト

アルコールパッチテストで自分の体質を知ることができます。また、アルコールの代謝が遅い、あるいはまったく酒が飲めない体質の人がいるということも知っておかなければなりません。本学の保健管理センターでは、毎年 6 月頃にアルコールパッチテストを実施していますので、必ず受けてください。(実施予定については掲示等を確認してください)。

③ 飲酒による体の変化

アルコールは、摂取すると精神的緊張を解き放し、気分をリラックスさせ、食欲を増進させる等の作用を持ちますが、一方、飲み方や量を間違えると急性アルコール中毒を起し、酩酊して正常な判断や行動が取れなくなり、事故の原因となります。アルコールの害を十分認識して、節度ある飲酒を心がけることが大切です。

酔いのメカニズム 4 段階

①ほろ酔い 気持ちがほぐれる

アルコールの作用で大脳新皮質がマヒし理性の抑制がはずれる。一方で、気分がほぐれ、リラックスしている。酔っていないと思いがちだがこの段階でも運転は犯罪。脳のマヒは既に始まっている状態。

②酩酊 足元がふらつく

大脳辺縁系にマヒが及び、「酔っぱらい」状態。同じ話を繰り返す。隣の人からむ。ロレツが回らない。足元がふらつく。こんな兆候が出たら、飲むのはストップ。周りの人は飲ませないように。



ここからは急性アルコール中毒段階。泥酔と昏睡は紙一重です。
一番多いのは窒息死。

③泥酔 酔いつぶれる

マヒは大脳全体に広がり、脳幹や脊髄にも及び始める。「酔いつぶれ」状態。吐いたものをつまらせて窒息する危険がある。絶対に一人にしない。誰かが付き添って病院に連れて行く。

④昏睡→死 何をしても起きない

マヒは脳幹、脊髄から、呼吸中枢のある延髄に至る。ここがやられてしまうと、あとは死のみ。たたいてもつねっても反応がなかったら、生死に関わる深刻な状態、すぐに救急車を呼ぶこと。

出典：イッキ飲み防止連絡協議会のホームページより

2. アルコールで命や健康を脅かさないために

- ・アルハラをしない。させない。
- ・20 歳未満の飲酒をしない。させない。
- ・イッキ飲み、無茶飲みをしない。させない。
- ・一口でも飲んだら運転はしない。運転するなら一口も飲まない。
- ・体調がすぐれない時、スポーツや入浴時には飲酒しない。
- ・適量を守る。(通常のアルコール分解能力がある人の適度な飲酒は純アルコールで 1 日 20g 以下)

① アルハラとは

アルハラとは、アルコール・ハラスメントの略で、飲酒にまつわる人権侵害。場合によっては命を奪うこともあります。具体的には、イッキ飲み、早飲み競争・罰ゲーム等により、上下関係で飲酒を強要する、飲めとはやしたてる、大量に飲ませて酔いつぶす、酔ってからむ等の人権侵害です。これにより被害者は、命を失うケースもあり、傷害などの犯罪に発展する可能性のあるきわめて悪質かつ危険な行為です。

アルハラの定義 5 項目

以下の 1 つでもあてはまったら、アルハラです。

■ 飲酒の強要	上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で、心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。
■ イッキ飲ませ	場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。
■ 意図的な酔いつぶし	酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。
■ 飲めない人への配慮を欠くこと	本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱したりする、など。
■ 酔ったうえでの迷惑行為	酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

飲み会主催者・参加者の「5 つの責任」

- アルハラをなくすこと。飲酒にまつわる嫌がらせ・人権侵害をしない。飲めない人への配慮として、ノンアルコール飲料を用意すること
- 吐く人を出さないこと。「吐けば大丈夫」という考え方は非常に危険であると認識する。限界以上に飲ませないように心がけること。
- 酔いつぶれた人が出たら、介抱し、保護すること。決して放ったらかしにはしてはいけない。救急医療に連絡するなどの対処をとること。
- 20 歳未満の人に飲酒させないこと。20 歳未満の飲酒は、法律で禁止されていることはもちろん、身体が未発達であることから、脳の萎縮、アルコール依存症、臓器障害などの危険性が高まる。
- 車を運転する予定の人に飲酒させないこと。飲酒した人はもちろん、勧めた人も法的に罰せられる。飲酒運転が惨劇を生み出すことを理解すること。

イッキ飲みをさせることは犯罪行為

短時間に大量のアルコールを摂取すると、アルコール濃度の高い血液が脳に流れ、大脳全体が麻痺し、「急性アルコール中毒」になります。

「急性アルコール中毒」による事故の多くは、コンパなど多人数で酒を飲む場合、特に「イッキ飲み」をしたときに起こっています。サークル等のコンパで、半強制的に「イッキ飲み」をやらされ、死に至ったケースも多くあります。

「イッキ飲み」は、血液中のアルコール濃度が急激に上昇するため、酔っているという自覚なしに泥酔・昏睡状態に陥り死に至ることもある大変危険な行為です。

絶対にしないことはもちろん、周囲で「イッキ飲み」を目撃した場合は、必ず止めてください。

イッキ飲みなど、飲酒を強要した場合、強要罪、傷害罪、保護責任者遺棄致死罪、傷害現場助勢罪、過失傷害罪、過失致死罪等の刑事罰に問われるだけでなく民事上の損害賠償として莫大な金額を請求されることもあります。

自分が被害者にならない、また、加害者にならないように十分注意してください。

② 20歳未満の飲酒は厳禁

20歳未満は飲酒できません。

「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」という法律で禁止されていますが、それは発達段階にある身体に、アルコールが危険なものだからです。

■ 脳の発達への影響	10代から飲酒を続けている人たちの中には、20代で脳の萎縮が始まっている例があります。発達途上の脳細胞は、より強くアルコールの影響を受けやすいです。
■ 急性アルコール中毒の危険性	アルコールには、中枢抑制作用つまり麻酔作用があり、飲酒経験のない未成年者は、一度に多量に飲むと、急性アルコール中毒に陥ることが多くあります。また、アルコールを代謝する酵素の働きが、未成年の場合には弱いことも原因です。
■ 成長障害・性腺機能障害	男性はインポテンツ、女性は生理不順・無月経になる場合があります。
■ その他	肝臓や膵臓などの臓器障害にも陥りやすい。さらにアルコール依存症にもなりやすくなります。

20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律

「未成年者飲酒禁止法」は全4条からなります。以下はその内容を簡単にまとめたものです。

満20歳未満の飲酒は禁止（第1条1項）

未成年者の親権者や監督代行者は、未成年者の飲酒を制止する義務がある。（第1条2項）
これに違反した場合は科料（第3条2項）

酒販売店は、満20歳未満の者が飲酒することを知りながら酒類を販売してはいけない。（第1条3項）
これに違反したら50万円以下の罰金（第3条1項）
この場合、違反者だけでなく責任者も処罰される（第4条）

酒販売店は、満20歳未満の者の飲酒防止の為に年齢確認等を行うこと（第1条4項）

満20歳未満の者が飲用のために持っている酒類等を行政処分として没収・廃棄できる（第2条）

③ もしも酔いつぶれるような人がでたら

1. 絶対に一人にしない。
2. 衣服をゆるめて楽にする。
3. 体温低下を防ぐために毛布などを掛けて暖かくする。
4. 吐物による窒息を防ぐために、横向きに寝かせる。
5. 吐きそうになったら無理に起こさずに横向きのまま吐かせる。
6. 自分で吐けない場合は無理に吐かせない。
7. 自分で飲めるなら、水やスポーツドリンクなどで水分を補給する。

こんな症状はすぐに救急車を！

- ・ 大いびきをかいて痛覚刺激に反応しない。
- ・ ゆずっても、呼びかけても反応がない。
- ・ 全身が冷え切っている。
- ・ 倒れて口から泡を吐いている。
- ・ 呼吸がゆっくりで途切れたり、浅くて早かったりする。
- ・ 意識がなく失禁している。

III. ドラッグ

1. 薬物乱用

薬物乱用とは、遊びやおもしろ半分で薬物等を不正に使用したり、悪用したりすることをいいます。また、医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量で使用することも乱用になります。

薬物を乱用すると、精神障害を発症するなど脳に深刻なダメージを与えるほか、内臓にも悪影響を与え様々な健康問題を引き起こします。また依存性も強く、薬物を手に入れるために窃盗、強盗、売春、さらには殺人などの犯罪を誘発し、家庭崩壊、社会秩序の破壊などの要因にもなっています。

2. 主な薬物

① 覚せい剤（スピード、エス、アイス、クリスタル、やせ薬）

覚せい剤は、主に麻黄という植物から抽出されたエフェドリン等を原料として、化学的に合成して製造されたもので「覚せい剤取締法」で規制されています。

依存性が強く、乱用を続けると「覚せい剤精神病」となり、壁の染みが人の顔に見える、みんなが自分を見て悪口を言っている、警察に追われている、誰かが自分を殺しに来るなどといった幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがあります。

乱用を止めても睡眠不足や過労、ストレス、飲酒をきっかけに、突然、幻覚や妄想などの精神障害が現れるフラッシュバック（再燃現象）が起こることがあります。この現象は、半永久的に続きます。

また、大量の覚せい剤を摂取すると急性中毒により、全身けいれんを起こし意識を失い最後には脳出血で死亡することもあります。

② 大麻（グラス、チョコ、ハッパ、マリファナ、クサ、ジョイント、ガンジャ）

大麻とはアサ科の一年草である大麻草とその製品をいい、「大麻取締法」で規制されています。

乱用すると、一般的には気分が快活、陽気になり、よくしゃべるようになると言われていますが、その一方で視覚、聴覚、味覚、触覚などの感覚が過敏になり、変調を来したり、思考が分裂し、感情が不安定になったりします。このため、興奮状態に陥って暴力や挑発的な行為を行うことがあります。また、幻覚や妄想などに襲われるようになります。

過去に大麻事犯で逮捕された大学生の多くはいわゆる軽いノリで薬物に手を出したことがきっかけです。薬物には、強い依存性があるので一度手を染めると止められなくなり、必然的に使用量も増え依存症、中毒になります。海外では大麻成分を含んだキャンディやグミ、チョコレートが販売されていることがあります。渡航の際にこれらを食べたり、持ち帰ったりしないように注意しましょう。また、大麻類似成分が含まれたお菓子は国内にもあります。合法とうたっていても、安全とは限りませんので、注意しましょう。

③ 危険ドラッグ

危険ドラッグは、ハーブ、アロマオイル、バスソルトなどと称して売られていることが多く、一見、無害に思われがちですが、大変危険で有害です。危険ドラッグは覚せい剤や大麻に化学構造を似せてつくられた物質などが添加されているため、心身への影響が強く、幻覚・幻聴、吐いたり、意識を失ったり、暴れたりなど様々な症状が出現し、最悪の場合は死に至ってしまうこともあります。また、自分の意志では止められなくなる“依存”や、使用量が増えていく“耐性”という悪循環が生じます。そのような事態になれば、家族や友人を失ったり、将来が閉ざされ、抜け出すには長い期間にわたって治療が必要になったりします。危険ドラッグは指定薬物となっていて、所持が禁止されている薬物が含まれていることもあります。友人に誘われて一回くらいならといった軽い気持ちから手をだすことがないよう十分に注意してください

④ MDMA 等錠剤型合成麻薬

MDMA、MDA 等は、覚せい剤と似た化学構造を有する合成麻薬の一種で「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されています。MDMA は別名「エクスタシー」、「バツ」、「ラプドラッグ」、「タマ」と呼ばれています。乱用により不安や不眠、さらに錯乱状態に陥ることがあるほか、腎・肝障害や記憶障害の症状が現れることもあります。

⑤ コカイン（コーク、クラック、スノー）

コカインは、南米原産のコカの葉を原料とした薬物で「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されています。乱用により、幻覚等の精神障害が現れ、大量に摂取すると呼吸困難により死亡することがあります。

⑥ マジックマッシュルーム

いわゆる「マジックマッシュルーム」は、麻薬成分であるサイロシン、サイロシピンを含有するキノコ類の俗称です。乱用により、幻覚作用が現れることがあります。平成14(2002)年6月に「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬原料植物として指定され、その栽培、輸入、譲渡、譲受、所持、使用等が禁止されました。

⑦ シンナー (アンパン)

シンナーとは、塗料を塗るために使用される有機溶剤のことをいい、トルエン、接着剤、充てん剤とともに「毒物及び劇物取締法」により、その乱用が規制されています。

乱用により、集中力、判断力が低下し、何事も無気力になるほか、幻覚や妄想などの精神障害が現れます。特に恐ろしいのは、乱用によって大脳が萎縮し、一度破壊された脳の働きは決して元には戻らないことです。

⑧ 向精神薬

向精神薬は、中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって鎮静系と興奮系に大別されます。

また、ほとんどが医薬品として流通していますが、医師の指示によらず乱用すると感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身に障害をもたらすため、その不正な取り扱いは「麻薬及び向精神薬取締法」により規制されています。

IV. 事 件

大学構内は様々な人が出入りし、盗難事件が多発しているため、構内だからといって決して油断せず、自分の身の回りの物に関しては細心の注意を払うことが大切です。

また、学生が窃盗等の事件を起した場合には、刑事罰を受けて社会的制裁を受けると同時に大学からも懲戒処分を受けることとなります。事件を起さないことは無論のこと、事件に巻き込まれないように注意して充実した学生生活を送ってください。

安易なアルバイトが犯罪になることが！

「振り込め詐欺」に加担した大学生が逮捕される事件が全国で後を絶ちません。

被害者から直接現金を受け取る「受け子」や、口座から現金を引き出す「出し子」だけでなく、それと知らずに加担してしまうこともあります。

例えば「預金口座を作ってくれたら〇万円で購入よ」とか「君の名義で携帯電話を契約してくれたら〇万円払うよ」といった誘いをアルバイト感覚で安易に受けてしまうケースです。それはあなたの知らないところで詐欺に悪用されるのです。またそれが自分の弱みとなり家族まで巻き込まれます。

そのような話を持ちかけられても、絶対に引き受けないでください。

授業料を使い込むなどにより苦しくなり、振り込め詐欺に加担する例もあるようです。

生活の乱れは学業不振につながります。その悪循環から抜け出せずに、自ら犯罪に近寄っていく恐れがあります。最低限のモラルを身に付け、大学生活を全うしてください。

1. 盗難

① 予防策

講義室、体育館等にバッグを置いたまま、トイレ等に行かない。ロッカーは必ず施錠する、貴重品(現金・クレジットカード等)は机上に置かない等、盗難被害に遭わないよう十分注意すること。

課外活動施設等の利用に当たっては、室内の整理整頓に努めるとともに、出入口の施錠の徹底を図ること。また、鍵の管理については、厳格に行うこと。

② 事件発生時の対応

盗難にあった場合は、直ちに被害状況を学生支援課学生支援係(職員が不在の場合は警務員室)に報告すること。

必要に応じて、警察署に通報すること。(警察への被害届提出は本人が行うこと。)

警察の現場検証が行われる場合は、必ず学生支援課学生支援係(警務員室)に連絡し、職員を立ち会わせるとともに、被害状況報告を明確に行うこと。

2. 傷害事件等

① 予防策

学内での秩序維持に努めるとともに、大学人としての自覚を持ち、事件を未然に防ぐよう配慮すること。

② 事件発生時の対応

事件が発生した場合は、発見者は直ちに学生支援課学生支援係（警務員室）、必要に応じて保健管理センターに連絡すること。状況によっては、直接消防署（救急車）又は警察署に連絡すること。

3. 学生の懲戒

大学では、学校の規律ないしは秩序を維持し、その教育目標を達成するため、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対して懲戒処分を行います。

学生が学外で起こした悪質な交通事故、刑事事件等についても、社会的な法的処分とは別に教育的指導の観点から、大学の懲戒処分を行いますので、くれぐれも事件・事故等を起さないよう十分注意してください。（詳しくは、小樽商科大学学則第43条、小樽商科大学学生懲戒規程等を参照。）

① 懲戒処分の具体的対象行為

- (ア) 定期試験等における不正行為
- (イ) 悪質な交通事故・交通違反
- (ウ) 刑事法上の処罰の対象となる行為
- (エ) アルコール・ハラスメントの対象となる行為
- (オ) その他、本学の規則に違反し、又は学生の本分に著しく反する行為

② 懲戒処分の種類と内容

- (ア) 退学 学生としての身分を奪い、放学すること。
- (イ) 停学 無期又は有期とし、この間の登学を禁止すること。
- (ウ) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

V. 事 故

1. 正課活動中における事故

インターンシップ、教育実習等正課活動中は本学学生として責任ある行動をするとともに、事故防止について十分注意し、対外的に迷惑をかけぬよう万全を期してください。

もし、事故が起きてしまった場合には、大学、また先方への連絡を怠らぬよう注意し、事後処理に誠意を持って当たる必要があります。

① インターンシップ・教育実習・介護体験

一般的留意事項

「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」等の保険に加入すること。

守秘義務を守ること。期間中に得た情報をみだりに社外に漏洩してはならない。勝手に資料をコピーしたり、許可無く資料を持ち出したりしてはならない。

事故等の防止

・ 通勤途上での事故等の防止

研修・実習先までの通勤途上における事故防止に努めること。特に自家用車を使用する場合は、道路交通法等の法規を遵守し、安全運転に心がけること。

・ 期間中の事故等の防止

受入企業・受入校の就業規則・校則・安全規則等を十分理解し、細心の注意を払い、業務遂行に努めること。上司の命令に従い、職務・実習に専念すること。

事故等が発生した時の対応

事故等が発生した場合は、まず安全を確保することを第一に考え、しかるべき措置を取るとともに、研修先企業・受入校の担当者及び本学に事故の状況を報告すること。

② ゼミナール合宿旅行・現地調査

一般的留意事項

「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」等の保険に加入すること。※詳しくは、学生生活安全マニュアルⅥの3を参照してください。

事故等の防止

- ・目的地までの事故等の防止
目的地までの移動に当たっては、公共交通機関を利用し、自家用車での移動は避けること。やむを得ずに自家用車を使用する場合は、道路交通法等の法規を遵守し、安全運転に心がけること。
- ・期間中の事故等の防止
指導教員、相手先企業の担当者等の指示に従い、細心の注意を払うこと。

事故等が発生した時の対応

事故等が発生した場合は、まず安全を確保することを第一に考え、しかるべき措置を取るとともに、学生支援課（職員が不在の場合は警務員室）に事故の状況を報告すること。

2. 課外活動中における事故

課外活動は、サークル等の自主的な運営と構成する学生の自覚と責任において行われるものです。各サークル等が各種の行事を企画する場合には、日頃の練習活動を踏まえたうえで、次の留意事項を遵守し、事故防止について十分検討を加え、万全を期してください。

① 一般的留意事項

- ・サークル等が行事を実施したり、あるいは大会等へ参加したりする場合は、必ず事前に学外活動届又は学内行事届を学生支援課に提出すること。
- ・体力の消耗の激しいスポーツ等の大会に参加する場合は、事前に健康診断を受け保険に加入すること。特にサークル等のリーダーは、参加者の健康診断結果を確認するとともに、少しでも身体に異常のある者は大会等には参加させないこと。
- ・サークル等が主管して大会等を行う場合は、救急指定病院を事前に確認しておくこと。

② 登山を行う際の留意事項

- ・登山を行う場合は、事前に課外活動届（登山計画書）に地図等を添付して、顧問教員の下承を受けて、学生支援課に提出すること。
- ・山行のリーダーは、最寄りの警察署に登山計画書（入山届）を提出すること。
- ・装備、携帯器具、服装などは事前にチェックし、非常食を携帯すること。
- ・緊急時の連絡手段として、携帯電話、無線機等を携帯すること。
- ・入山前、入山中は気象状況を常時把握し、行動中に気象状況が急変した場合は、臨機に対応し、危険の回避に最善を尽くすこと。
- ・山岳保険に加入すること。
- ・下山した時は、直ちに無事下山した旨、学生支援課（職員が不在の場合は警務員室）に届出ること。

③ 水上競技を行う場合の留意事項

- ・ヨット及びボートを水面に出す場合は、事前に艇（救助艇を含む。）全体にわたりチェックし、諸設備の安全性を確認すること。ヨットについては、艇のエアバッグの点検及びライフジャケットの着用を厳守すること。
- ・競技等の実施前には、気象状況を的確に把握し、競技等中に気象状況が急変・悪化した場合には、直ちに競技等を中止し、安全な場所に避難すること。
- ・艇（救助艇を含む。）の設備、装備に損傷などがあることを発見した時は、直ちに学生支援課に報告すること。

④ 事故が発生した場合の対応

- ・人命の安全を最優先に対応すること。
- ・事故等の状況や状態を確認し、学生支援課（職員が不在の場合は警務員室）、保健管理センター、顧問教員等に連絡すること。
- ・緊急を要する場合は、消防署（救急車：119番）に通報すること。
- ・救急車には、被害者の事情をよく知っている部員等が同乗し、経過を学生支援課に報告すること。
- ・事後には、事故報告書を学生支援課へ提出すること。

飲酒に関する注意

学外で飲酒を伴う行事等を開催する場合、サークル等のリーダーは未成年が飲酒することがないように十分注意してください。また、成年であっても過度の飲酒や強制的な飲酒が行われることがないようにしっかり監督して下さい。

3. 海外旅行中における事故

本学は国際交流が盛んで、長期、短期にかかわらず、毎年多くの学生が海外に留学します。しかし、昨今のニュースにも見られるように、日本人留学生在が事件、事故に巻き込まれるケースは後を絶ちません。留学に限らず、海外に渡航する場合には、必ず現地の情報を収集し、風習慣習等を学び、日本とは状況が違うことを強く意識し、細心の注意を払って行動してください。

① 旅行前の留意事項

- ・十分な情報収集を行い、危険地帯への旅行は避けること。
参照：外務省海外安全 HP (<https://www.anzen.mofa.go.jp>)
電話（領事サービスセンター（海外安全担当） 03-5501-8162）
- ・在外公館リストは外務省 HP から (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>)
- ・「たびレジ」(海外旅行登録システム)に登録すること。 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)
- ・ビザの要否、パスポートの有効期間の確認を行うこと。
- ・パスポートを紛失した時のために、パスポートのカラーコピーを用意し、持っていくこと。
- ・万一の時に備えて、海外旅行保険に加入すること。
- ・旅行スケジュールを日本の家族に渡しておくこと。
- ・万一の時に備えて、現地ですぐ助けを求められることができる人物等の連絡先を確保しておくこと。

② 旅行中の留意事項

- ・パスポート、航空券、クレジットカード、現金等の貴重品は各自が責任をもって管理すること。
- ・手荷物は、床、机、椅子等に置かないようにし、特に観光客が集まる場所では手から離さないこと。
- ・道を歩く際には、なるべく車道を避け、また荷物は車道側の手に持たないこと。
- ・ホテルの室内では必ず鍵を掛けること。
- ・その他、次の事項に心がけること。
 - 危険地帯には絶対立ち入らない。
 - 多額の現金は持ち歩かず、宝石等は必要以上に身につけない。
 - 目立つ服装、振る舞いをしない。
 - 夜間の一人歩きは絶対にしない。
 - 見知らぬ人に自分の写真を撮らせない。
 - 見知らぬ人に勧められた飲食物を口にしない。
 - 治安のよくない場所では、地図を開かない。
 - 大麻等日本で禁止されているドラッグには決して手を出さない。
- ・生水、生物の飲食は控えて、衛生面に十分注意すること。具合が悪ければ、まず休養を取り、場合によっては、現地の病院、医師に相談し、加入している海外旅行傷害保険のアシスタンス・サービスを利用するなどして健康の回復に努めること。
- ・その国の法令や規則、その土地の人々の風俗習慣や国民性を理解すること。

③ 事故等が発生した場合

・万一盗難にあたり、トラブルに巻き込まれたりした場合は、速やかに現地の警察等に通報し、被害届を提出して、証明書（ポリスレポート）をもらい、近くの日本大使館・領事館に連絡後、家族、大学に報告すること。

大学窓口

国際交流室（電話）+81-134-27-5262 （メールアドレス）injimu@office.otaru-uc.ac.jp

職員不在の場合

警務員室（電話）+81-134-27-5226 （携帯）+81-90-2699-7939

4. 交通事故

大学在学中に、自動車・バイクの免許を取得し実際に運転する人も多いと思いますが、運転の際には安全運転に十分努めてください。そして、**必ず任意保険に加入してください。**

なお、大学への自家用車での通学は、学生入構許可証を持っている学生しか認められていません。もし、違反して自家用車で大学へ来た場合には、車に違反カードが貼られ、違反が累積した場合は、懲戒処分を受けることもあります。

また、悪質な交通違反、交通事故（無免許運転、酒気帯び運転等）を起こした場合には、学生の懲戒処分の対象となります。（学生の懲戒処分については、小樽商科大学学則第 43 条、小樽商科大学学生懲戒規程を参照。）

① 予防策

- ・お酒を飲んだ時は、絶対に運転しない。
- ・自動車運転の際はシートベルトを必ず装着する。
- ・バイク運転の際はヘルメットを必ず装着する。
- ・スピードダウンを心掛ける。

② 事故発生時の対応

- ・加害者を確認する。（運転者の氏名、住所、電話番号、免許証番号、車の持ち主及び車の登録番号等）
- ・自動車損害賠償責任保険番号を確認する。（保険会社名、証明書番号、加入年月日等）
- ・小さな事故でも必ず警察署に届け、事故証明をとる。（事故証明は、後日、示談や損害賠償を請求するときに必要）
- ・軽い怪我でも医師の診断を受ける。病院の領収書は保管しておく。（事故後、後遺症が発生することがあるため）
- ・示談は専門の機関や保険会社等の担当者とよく相談をしてから行う。

5. 救急処置

学内で事故が起きたり急病人が出たりした時は、あわてずに状況を的確に判断し、治療が必要と判断される場合には応急処置を行った上で、できるだけ速やかに学内の保健管理センターへ急行してください。なお、時間外の場合は、小樽市夜間急病センター(TEL0134-22-4618)を利用してください。土・日・祝日は当番病院が指定されていますので、確認の上、受診してください。（検索先：小樽市医師会 <http://www.otmed.or.jp>）

緊急度・重症度が高い場合は救急車を呼んで、保健管理センター又は学生支援課（職員が不在の場合は警務員室）へ連絡してください。

① 一般的な応急処置

1. 安全確認と通報

- ・事故現場の安全を確認する。
- ・緊急度・重症度が高い場合はすぐに 119 番通報し、状況を伝える。

2. 患者の状態確認

- ・意識と呼吸を確認する。
- ・出血、熱傷、骨折などのケガや容態の程度を調べる。

3. 体位の管理

- ・患者を寝かせる（ショックで倒れるのを防ぐ）。
- ・顔が紅潮している時は頭を少し上げる。
- ・嘔吐の可能性がある時は顔を横に向ける。

4. 止血・処置

- ・出血がある場合は清潔な布などで **直接圧迫止血**。
- ・被服類を除去する必要があるときは、無理に脱がせず **衣服を切り取る**。

5. 心理的ケアと周囲対応

- ・本人、特に重症者には負傷箇所を見せない。
- ・やさしく声をかけ、安心させる。
- ・見物人を遠ざける。

6. 安静と保温

- ・患者の扱いは **安静第一**、むやみに動かさない。
- ・毛布などをかけて保温に努める。

7. 禁止事項

- ・意識不明の者の口に水や飲み物を注がない（誤嚥の危険）。

② ケガの応急処置

切り傷・擦り傷

<比較的軽い擦り傷や切り傷の場合>

- ・基本的に、応急処置の段階で消毒はせず、何か汚れたもので切ってしまった場合は、水道水でよく洗い流してください。
- ・傷口は乾燥させないように保ちます。ガーゼの付いていない、乾燥を防ぐための絆創膏が市販されていますが、なければラップで被って外れないようにテープ留めします。ラップに白色ワセリンを塗って覆うことも有効です。

<深い切り傷の場合>

患部をきれいなハンカチやガーゼ等で圧迫止血しながら病院に行きます。

熱傷（やけど）

カップラーメンのお湯やヘアアイロンを使用して受傷するケースが時々見られます。日頃から安全に留意し、万が一の時の適切な処置を心得ておきましょう。

<やけどの分類>

- ・熱傷の重傷度は、その深さによってⅠ度からⅢ度に分けられます。
- ・Ⅰ度は皮膚表面（表皮）のみが損傷を受けた状態、赤みを帯びチリチリと痛みます。
- ・表皮の下の真皮にまで損傷が及ぶとⅡ度になり、水ぶくれができて激しく痛みます。化膿しやすくなるので、清潔に保つことが大切です。
- ・Ⅲ度になると、損傷は皮下組織や筋肉にまで及び、壊死を起こし、痛みその他の知覚を失います。この段階では植皮治療が必要となります。Ⅱ度以上のやけどを広範囲に負うと危険な状態となり、命にも関わる重篤な事態を招くこともあります。

<応急手当について>

- ・まず、受傷部位を冷やすことが大切です。衣服の上から受傷した場合は無理に脱がせず、まず流水で冷やします。冷やすことで痛みがやわらぎ、やけどが深く進行するのが抑えられます。
- ・Ⅰ度のやけどで小範囲の紅斑だけの場合は、冷やすだけで治ります。水疱ができた場合は、できるだけ破ったり取り除いたりしないようにします。きれいな水疱膜は数日間もとの皮膚の替わりに働き、水分の保持、痛みの軽減、感染予防などに役立ちます。
- ・Ⅱ度以上の熱傷は軟膏や創部被覆材、傷の感染状況によっては抗生物質などが必要になりますので、皮膚科などを受診しましょう。
- ・Ⅲ度のやけどの場合、とくに広範囲熱傷や重症熱傷の場合は、総合病院ですぐに救命治療を開始する必要があります。速やかに救急車を呼び、その際は、落ち着いて「誰が、いつ、どこで、どのような物で、どの部位をやけどした」のかを伝えましょう。

骨折・脱臼・捻挫

骨折・脱臼・捻挫の応急処置は、まず患部を氷嚢などで冷却します。その後、必要に応じて弾性包帯で圧迫し、シーネなどで固定します（RICE処置；安静・冷却・圧迫・挙上）。無理に動かさず、骨折や脱臼が疑われる場合は速やかに医療機関を受診してください。

～RICE処置について～

ケガをしたときの回復のカギは、早めに適切な応急処置をすることです。特に打撲や捻挫では「RICE処置」が効果的です。

REST 安静

ケガをした場合、患部を動かすとさらに症状を悪化させてしまう恐れがありますので、極力安静にしてください。

Ice 冷却

患部を冷却することにより組織の代謝が下がり、患部の腫れや痛みを抑えて、ダメージを最小限に食い止めることができます。

Compression 圧迫

適度に圧迫することで、患部への血液やリンパ液などの流入を防ぎ、腫れを抑えることができます。

Elevation 挙上

ケガによる腫れを防いだり、腫れを早く引かせたりするために、できるだけ患部を心臓よりも高い位置に上げてください。

頭部外傷

<脳の損傷>

頭部外傷で重要なことは、脳の損傷の有無です。まず、ケガ人の意識を確かめます。大声で呼んでも眼を開けず会話することができなければ、意識がないと判断して脳の損傷を疑います。この際、大きく体を揺さぶってはいけません。このほか何回も吐いたり、けいれん発作（手足をがくがく動かす、あるいは手足をビーンと突っ張り、この間は呼びかけても反応がない）が起こったりしたときも脳の損傷を疑います。脳の損傷が疑われた場合はすぐに救急車を呼びます。

<頭部から出血している場合>

頭皮は血管に富んでいるため、手足の傷に比べると出血が多い傾向にあります。

あわてずに清潔なハンカチやタオルを当て、圧迫止血を行います。

傷の深さ、程度によっては縫合等の処置が必要になりますので、止血しながら外科などを受診します。

<頭部打撲の場合>

意識がはっきりしていて出血もなければ、頭部に損傷が無いことを確認します。

- ・両手足に力が入るか。
- ・両手足にしびれがないか。
- ・首の痛みがないか。

以上の3つとも問題がなければ、打撲部位の冷却等の処置をしながら安静にして様子を観察します。ただし、一つでも異常があれば動かさないようにして救急車を呼びます。

③ AED（自動体外式除細動器）について

AED（自動体外式除細動器）とは？

- ・心臓がけいれんして血液を送れない状態（心室細動等）を電気ショックで正常に戻す器械です。
 - ・AEDは電気ショックが必要かどうかを自動で判断し、音声で手順を案内します。
- ※誰でも安全に使えるように設計されていますので、ためらわずに使用してください。

倒れている人を見つけたら

1. **意識確認**：大声で呼びかけて反応を確認する
2. **119番通報**：救急車を呼ぶ
3. **AEDを準備**：近くの人に取りに行ってもらう
4. **心肺蘇生（胸骨圧迫）**を続ける：救急車が来るまで続ける

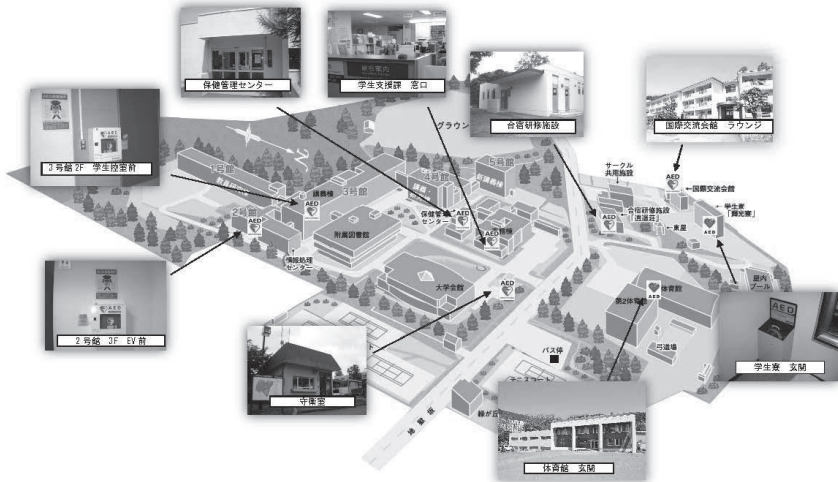
AEDの指示に従って、必要があれば電気ショックを行う

大学構内のAED設置箇所は以下の通りです（次ページに図でも示しております）。

- ・学生センター（学生支援係窓口）
- ・3号館2階学生控室前
- ・2号館3階エレベーター前
- ・守衛室
- ・保健管理センター
- ・体育館玄関
- ・合宿研修施設
- ・学生寮（輝光寮）玄関
- ・国際交流会館ラウンジ

※学生センター（学生支援係窓口）ではAEDの貸出を行っています。

AED 設置場所



VI. 学外での活動

1. ボランティアその他の社会・経済活動に際して

近年、学生諸君が、大学を出て、ボランティア、街おこし、商店街活性化のためのイベント企画、会社設立などの社会的・経済的活動を行うケースが増えています。

この場合、本学の学生同士で、あるいは他大学の学生と一緒にサークルなどを立ち上げたり、すでにある組織や団体に参加したりするなど様々ですが、いずれも、正課の授業や大学公認の団体としてではなく、自主的に行うものです。

本学は、このような活動は、本学の教育理念である「実学」の精神に合致し、課題に取り組む意欲や積極性を育て、コミュニケーション能力を高める効果があると考えています。

(自己責任の原則)

しかしながら、このような活動は、学生諸君が個人の立場で自主的に行うものですから、そこには当然に自己責任がともないます。活動の過程では、自分自身が身体的・経済的な損害を受け、あるいは他人を傷つけたり、経済的な損害を与えたりしてしまうという事態が起こりえます。

その場合、原則的には、諸君自身が責任を負うことになります。したがって、活動に際しては、このことを十分認識したうえで行動してください。

(注意すること)

事故や事件に巻き込まれないように特に以下のことに注意してください。

- ①危険（安全性に問題がある、犯罪につながりやすいなど）な活動には参加しないこと。
- ②活動において調査などを行う時は、事前に十分準備をし、対応に気をつけること。
- ③企業が外部に知られたくない秘密や個人情報に接した場合は、取り扱いに注意すること。

友人であっても外部に漏らすべきではない場合があることに注意すること。

2. ボランティア活動保険

ボランティア活動中に、なんらかの事故を起こしたり、巻き込まれたりする可能性が考えられます。

基本的に、ボランティア活動は、個人の任意かつ自主的な活動ですので、その責任も個人が負うことになりません。

ボランティア活動中の事故で、過失があれば損害賠償を求められたり、訴訟の対象となったりする場合もあります。

そういう事態を想定し、万が一事故が起きたときのためにもボランティア活動保険へ加入するなど、ボランティアの依頼主若しくは、主催者へ事前に確認しておくことが重要です。

また、サークル等により学外のボランティア活動に参加する場合は、3日前までにボランティア活動届を学生支援課学生支援係に提出してください。 https://www.otaru-uc.ac.jp/student/circle_system

3. 保険への加入

これから、活動をしようとする諸君は、万が一の事故に備えて各自が必ず保険に入っておくようにしてください。

本学では、万一のケガや病気、他人への賠償事故などに備え、以下の補償制度の加入を強く推奨しています。その保険には次のようなものがあります。

保険制度の概要について

① 学研災（学生教育研究災害傷害保険）

国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合の補償

- ・ 正課中：講義・実験・実習など
- ・ 大学行事中：大学の主催する入学式、オリエンテーションなど
- ・ キャンパス内：休み時間中など
- ・ 課外活動中：大学施設内外で行われる大学が承認した部活動やサークル活動
- ・ 通学中：住居と学校施設との往復中
- ・ 学校施設等相互間の移動：教育研究活動中の施設間移動

② 付帯賠償（学研災付帯賠償責任保険）

国内外において正課、学校行事又は課外活動インターンシップ、ボランティア及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したりしたことによる法律上の賠償責任を補償

③ 付帯学総（学研災付帯学生生活総合保険）

学校活動中、活動外にかかわらず、24時間事故によるケガや病気の治療費、賠償事故への補償

※これらの保険については、学生支援課学生支援係でパンフレットの配布を行っています。

VII. 災害等

1. 火災

講義室や研究室及びゼミ室等で起きる災害で、最も被害が大きいの火災です。普段から一人ひとりが火災防止に努めることはもちろんですが、もし、火災が発生した場合には、適切、的確な行動がとれるよう、避難経路、消火器の位置を確認しておく等、万全の準備をしておくことが大切です。消火器の設置場所、避難経路については、各教室、ゼミ室等に掲示されている『避難経路図』を確認してください。

① 防火対策

- ・ 熱源の近くに引火性、可燃性の物質を置かない。
- ・ 火気使用器具は、不燃台の上に置く。
- ・ 電気コード等は、規格品を用いる。また、床に垂れ下がる配線やたこ足配線をしない。
- ・ ゼミ室等の整理・清掃を日頃から心がける。
- ・ ゼミ室等では、全員が避難できるような物品等の配置に考慮し、常に安全な出口を確保する。
なお、ゼミ室等の講義室では、火気（器）を使用しないこと。
- ・ 防火扉、消火栓の周辺、廊下、非常階段等には障害物を置かない。

② 火災発生に直面した時の対応

- ・ 火災を発見した場合は、「火事だ!」と叫び、近くの人に知らせる。火災の規模によっては、感知器が働き、

火災報知器のベルが鳴る。

- ・出火の状況を見て、初期消火が可能かどうか判断し、学生、教職員と協力して近くに備え付けの消火器により、消火活動を行う。
- ・初期消火が不可能な場合は、廊下等に設置されている屋内消火栓の非常ボタンを押して非常ベルを鳴らす。119番通報するとともに学内の関係部署に連絡する。また、負傷者がいる場合は、救急車を依頼するとともに保健管理センターにも連絡すること。
- ・余裕がある場合は、電源を切ったり、ガスを止めたり、危険物を火元から遠ざけるなどの処置をする。
- ・衣服に火が付いたときは、あわてずに人を呼んで消してもらおうか、転がって消す。

○連絡先

学生支援課学生支援係：0134-27-5245

保健管理センター：0134-27-5266

○土・日・祝日等大学職員が不在の場合の連絡先

警務員室：0134-27-5226

警務員室に警務員が不在の場合は、警務員携帯：090-2699-7939

③ 避難に当たっての心得

- ・炎が天井に達する大きさになったり、煙の発生などで手に負えないと判断したら直ちに避難する。
- ・服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難する。
- ・部屋から避難する際には、ガス源、電気、危険物等の処理を行った後、内部に人のいないことを確認し、退出時には出入り口の扉や窓は閉める。
- ・エレベーターは使用しない。
- ・廊下における避難経路の選択は、煙の流れと反対方向に逃げる。
- ・姿勢はできるだけ低くして、濡らしたタオルやハンカチなどで口や鼻を覆う。
- ・廊下の防火扉は、内側に人のいないことを確認してから閉める。

2. 地震

地震は突然起こり、地震の揺れによる家具の転倒、物品の落下・転倒、建築物の部分的破壊から倒壊など物的な被害とそれに基づく人的な被害を生じます。また地震が原因となって発生する火災、危険物の流出、拡散、爆発などの二次災害が地震災害を大きくします。

これら地震による災害を最小限にするためには、事前の地震に対する備えが必要であることはいまでもありませんが、同時に不意の地震に対する「心の準備」も大切です。

① 地震対策

- ・室内の棚や衝立類の転倒防止、内容物の落下防止策を講ずる。重い物は高いところに置かない。
- ・室内の整理整頓に努める。机の下は一時避難場所となるので、物を置かず十分なスペースを空けておく。
- ・非常口、防火扉付近には物を置かない。

② 地震発生時の対応

- ・火元の始末をすること。
- ・扉を開けるなどして脱出経路を確保する。（扉や窓が開かなくなる可能性あり）
- ・揺れが収まるまで机の下等に避難する。
- ・揺れが収まったら、頭部を保護（本などでも効果あり）し、転倒物、落下物、ガラス窓などに注意しながら安全な場所に避難する。余震の可能性があるので十分に注意。
- ・避難する際はエレベーターを使用しない。

詳しくは巻末の、地震対応（初動マニュアル）を参照してください。

VIII. 感染症、食中毒

性感染症（Sexually Transmitted Infections: STI）は特別な病気ではありません。性行為には必ずつきまとうリスクと考えて良いでしょう。他、結核やインフルエンザ等、集団生活で特に注意すべき病気について取り上げましたので普段からこれらの病気について知識を蓄えて予防してください。

1. 性感染症（STI）とエイズ

① 性感染症（STI）とは

クラミジア感染症、性器ヘルペス、淋菌感染症、梅毒、トリコモナス膺炎などセックスで感染する病気の総称です。

原因はウイルスや細菌など様々で、たった一回のセックスでも感染してしまふ可能性があります。決して他人事ではありません。中でもクラミジア感染症の罹患が多く、患者数の年齢群別割合は 20 歳～24 歳が最も多くなっています。

② STI とエイズの深い関係

エイズウイルスに感染した「HIV 感染症」も STI のひとつです。しかもクラミジアなど、他の STI に罹っているとエイズウイルスに感染する危険率が高くなってしまいます。ですから、STI の予防はそのまま HIV 感染症の予防につながります。

③ 予防策

STI について正しい知識を持つ

manaba の学内掲示板に感染症 HANDBOOK（国立大学保健管理施設協議会エイズ・感染症特別委員会発行）を掲載しています。また保健管理センターにも様々なパンフレット等を用意していますので、目を通して理解を深めてください。

コンドームを使う

ピルではエイズを含む様々な性感染症を防ぐことはできません。コンドームを正しく使うことのでかなりの性感染症を予防できます。

薬物は絶対に手を出さない

薬物依存症の問題だけでなく、性犯罪に巻き込まれるケースも増えています。薬物は性感染症やエイズと無関係ではありません。

2. インフルエンザ

① インフルエンザとは？

インフルエンザには、数十年間隔で発生する「新型」と毎年流行を繰り返す「季節性」の 2 つの種類があります。季節性インフルエンザでは国内で多い年には約 1000 万人が感染し、うち一万人の方が関連して亡くなっていると言われています。新型、季節性、どちらも、個人でできる感染予防策は共通です。正しい知識を身に付け、適切な予防と対策で流行の拡大を抑えてください。

② 予防策

1) 流行前のワクチン接種

インフルエンザのワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効とされています。

2) 咳エチケット

咳が出たら他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクは「不織布製」が効果的です。

3) 外出後の手洗いの励行

手にはインフルエンザウイルスが付着している可能性が高く、その手で目や鼻、口を触ることで感染します。

せっけんとう流水による手洗いで手に付着したウイルスを洗い流すことが出来ます。

また、アルコールによる消毒も効果があります。

4) 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御が低下しインフルエンザにかかりやすくなります。

室内は適切な湿度（50～60%）を保つことも効果的です。

5) 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心掛けましょう。

もしもインフルエンザにかかったら

登校を控え、早期に受診し療養してください。その際「感染症登校許可証明書」に医療機関で証明を貰い、登校が可能になってから保健管理センターに提出してください。メールに添付しでの提出も可能です。用紙は保健管理センターの HP からダウンロードできます。

6) 人混みを避ける

病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。特に大事な行事を控えている時には混雑している場所を避けるなどの対策が望まれます。

3. 結核

① 結核とは？

結核は、排菌している患者の咳、くしゃみ、会話などによって空気中に漂う結核菌の飛沫を肺内に吸い込むことにより感染します。主な病巣は肺です。感染者の 10～15%の人が発病しますが定期健康診断を受けていれば初期の段階での発見が可能です。発病すると初めは無症状ですが、やがて咳や痰、微熱が出現します。その他、体重の減少や全身の倦怠感（だるさ）、寝汗、胸痛などの症状があります。

予防の第一歩は結核を知ることです。そして早期発見・早期治療は本人の重症化を防ぐだけでなく、大切な家族や大学での感染の拡大を防ぐためにも重要です。

② 予防策

正しい知識をもつ

感染すなわち発病ではありません。また、発病したからといってすべての発病者が他人に感染させる危険性を持っているわけでもありません。もし、咳や痰が2週間以上続いたり、良くなったり悪くなったりを繰り返すような時にはきちんと医療機関を受診しましょう。そうすれば、早期発見で病気が治りやすく、周りの人につつ恐れも低くなります。

定期健康診断を受診する

初めは無症状のことも多く、健診診断を受ける事で初期の段階で発見できます。

免疫力を低下させない

規則正しい生活を心がけてください。栄養バランスのとれた食事や十分な睡眠、適度な運動などが大切です。

4. 食中毒

① 食中毒とは？

食中毒の原因となる細菌やウイルスが付着した食品や有害・有毒な物質が含まれた食品を食べることによって起こる健康被害をいいます。多くの場合、嘔吐、腹痛、下痢などの急性の胃腸障害を起こします。食中毒は原因物質によって、微生物（細菌、ウイルスなど）によるもの、化学物質によるもの、自然毒によるもの及びその他に大別されます。

② 予防策

食中毒予防の三原則は、食中毒菌を「付けない、増やさない、殺す」です。次のポイントを守って食中毒を予防して下さい。

- ・トイレの後や、食事の前、調理の前や調理中もこまめに手をしっかり洗いましょう。
- ・生鮮食品は購入後、常温放置はせずに、すぐに冷蔵保存しましょう。
- ・包丁やまな板、ボウル、ザル、などの調理器具はしっかり洗浄し、定期的にアルコール消毒や加熱殺菌して下さい。
- ・調理した食べ物は原則として早く食べるようにし、冷蔵庫を過信しないようにしましょう。
- ・生で食べる野菜などは水道水で十分に洗浄し、加熱調理が必要な食品は中心部までしっかり加熱しましょう。
- ・ちょっとでも怪しいと思ったら、食べずに捨てましょう。口に入れるのは、やめましょう。
- ・手に化膿している怪我があるときには、その手で直接食品に触れるのは、やめましょう。
- ・合宿所等、学内における自炊、大学祭等での食品加工に際しては、調理を担当する者の健康管理や衛生管理を徹底してください。

その他、詳細な情報を知りたい場合は厚生労働省 HP を参照して下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/0903/h0331-1.html>

5. 新型コロナウイルス感染症

① 新型コロナウイルス感染症とは？

コロナウイルスの一種である新型コロナウイルス（SARS-CoV2）によって起こる感染症で 2019 年に新たに発生した感染症です。咳やくしゃみ、会話などで排出される飛沫やエアロゾルと呼ばれるさらに小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入すること、あるいはウイルスの付着した手で目や鼻、口を触ることによって感染します。感染すると発熱、咳、のどの痛み、鼻水などの呼吸器症状の他に下痢などの症状が出る場合があります。高齢者や基礎疾患のある人は重症化して肺炎などになる危険性が高いです。また、一部の人は長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることが報告されています。

② 予防策

新型コロナウイルス感染症の予防はインフルエンザと同様に手洗い、マスクの着用を含む咳エチケットが基本です。また空気中のウイルス量を減らすために屋内では換気が効果的です。

IX. ハラスメント

ハラスメントとは、相手の意に反した言動により、相手の尊厳を傷つける人権侵害行為です。ハラスメントに該当するか否かは、基本的に言動の受け手がそれを不快に感じたかどうかによって決まります。大学内で起こりがちなハラスメントには、主に下記のようなハラスメントがあります。

① ハラスメントの種類

セクシュアル・ハラスメント

歓迎されない性的言動または行為により、（相手に）屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること、また、性的な言動または行為によって相手方の望まない行為を要求し、これを拒んだ者に対し、職業、教育の場で人事上の不利益を与えるなどの嫌がらせに及ぶことを言います。ある言動がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかは、あくまでも相手の受けとめ方（「不快」と感じるかどうか）によるのであって、その言動を行う者の感覚で判断されるものではないことに注意してください。

アカデミック・ハラスメント

教職員又は学生等による、その職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は学生等に対して行う研究者しくは教育上又は修学上の不適切な言動であり、本学の就学上又は職務上の関係において行われるものです。

パワー・ハラスメント

課外活動やゼミなど、学生間での地位や人間関係の優位性を背景にしたハラスメントも起こり得ます。一般的には職場での「上司と部下」の関係における事例が典型例ではありますが、学生同士の上下関係であっても同様であることに留意しなければなりません。ただし、適正な範囲での注意・指導・叱責はハラスメントにはあたりません。

② ハラスメントの具体例

授業・ゼミで	聞くに耐えない卑猥な冗談を言う。 単位認定や卒論指導を取引条件にして、不適切な要求をする。 正当な理由なく単位を与えない。 正当な理由なく本人の希望に反する学習・研究テーマを押しつける。
教員研究室や事務室で	ノードポスターが貼られている。 卑猥な雑誌をわざと見せる。 PCのディスプレイに卑猥な画像を表示する。 文献・図書・機器類を使わせない。 指導教員が、論文等に加筆修正しただけで第一著者となる。（研究成果の搾取）
コンパ・宴会の席で	浴衣への着替えを強要する。 カラオケでのデュエットを強要する。 イッキ飲みを強要する。
自宅で	性的な内容等のいたずら電話をかけたり、手紙やeメールを送ったりする。

③ ハラスメントの対応策

あなたがハラスメントを受けたと感じたら・・・

- ・加害者にその言動が不快であること、すぐにやめてもらいたいことをはっきりと伝えてください。また、受けたハラスメントについて、いつ、どこで、何があったのかを記録しておくことも大切です。
- ・ひとりで抱え込まずに、信頼できる友人に相談したり、ハラスメント相談室に相談したりする方法により、必要な救済あるいは解決の方法を見いだすことが大切です。

あなたがハラスメントを見たら・・・

- ・不快な場面を目撃したら、すぐ加害者に注意してください。
- ・必要であれば、ハラスメントが生じたことについて証人になってあげてください。
- ・被害者の相談に応じ、内容によっては精神的な支えになってあげてください。
- ・ハラスメント相談室に相談するように勧めたり、一緒に相談に行ったりしてあげてください。もちろん、あなたが直接ハラスメント相談室に相談・通報することもできます。

本学ハラスメント相談室

e-mail: harassment@res.otaru-uc.ac.jp



X. 悪徳商法

ここ数年、マルチ商法をはじめ学生を狙った悪徳商法による被害が全国で多発しています。悪質な手口に引っかからないためには、まず、悪質商法の手口を知ることが大切です。

若年層が陥りやすい消費者トラブル事例（経済産業省HPより）

1. アポイントメントセールス、キャッチセールス

電話で「あなたが特別に選ばれました。〇〇を取りに来てください」などと言って販売目的を告げずに事務所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールス。駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れていき、商品やサービス等を販売するキャッチセールス。

ここがポイント！

- ・どちらの商法も事業者の営業所などに連れて行かれ、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。
- ・「タダ」に釣られて、簡単について行かないことが肝心です。
- ・不要な商品の販売には、毅然と断りましょう。

2. マルチ商法

個人を商品等の販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入になると、組織を連鎖的に拡大する商法。

ここがポイント！

- ・悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのように勧誘してることがあります。「必ず儲かる」ウマイ話はありません。
 - ・多量の商品を購入しても思ったように売れず、売れ残りの商品や借金を抱えてしまうリスクもあります。
 - ・SNS（LINE、インスタグラム等）で友人やアルバイト先の同僚を勧誘することが多いため、信頼を失ったり人間関係を壊したりすることになりかねません。
- なお、商品が介在しない、いわゆる「ねずみ講」は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されています。

3. デート（恋人）商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、それにつけ込んでアクセサリーなど高額な商品を販売する商法。

ここがポイント！

- ・恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。
- ・一度買ってしまつと、また購入してもらえと思われ、次々に商品をせがまれることがあります。
- ・出会いのきっかけがマッチングアプリやSNSの場合は要注意です。

4. 迷惑メールがきっかけの不当請求

パソコンや携帯電話へ届いた「出会い系サイト」や「アダルト系サイト」の広告メールにうっかり接続してしまったり、利用料金の請求がきてしまった。

ここがポイント！

- ・サービスを利用（契約）しようとして接続したわけでなければ支払いの義務はありません。
- ・事業者へ返信し、自分の名前や電話番号などを教えると、次の被害につながるがあるので、個人情報には絶対に教えないこと。
- ・身に覚えのないメールの URL には興味本位で接続しないことが第一です。
- ・迷惑メールを受信しないために、文字数が多く複雑なメールアドレスにしたり、各種サービス（フィルタリング機能）を活用したりしましょう。
- ・脅迫されたら警察へ。

5. 資格商法

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法。

ここがポイント！

- ・「結構です」「はいはい」といった曖昧な返事はトラブルのもと。口約束でも契約は成立します。契約の意志がなければはっきり断りましょう。
- ・過去に類似の資格講座を受講していた人に、まだ講座の契約は続いていると嘘を言い、更新費用の支払いを求めるとも横行しています。過去の講座が既に終了している場合は、取りあわずきっぱり断りましょう。

6. オンラインショッピング

インターネット上で契約の申込み等を行うインターネット通信販売（ネット通販）が普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりましたが・・・

ここがポイント！

- ・出品者と落札者双方が個人の場合、取引は自己責任となります。ネット通販を含め、通信販売はクーリング・オフできません。申込はじっくり考えてから。
- ・支払う前に、販売者の連絡先、申込画面などプリントアウトしておきましょう。
- ・出品者と落札者を仲介する（有料）サービスを利用する手段もあります。

7. クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて

8日間・・・電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）
20日間・・・連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

上記の期間内に、書面（ハガキ等）で販売会社に通知します。通知は簡易書留扱いで出しましょう。

原則として、支払った代金は全額返金されますが、通信販売は、クーリング・オフできません。

8. 相談窓口

小樽・北しりべし消費者センター

開設日 平日
開設時間 9時～17時
場所 小樽市花園2丁目12-1 小樽市役所別館5階
電話 0134-23-7851

参考にしてください！「消費生活安心ガイド（経済産業省）」

法律の解釈、消費者トラブル事例、クーリングオフの手続方法、各地の消費者相談窓口の連絡先等をわかりやすく紹介しています。

<http://www.no-trouble.go.jp/#top>

XI. 闇バイト

1. 闇バイトとは

SNS やインターネット掲示板などで、「短期間」「高収入」という甘い言葉で募集する、犯罪組織の手先（捨て駒）として利用されるアルバイト（犯罪行為）のことです。

2. 闇バイトの見分け方

誰もが閲覧できる X や Instagram、中にはチラシや求人サイトで募集されていることもあります。一般的なバイトとは異なり、秘匿性が高く、やり取りの記録が残りにくいアプリに誘導され、個人情報の入力を要求されます。

「荷物を受け取る・運ぶだけ」、「電話をかけるだけ」、「現地調査」など簡単な作業内容をチラシつかせ、「現金・薬物の受け子・運び屋」、「振込詐欺のかけ子」、「強盗の下見」の犯罪行為に加担してしまい、やめたいと思っても犯罪組織より脅迫を受け、抜け出せない状況に陥ります。

犯罪組織が求める個人情報

- (例 1) 自身の身分証明書と顔写真
- (例 2) 家族や交際相手の住所、氏名、生年月日、勤務先、顔写真

犯罪組織による脅迫行為

犯罪組織から離脱する意思を示した途端に態度を豹変させ、あらゆる手段を使って離脱阻止をはかります。

- (例 1) 自身及び家族の住所、顔を知っている「自宅に押し掛ける」「家族全員を殺す」と脅される。
- (例 2) 逃げた場合はこうなると、暴行を加える動画が送られてきて、怖くなり断われなくなる。

3. 闇バイトかな？と思ったら

「怪しい」「まずい」とと思ったら、応募する前に、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。

4. 闇バイトに申し込んでしまったら

一人で悩まないでください。家族や自身の安全に関わるものであるため、直接的な危害が加えられる前に、すぐに最寄りの警察署又は警視庁総合相談センターに相談してください。

- ・小樽警察署：0134-27-0110
- ・札幌中央警察署：011-242-0110
- ・警視庁総合相談センター：03-3501-0110 又は #9110

XII. ブラックバイト

近年、労働基準関係法令に反した環境で働かされる、いわゆる「ブラックバイト」が問題となっています。具体的な例としては、労働条件の明示が適切になされなかった、残業代が支払われなかった、採用時に合意した以上のシフトを入られた、試験期間中にシフトを入られた、などさまざまですが、学業との両立が疑われるものもあります。

文部科学省と厚生労働省は連携して、学生アルバイトの多い業界団体に向けて自主的な点検の実施(労働基準関係法令の遵守、シフト設定)を要請しました。労働基準法においては、正社員、契約社員、アルバイトといった区別はなく、これらはすべて「労働者」にあたります。大学生になって、アルバイトを始める人も多いと思いますが、その際には、労働条件を正確に把握するため、雇用主から、適切な説明を受けてください。また、労働基準法に反した対応がなされた場合は、ひとりで悩まずに、ハローワークや労働基準監督署、弁護士の無料相談サービス等を利用し、すぐに相談するようにしてください。

XIII. カルト集団

近年、全国の大学で宗教団体の勧誘にまつわるトラブルが発生しています。そのなかには、カルト集団と目される団体もあります。彼らは正体を隠して、ボランティアサークル等のダミーサークルを名乗り、純真な学生に巧みに近づいてきます。本人は気がつかないうちにマインドコントロールされ、団体の活動に生活の中心が移り、学生生活が次第に破綻していきます。

怪しいと思われる団体の勧誘を受けたときは、はっきりと断ること、トラブルを防ぐには絶対に個人情報をお教えすることが大切です。そして、「おかしい」「怪しい」と思ったら大学（学生何でも相談室、学生支援課）に早めに相談・問合せをしてください。

1. カルトとは

特定の教祖や教義を熱意的に信じる小集団。

その中でも、代表者又は特定の主義主張に絶対的に服従するよう、メンバーやメンバー候補者の思考能力を停止や減退させて、目的のためには違法行為も繰り返して行う集団を「破壊的カルト」と称している（日本脱カルト協会・JSCPR）。

2. カルトのタイプ

① 宗教型

主に宗教的強迫（祟り・悪運・憑依・呪い・来世・・・）の恐怖をもって迫る。

→「これがあれば幸せ」＝「これがなければ不幸せ」

② 商業型

常識的には「あり得ない」儲け話（一攫千金・未知の商法・無限連鎖）

→「このチャンスを逃すな」＝「考えずに行動しろ」

③ 心理・教育型

誰もが持つ「向上心」につけ込み、架空の「潜在能力」を誤認させる。

→「今以上の能力を発揮できる」＝「今のままではダメ」

④ 政治型

「社会的問題」に対する憂慮を煽り立て、破壊活動を正当化する。

→「世の中は間違っている」＝「我々のみが正しい」

3. 勧誘の手口

- 特に入學時や新学期、新しい環境に慣れないとき、その不安を利用する
- バーチャルな生活、様々な体験が少ない、バランス感覚が弱い学生が狙われやすい
- 駅前や書店等でもアンケート等と声かけしたり、実際の名称を隠しヨーガや勉強会、サークルを装う
- 自分さがし、一層成長したいとの想いを利用しセミナー、アンケート、占い等を使う
- 「友だちになろう」、「一緒にパーティーに行こう」等から段階的に深い集会へ誘う
- メール、SNS での交流を巧みに利用する
- 食事や相談にのる関係から親密になり、電話番号、住所等の個人情報を聞き出す。また、断りにくい状況をつくる

4. おかしいと思ったら

勧誘者を人間的に魅力的であると感じることも少なくありません。

しかし、以下のようなことをされた場合、破壊的カルト団体である可能性が高いといえます。

おかしいと感じたらはっきり断りましょう。また、すぐに大学に相談してください。

- 宗教的な話をされた
- ビデオ教育をされた
- 「他の人に話してはいけない」など情報規制をされた
- 「新聞、テレビの情報は嘘で、自分たちの言うことが正しい」などの話をされた

XIV. インターネット利用マナー

近年、インターネットを介したトラブルや犯罪が非常に増えています。それを未然に防ぐため、またインターネットを楽しく安全に利用するために、以下のマナーやルールを守りましょう。

① 自分・他人のプライバシーや個人情報を流さない

SNS（フェイスブック、X（旧 Twitter）、インスタグラムなど）、ブログなどインターネット上で個人情報を安易に書き込んだりしないように注意しましょう。また、自分だけでなく、家族や友人の個人情報も書き込んだりしないようにしましょう。

② インターネットを使って、他人を中傷・非難してはいけない

ブログや掲示板や SNS など、インターネットを使って絶対に他人を中傷・非難してはいけません。相手を傷付けないように、思いやりの気持ちを持って利用しましょう。

③ 著作権や肖像権に注意する

著作権とは、著作物を作った人だけが利用できる権利です。
肖像権とは、自分が写った写真などをむやみに公開されないようにする権利です。
他人が書いた文章や Web サイト上での画像などの著作物を無断で掲載することはやめましょう。

④ 電子メールの使用の仕方について気をつける

メールを送る前には、必ず宛先や内容を確認してから送ってください。また、信頼できる人以外には、住所や連絡先などの個人情報を教えないよう、十分注意してください。

⑤ インターネット上に出した情報は取り消せない

自分の書き込みを見ているのは、仲間内だけではありません。世界中の人が見えています。
書き込みをする前に、書き込みの内容が社会的な規範を逸脱していないか、また、仲間以外の誰かに読まれたら困らないかよく考え、十分注意した上でインターネットを利用しましょう。

小樽商科大学学生生活安全マニュアル 編集・発行 小樽商科大学学生支援課学生支援係 2026年4月発行
--



地震対応

(初動マニュアル)

Otaru University of Commerce
小樽商科大学

地震が発生したら！

地震の発生

1. まず、自分の身を守る！

- ・教室、建物内にいる場合は、慌てて外へ飛び出さない。
- ・揺れが収まるまで机の下などに潜る、バッグ・衣類などで頭を覆うなどして、落下物から頭を保護する。窓や棚、ガラスなど、割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。
- ・広場やグラウンドなど、落下物がない場所にいる場合は、その場で座り込み、揺れが収まるのを待つ。

2. 素早く火元を確認する！

- ・ガスの元栓を締めるなどにより、火災の発生を防ぐ。

3. 脱出口を確保！

- ・余裕があれば非常口やドアを開けるなど、脱出口を確保する。
- ※なお、授業中など、近くに教職員がいる場合は、その指示に従って行動してください。

地震発生の直後

1. 火災が発生した場合！

- ・大きな声で「火事だー」と叫び、付近の人に知らせ、屋内消火栓の非常ボタンを押して非常ベルを鳴らす。自分の身が安全な範囲で、周囲の協力を得ながら初期消火に協力する。

2. 負傷者の救助！

- ・負傷者がいる場合は、速やかに教職員へ連絡し、かつ、安全な範囲で、周囲の協力を得ながら応急手当を行う。

落ち着いたら

1. 周囲が安全なら待機する！

2. 周囲が危険なら指定された避難場所へ移動する！

- ・余震の可能性に留意しながら、倒れやすい備品や窓ガラスから離れ、地面の亀裂や陥没に注意して移動する。移動にエレベーターを使わない(地震時にはエレベーターは緊急停止します)。

3. 家族や大学への安否確認を行う！

- ※ なお、3大学(小樽・帯広・北見)の所在地近郊で震度6弱以上の地震が発生した場合に、「北海道国立大学機構 安否確認システム『ANPIC』」により、安否確認通知(メール・アプリ通知・LINE 配信)が自動で送信されますので、通知が届いたら、必ず安否状況を報告してください。また、安否確認システムの初期設定を済ませていない場合は、初期登録メールから必ず設定を完了してください(アプリ通知・LINE 配信は初期登録を完了しなければ使えません)。

4. 帰宅又は避難所等で待機！

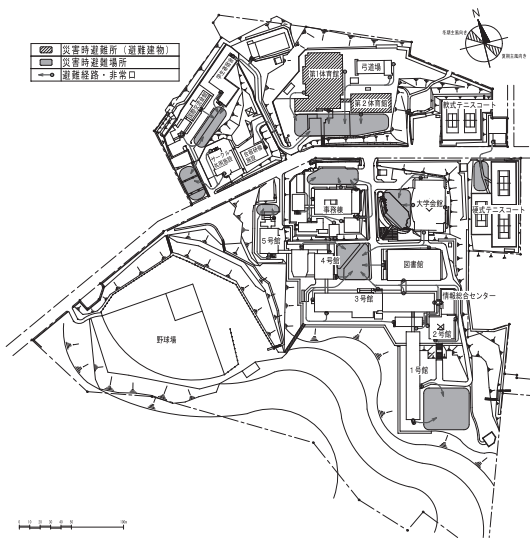
- ・帰宅又は待機の判断は、教職員の指示に従ってください。
(構内緊急放送によりアナウンスを行う場合があります)

緊急時連絡先

<p>1. 学生の場合 ○教務課教務企画係 tel : 0134-27-5236 fax : 0134-27-5243 e-mail : k-kikaku@office.otaru-uc.ac.jp または、 ○学生支援課学生支援係 tel : 0134-27-5245 fax : 0134-27-5264 e-mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp</p>	<p>3. その他の連絡先 ○警務員室 Tel : 0134-27-5226</p>
<p>2. 留学生の場合 ○学生支援課国際交流室 tel : 0134-27-5262 fax : 0134-27-5264 e-mail : inljimu@office.otaru-uc.ac.jp</p>	<p>4. 災害用伝言ダイヤル 171 N T T の災害用伝言ダイヤルは災害時に使用できます。 利用にあたっては、予め家族と確認しておきましょう。 なお、携帯電話各社でも災害発生時に「災害伝言板」等の利用ができますので、確認しておいてください。</p>

避難経路・避難場所

※ 本学の緊急時避難所（避難建物）は、第1体育館及び第2体育館です。



安否確認システム『ANPIC』

本学では、地震等の大規模災害リスクに対応するため、「安否確認システム『ANPIC』」を導入しています。

本システムでは、地震やその他大規模災害が発生した場合に、安否確認通知（メール・スマートフォン専用アプリ通知・LINE 通知）が送信されます。学生の皆さんは、災害発生時における安否確認の重要性を認識して、災害時又は防災訓練実施時に本システムから安否確認通知が届いたら、災害発生場所にかかわらず、必ず安否状況を報告してください。本学は報告された内容をもとに、学生の安否状況を把握します。

本システムを利用するには初期設定が必要です。初期設定を完了すると、メールだけでなく、『ANPIC』公式のスマートフォン専用アプリやLINE から安否確認通知を受け取る事ができます。設定やメールアドレスの変更方法、アプリ・LINE の登録方法は「2. 安否確認システムの各種設定方法について」をご確認ください。

1. 安否状況の報告について

- (1) 3大学の所在地近郊で震度6弱以上の地震が発生した場合に、安否確認通知（メール・アプリ通知・LINE 配信）が自動で送信されます。また、その他大規模災害が発生した際にも、発生した災害による影響を鑑み、必要に応じて本学から安否確認通知が送信されます。
- (2) 通知が届いたら、システムの指示に従い、自分自身の安否と現在地の情報を報告（送信）してください。
- (3) システム管理者が、学生、教職員の安否状況を確認します。

2. 安否確認システムの各種設定方法について

(1) 初期設定方法（新入生オリエンテーションにて実施）

本学は、事前に学生の皆さんの大学メールアドレス（@edu.otaru-uc.ac.jp）がシステムに登録されており、初期登録サイトにアクセスして学生番号を入力すると、そのアドレス宛に初期登録メールが配信されます。


そのメールから、必ず下記の初期設定を行ってください。

ステップ 1	ステップ 2
<p>初期登録サイトにアクセスします。</p> <div data-bbox="225 416 490 584" style="border: 1px solid gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>北海道国立大学機構 ANPIC初期登録サイト</p>  <p>https://anpic-v18.jecc.jp/nuc-hokkaido/regist</p> </div> <p>※一部の携帯電話やスマートフォンにて、SSL暗号化通信に対応していない端末は、上記の初期登録サイトにアクセスすることができません。SSLに対応しているパソコンやスマートフォンよりアクセスしてください。</p>	<p>ログインIDに学生番号を入力して[次へ]をクリックします。</p> <div data-bbox="658 408 955 772" style="border: 1px solid gray; padding: 10px;">  </div>
<p>事前にANPICに登録されている大学のメールアドレス（～@edu.otaru-uc.ac.jp）宛に「初期登録メール」が届きます。届いたメールのURLをクリックします。</p> <div data-bbox="210 887 508 1082" style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>Subject :ANPIC初期登録について (Regarding ANPIC initial registration)</p> <p>北海道国立大学機構 あんび太郎様</p> <p>以下のURLにアクセスし、パスワード、メールアドレスの登録を実施してください。(Please access the URL below to register your password and email address.) ユーザ登録は、こちらから！(For user registration, click here)</p> <p>https://anpic*.jecc.jp/***** (有効期限:2時間) (Link expires in 2 hours)</p> </div> <p>※初期登録メールの有効期限は2時間です。有効期限を過ぎた場合にはステップ1からやり直してください。</p>	<p>表示された個人情報登録画面の内容に沿ってパスワードを入力して[登録する]をクリックします。</p> <div data-bbox="613 887 955 1246" style="border: 1px solid gray; padding: 10px;">  </div>

ステップ 5	ステップ 6
<p>ANPICから「本登録メール」が届きます。届いたメールのURLをクリックします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Subject :ANPIC 本登録について (Regarding ANPIC full registration)</p> <p>北海道国立大学機構 あんぴ太郎様</p> <p>以下のURLにアクセスし、本登録を実施してください。 (Please access the URL below to complete the full registration process.)</p> <p>本登録は、こちらから ↓ (For full registration, click here)</p> <p>https://anpic.jecc.jp/***** (有効期限:2時間) (Link expires in 2 hours)</p> </div> <p>※本登録メールの有効期限は2時間です。有効期限を過ぎた場合にはステップ1からやり直してください。</p>	<p>登録完了画面が表示されると、初期設定完了です。ログイン画面に遷移してブックマーク登録してください。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>ユーザー情報の登録に成功しました。 ログイン画面からログインできることを確認してください Successful registration of user information. Please confirm that you can login.</p> <p>ログイン画面へ Go to login page</p> </div> <p>初期設定完了後、ANPICをご使用する際はwebサイトのログイン画面か、専用アプリからログインしてください。</p> <p>★ご登録いただいたパスワードは大切に保管してください。</p>

(2) メールアドレス設定/パスワード変更の方法について

本システムにログインするとメールアドレスを編集することができますシステムには最大3つまでアドレスを登録することができますので、受信トラブルがあっても通知を受け取れるよう、複数のアドレスを登録しておいてください。なお、個人のメールアドレスを変更した場合は、必ず安否確認システムに登録したアドレスも変更してください。


国立大学法人北海道国立大学機構ANPICサイト 

<https://anpic-v18.jecc.jp/nuc-hokkaido>

ログインID : 学生番号
初期パスワード : 初期設定用サイトでご自身で登録したパスワード

パスワード変更/メールアドレス設定方法 (*はオプションです)

ログインする



ANPICサイトにアクセスします。
あらかじめ設定された
ログインIDとパスワードを正しく入力して
「ログイン」ボタンをタップしてください。
※ANPICサイトには、本資料上部に
記載のURLまたはQRコードでアクセス
してください。
※入力間違いにご注意ください。

メニュー表示方法



スマートフォンやタブレット端末ではメニューが非表示になっているため、左上部のメニューボタンでメニューを表示し、目的のページを開いてください。

パスワード、メールアドレスを登録、変更する



メニューの「アカウント設定」より、アカウント設定画面にアクセスし、【ログインパスワード】【メール】の「編集する」ボタンから登録または変更をしてください。
メールアドレス登録後、変更完了メールが届いているか確認してください。
※変更完了メールが届かない場合、指定受信設定や、メールアドレスの修正等をおこなった後、テストメールを送信し、【no-reply@jecc.jp】からのメールを受信できることを必ず確認してください。
※メールアドレスの入力間違いにご注意ください。

- (*) ★メールアドレスを登録すると、登録されたメールアドレスもログインIDとして使用できるようになります。

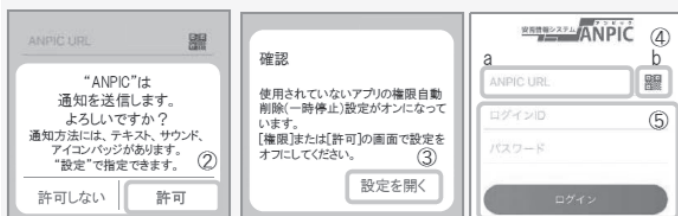
(3) 専用アプリ・LINE で通知を受ける場合の設定方法について

1. アプリをインストールする

「アカウント設定」内の【スマートフォンアプリ 端末情報】にある黒いアイコンからインストール、もしくは App Store/Playストア/Google Playにて「anpic」「アンピック」「あんぴつく」のいずれかで検索しインストールしてください。
※上記手順で検索結果にアプリが表示されない場合は、ANPICのHP(<https://www.anpic.jp>)下部「無料アプリのダウンロードはこちら!」から以下アイコンをタップしダウンロード画面へ遷移してください。



2. アプリを起動し、ログインする



- ①インストールしたアプリのアイコンをタップして、起動する。
- ②起動後、プッシュ通知許諾確認メッセージが表示されたら、「OK」や「許可」などで、通知を許可する。
- ③上記中央の確認画面が表示されたら、端末の設定ページにて設定を行う。
(設定手順や項目名は端末によって異なります。
詳細・手順は本紙2枚目「LINEやANPICアプリに通知が届かない場合」の「共通の確認項目2-1・2-2」参照)
- ④a. 本PDFファイル左上にあるANPICサイトのURLを直接入力する。または
b. 罨アイコンをタップし、カメラで本PDFファイル左上のQRコードを読み込む。
※カメラの使用許諾確認メッセージが表示された場合、「OK」などで「許可」をしてください。
※QRコードは、ログイン画面下部「QRコード」やログイン後のメニュー下部「QRコード」からも表示できます。
- ⑤ご自身のログインIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンよりログインする。
※パスワードを忘れた場合、新しいパスワードを再発行するため、管理者にお申し出ください。

★一度ログアウトすると、次回のアプリ起動時にURL、ログインID、パスワードの入力が必要になります。

★機種変更をしたら、URL、ログインID、パスワードを再登録してください。

3.通知先を設定する

LINEで通知を受け取る場合

通知先を「LINE」にすると、アプリで通知を受け取ることができません。

★LINEアプリがインストールされていることを前提とします。



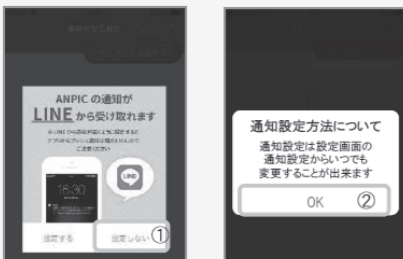
- ①LINE通知設定画面が表示されたら[設定する]をタップする。
- ②確認メッセージが表示されたら[OK]をタップする。
- ③認証画面が表示されたら[同意する]または[許可する]をタップする。
【iOS端末の場合、以下手順が必要な場合もあります】
- ④「このアプリを開きますか?」と表示されたら「確認」をタップする。
- ⑤「“ANPIC”で開きますか?」と表示されたら「開く」をタップする。



- ⑥友だち追加画面が表示されたら[追加]をタップする。
- ⑦ LINEのトーク画面を確認し、上記の通知が届いていることを確認する。
- ⑧ ANPICアプリを必ず開き、[設定]-[通知画面]で、[LINE]にチェックが入っていることを確認したら設定は完了。

アプリで通知を受け取る場合

通知先を「アプリ」にすると、LINEで通知を受け取ることができません。



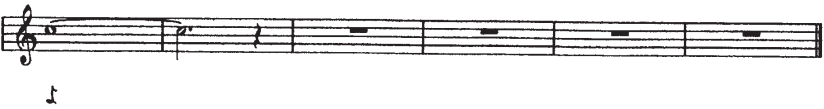
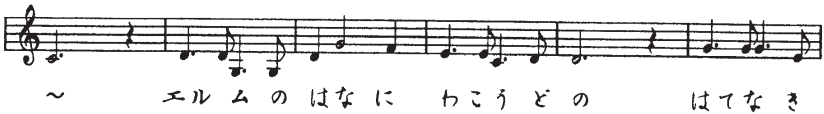
- ①LINE通知設定画面が表示されたら [設定しない]をタップ。
- ②設定方法についてのメッセージが表示されたら[OK]をタップ。

小樽商科大 学校歌

(1932年1月15日作)

作詩 時 雨 音 羽
作曲 杉 山 長 谷 夫

希望に燃えてゆるやかな行進風に



小樽商科大 学校歌

時 雨 音 羽 作詩
杉 山 長 谷 夫 作曲

一、金鱗おどる 渺々の
あけほの 称う 浪の 唄

エルムの 花に 若人の
涯なきの ぞみ 数を 秘めて

渺うるわしの 緑ヶ丘よ

二、夕陽映ゆる 白樺の
梢とわたる 風の 唄

慈愛の 山のとこころに
銀翼みかき 駿足 秘めて

明ほがら かの 緑ヶ丘よ

三、卷字はて ず道つまず
はるかに 仰ぐ 北斗星

栄冠 迎う この 胸に
「飛躍の 力」ととき 秘めて

花咲き 匂う 緑ヶ丘よ

四、健腕 拓く 五大洲
凱歌は あがる 我母 校

感激 みて 若人の
血潮に 清き 教を 秘めて

春永遠の 緑ヶ丘よ

小樽商科大学の学章

「ヘルメスの翼に一星」の由来



小樽商科大学の学章「ヘルメスの翼に一星」は、
商業神ヘルメスの翼の上にある一星が、北の大地から英知の光を
放つ様子をあらわしたものです。

下のリボンには1910年の創立と
Otaru University of Commerceの
頭文字が示されています。

ヘルメス(Hermes)は、ギリシャ神話の神の一人で
伝令の神、また商業、学術などの神とされています。

ローマ神話ではマーキュリー(Mercury)。

ヘルメスは2匹の蛇がからみついた

翼のついた杖をもち、

伝令の神として世界を飛翔しています。

一星は、本学の前身である小樽高等商業学校以来、
本学のシンボルとして用いられてきました。

「北に一星あり。小なれどその輝光強し。」

と謳われた本学の伝統を象徴します。

小樽商科大学

〒047-8501 北海道小樽市緑3丁目5番21号